

第一百九十六回国会
議院

國土交通委員会議録 第十七号

(二八五)

平成三十年五月二十三日(水曜日)

午前九時開議

出席委員
委員長 西村 明宏君

理事
理事 新谷 鬼木 誠君

理事

同日 辞任

補欠選任

本日の会議に付した案件

会計検査院当局者出頭要求に関する件

内閣提出第52号

船舶の再資源化等に関する特別措置法案

内閣提出第53号

国土交通行政の基本施策に関する件

そのように決しました。

○西村委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。矢上雅義君。

○矢上委員 ありがとうございます。立憲民主党の矢上雅義でございます。

本日は、先日参考人質疑がございました所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案とかなり長い名前でございますけれども、質問させていただきます。

実は私は昭和三十五年生まれで、ことしで五十八にならんですけれども、私も人生経験は短い方でございますが、これだけ大きく時代がさま変わりしたことを驚いております。

実は、ちょうど今から四十年前になりますけれども、大学一年生のときに、私の地元は熊本県球磨郡相良村といふんですけれども、山つきの村です。そこで、相良村役場主導で地籍調査がございました。そのときに立会人をやつてくれといたことで、山にも入り、また、田んぼ、畑にも入り、そして、宅地の境界決めにも参加いたしました。

当時は、山に入るときも、草木を払いながら、みんな手に鎌を持ったり腰なたを下げる立ち会うわけですから、必ずと言っていいぐらい、お隣さん同士で境界を決めるときの争い事が起きて、みんな顔を真っ赤にして、もうけんか状態のようない形で地籍調査をやつたことを覚えております。

地籍調査のおかげで仲がよくなつたり、逆にお隣とけんかして口もきかなくなつたりとさまざまなことがあつたんですねけれども、当時の地権者の方は、山に対しても、田んぼに対しても、畑に対しても、なおさら、我が家と隣の家のとのプロックの境決めについても、かなりいろいろな思いがございました。

昔のことですから、毎日田んぼや畑に出る農家のあぜは、弓のようく曲がつてしまつて隣の土地を侵食するぐらいのあぜのつくりになつてきました。されども、何年かたつと、最後は、境界の石

とか境界の杉、ヒノキをもとに真つすぐあぜをつくり直すということでそれほど厳しい戦いをしてください。

す。

このため国土交通省といたしましては、所有者不明土地の利用の円滑化を図ることを目的とした三年ほど前、相良村に私が持つております四反の田畠を管理することができないため、同じ町内の方にただでもいいから受け取つていただけませんでしょかと言いましたら、皆さん、ただでも要らないということで全員お断りになりました。

お聞きましたら、田んぼ、畑を含めてもう草木がどんどんはえてきます。そうすると、年をとつてから草払いをするのが自分じゃできない。そうなると、シルバー人材センターとか地元の森林組合にお願いして年何回も払うと、結局、自分が持つている田んぼ、畑だけでも年金を食い潰すのに、人の分まで預かりすることはできな

いという現状でございます。

そういうことで、このように大きく土地に対する国民の思いがさま変わりした中で、今回、国土交通省より、何らかの形でもいいから改善していただきたいということで所有者不明土地に関する法案が提出されたことについては、大変ありがたいことだと思っております。

ここでまた改めて、本法案の提出の背景及び制度の目的、手法などについて、石井國土交通大臣よりお聞きしたいと思います。

○石井国務大臣 人口減少に伴います土地利用ニーズの低下や地方から都市等への人口移動を背景といたしました土地の所有意識の希薄化等によりまして、不動産登記では、所有者の氏名や所在がわからぬ土地、いわゆる所有者不明土地が全国的に増加傾向にあり、将来的には更に所有者不明土地が増加すると指摘をされております。

このような所有者不明土地につきましては、公事業用地の取得などさまざまな場面で所有者の変更を余儀なくされたり、事業の実施そのものが困難になるといった問題に直面をしておりま

す。

例として行われるのか、簡単で結構ですから教えてください。

○田村(計)政府参考人 お答えいたします。

事業認定は、事業認定庁、国ないしは都道府県知事が起業者からの申請を受けて認定を行つものでございますが、要件がおおむね四つございまして、一つは、今申しましたような土地収用法の第三条の各号列記の対象の事業であるということが

一つ。それから、起業者にそういうった事業を行う意思とか能力があるということ。それから、その当該事業の執行が土地の適正かつ合理的な利用に資するものであること。それから、その当該事業に公益性が認められるということ。

おおむねこの四つの要件を満たしていくかどうかということを認定庁の方で判断をして認定をするということです。

○矢上委員 ただいま大臣より、公共用地に関する手続の合理化や、また、所有者不明土地に対する探索についてのお話がございました。

そして今回、本法案では、特に土地収用法の一部合理化、そしてまた、例外的な措置としていろいろな制度が新たに提案されております。

特に、土地を収用若しくは使用する場合にどのようないくつかの形でもいいから改善していきたいということで所有者不明土地に関する法案が提出されました。そこで、土地収用法が対象とする事業と重なるものかどうか、その範囲について国土交通省にお聞きいたします。

○田村(計)政府参考人 お答えいたします。

今回の収用手続の特例につきましては、事業といたしましては、土地収用法第三条各号に列記をされております、いわゆる収用適格事業と同一のものでございまして、それらが対象になるものであります。かつ、個別に申し上げれば、その中で、土地収用法に基づく事業認定を受けていることが前提となります。

ただし、本特例の対象となる土地につきましては、簡易なもの除去して建築物が存在せず、現に利用されていない所有者不明土地であつて、反対する権利者のないものに限定をしております。

○矢上委員 今回の事業の対象としては、まず、土地収用法における収用適格事業であることが、及びまた、事業認定を受けておるものであるということになつておりますけれども、この事業認定についてはかなり公平性が担保された形で行われるんでしょうか。

具体的にどのような形で事業認定というのは事

例として行われるのか、簡単で結構ですから教えてください。

○田村(計)政府参考人 お答えいたします。

事業認定は、事業認定庁、国ないしは都道府県知事が起業者からの申請を受けて認定を行つものでございますが、要件がおおむね四つございまして、一つは、今申しましたような土地収用法の第三条の各号列記の対象の事業であるということが

一つ。それから、起業者にそういうった事業を行う意思とか能力があるということ。それから、その当該事業の執行が土地の適正かつ合理的な利用に資するものであること。それから、その当該事業に公益性が認められるということ。

おおむねこの四つの要件を満たしていくかどうかということを認定庁の方で判断をして認定をするということです。

○矢上委員 ありがとうございます。

そういうことで、収用適格事業に該当すること、また、事業認定の四つの要件に該当すること、つまり縛りがかけられていると思いますけれども、さらにまた、この土地利用の前提として、所有者又はその存在が不明と判断される場合に、それらの方々を十分に探索したかどうかという判定基準というものはどのようになされるのか、国交省にお伺いいたします。

○田村(計)政府参考人 お答えいたします。

探索のお尋ねでございますが、この法案では、「相当な努力が払われたと認められるもの」として政令で定める方法により探索を行つてもなおその所有者の全部又は一部を確定することができない一筆の土地」を「所有者不明土地」として定義しております。

この探索の具体的な方法でございますけれども、一つは、登記事項証明書の交付を請求するなど、それから、住民票、戸籍、固定資産課税台帳などの書類に記載された情報の提供を求めるなど、それを、一定範囲の親族等に照会することと、それから、一定範囲の親族等に照会することと、それから、一定範囲の親族等に照会することなどを想定をしているところでございます。

こうした探索が十分に行われたかどうかにつきましては、収用の特例の裁定の申請書に、「特定所有者不明土地の所有者の全部又は一部を確知することができない事情」として、事業者が行つた具体的な探索行為を記載をしていただきまして、都道府県知事がこれをもとに確認をするという手続を踏むこととしております。

○矢上委員 先日以来の説明で、この所有不明者等を一定の努力のもとに探索するということですけれども、特に、先ほど申されました公的な帳簿類、そのあたりについて各、国、県、市町村を含めてそれぞれの関係者が合理的な範囲で情報を共有するシステムを考えておるということをございましたが、そのことについてちょっとお伺いしたいと思います。

○田村(計)政府参考人 お答えいたします。

不動産に関する情報に係るものといたしましては、各省でいろいろ台帳とか、農地の関係であれば農地台帳でありますとか、それから、我々もういういった不動産情報の国土利用計画に基づくものとか持っておりますが、何といつてもやはり不動産登記簿を中心としたところでございまして、不動産登記簿を中心いたしまして、そういった各省が今保有している情報の横の連絡、これをとる必要があるだろうということでございまして、政府一体となりまして、そういった田滑に共有で引きの仕組みということを検討してまいるということになつておるところでございます。

○矢上委員 それともう一つお尋ねであります。このようないくつかの探索事業を行つに当たりまして、国だけでなく、現場におきましては各市町村、各都道府県の担当者が行うと思うんですけれども、やはりこの探索という基準について全国的な均一性、整合性を図るためにには、よくあるように、国主導若しくは都道府県主導での、そのような探索基準の設定の仕方また理解の仕方についての研修や訓練、教育なども予定されておられるのでしょうか。

○田村(計)政府参考人 お答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたが、探索の具体的な方法は、登記事項証明書の交付の請求でありますとか、住民票、戸籍、固定資産課税台帳等の書類の提供を求めるごととか、一定範囲の親族等に照会することということ、これは政令で明確に定めるということで、そちら辺に余り幅がないような形に明確に定めることを想定しております。そして、そういったことで、そういう意味では余り都道府県によつて差が出ないような形にいたしましたし、そういったことにに基づきまして、法案が成り立つました暁には、講習会等できちんと公共団体等に周知をしてまいりたいと考えております。

○矢上委員 それでは次に、相続登記が困難な事例について幾つかお伺いいたいと思うんですけれども、よく私が耳にしますのが、相続登記の際には、印鑑登録証明書にかわりまして、本人の署名が捺印されたものであります。外國に長くお住まいの方には、日本の印鑑証明とかによる同意書方式にはなじみがない上に、ただで分けてあげるのに何度も連絡してきて面倒くさいなと言つて感情を害されて、同意取得に協力してくれない方もおられます。

特に、外國に長年住んでおられる方が、理解していただけず、感情を害して協力していただけない、そういうことで公共工事の際の用地取得にも困難をきわめておる事例もござりますので、外國にお住まいの方にわかりやすいようなガイドラインの周知徹底についてぜひお願ひいたします。

○矢上委員 ありがとうございます。

特に、外國に長年住んでおられる方が、理解していただけず、感情を害して協力していただけない、そういうことで公共工事の際の用地取得にも困難をきわめておる事例もござりますので、外國にお住まいの方にわかりやすいようなガイドライン及びその周知徹底についてぜひお願ひいたします。

次に、これは仮にの話でございますけれども、今回も何回も日本の方から、他の相続権者から依頼があると、感情を害されて協力されないとこどもよくあるんですけど、ここでお聞きしたのが、一番多いのが、共有者の一部が所在は判明しているが、アメリカ等に住んでいる場合の同意書の取得は具体的にどのように行つのか。

特に、アメリカのように、サイン方式で、他に印鑑証明などの制度が存在しない国での同意書の取得等について、具体例についてお聞きしたいと思います。

○田村(計)政府参考人 お答えいたします。

公共事業のために用地を取得する場合におきま

して、所有者の間で売買契約を締結したり所有者の移転登記をしたりする場合におきましては、基本的に本人の記名押印により同意を取得することが必要でありまして、印影を市区町村が発行する印鑑登録証明書で証明するということを求めてございます。

しかし、所有者が外國に居住している場合には、日本国内において印鑑登録がされていない場合もございます。このようない場合につきましては、印鑑登録証明書にかわりまして、本人の署名について現地の公証人の証明や在外公館の証明を受けることで対応することが可能でございます。

このような手続につきましては、国土交通省におきまして平成二十八年三月に、所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドラインというものをつくつております。このガイドラインの周知徹底に努めてまいりたいと思います。

○矢上委員 ありがとうございます。

特に、外國に長年住んでおられる方が、理解していただけず、感情を害して協力していただけない、そういうことで公共工事の際の用地取得に問題があると、土地を取得することとしております。

こういった手続の特例によりまして、いわゆる事業につきまして、収用しようとする土地が、反対する権利者がいない特定所有者不明土地、簡易的なものを除き建築物が存在せず、現に利用されない土地ということでございますが、そういう土地であれば、収用委員会では、まず、土地を取得することができるのです。

また特定所有者不明土地であれば、収用委員会ではなく都道府県知事の裁定により、審理手続を経て、土地を取得することができます。

こういった手続の特例によりまして、いわゆる手続の合理化、円滑化ということが図られるものと考へております。

なお、土地所有権の私権の制限の内容そのものに変更はございませんが、手続の円滑化、合理化というところが違うということでございます。

○矢上委員 ありがとうございます。

ところで、土地収用委員会であれば、権利の取得または物件等の明渡しの裁決について一本立て行われるということになつております。

ただし、本法案では、特例として、都道府県知事の裁定で、この権利取得及び簡易な建物等の物件等の明渡しの裁決も同時にできるということになつております。かなり工夫はしてあるんですけど、ようけれども、私たちから見たときに、土地収用委員会を経ないということは、これまで土地収用委員会が有してきた第三者性という公平性の担保はどのあたりで確保できるのか。教えていただきたいたいと思います。

○田村(計)政府参考人 お答えいたします。

そもそもこの収用の特例の対象の土地が、いわゆる特定所有者不明土地ということで、簡易なものを除いて建築物が存在せず、現に利用されてい

土地收回法の裁決手続を経る場合は、所有者不明土地を取得する場合、現行制度におきましては、収用法に基づく事業認定を受けた事業につきまして、収用委員会によるいわゆる不明裁決の手続、これは審理手続も含めてございますが、不明裁決の手続を経て、所有者の意思にかかるはず、土地を取得することが可能となります。

これに対しまして今回の収用手続の特例につきましては、土地收回法に基づく事業認定を受けた事業につきまして、収用しようとする土地が、反対する権利者がいない特定所有者不明土地、簡易的なものを除き建築物が存在せず、現に利用されない土地ということでございます。

しかし、所有者が外國に居住している場合には、日本国内において印鑑登録がされていない場合もございます。このようない場合につきましては、印鑑登録証明書にかわりまして、本人の署名について現地の公証人の証明や在外公館の証明を受けることで対応することが可能でございます。

このような手続につきましては、国土交通省におきまして平成二十八年三月に、所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドラインというものをつくつております。このガイドラインの周知徹底に努めてまいりたいと思います。

○矢上委員 ありがとうございます。

特に、外國に長年住んでおられる方が、理解していただけず、感情を害して協力していただけない、そういうことで公共工事の際の用地取得に問題があると、土地を取得することとしております。

こういった手続の特例によりまして、いわゆる手続の合理化、円滑化ということが図られるものと考へております。

なお、土地所有権の私権の制限の内容そのものに変更はございませんが、手続の円滑化、合理化というところが違うということでございます。

○矢上委員 ありがとうございます。

ところで、土地收回委員会であれば、権利の取得または物件等の明渡しの裁決について一本立て行われるということになつております。

ただし、本法案では、特例として、都道府県知事の裁定で、この権利取得及び簡易な建物等の物件等の明渡しの裁決も同時にできるということになつております。かなり工夫はしてあるんですけど、ようけれども、私たちから見たときに、土地收回委員会を経ないということは、これまで土地收回委員会が有してきた第三者性という公平性の担保はどのあたりで確保できるのか。教えていただきたいたいと思います。

○田村(計)政府参考人 お答えいたします。

そもそもこの收回の特例の対象の土地が、いわゆる特定所有者不明土地ということで、簡易なものを除いて建築物が存在せず、現に利用されてい

ない土地である、かつ、反対する権利者がいない、そういうわけに入り口を絞つた形で設定をしているということございまして、まずそれが一点ございます。

補償金額等について明示的な反対者がいないことにつきまして、この法律によりまして、一定の期間、公告総覽という手続も設けているところでございます。

このような、入り口を絞つておられるということや、新たにこの法律におきまして、反対者がいることを公告総覽の手続により確認をすることをしておりますので、このような手続を経た上で都道府県知事が裁定を行つております。そういう手続的な担保はきちんととれているということを考えているところでございます。

○矢上委員 ただいまの答弁では、争いが少ないと、争いがまず考えられないという形で入り口を絞つて、さらに、公平な手続を重ねていくということですべて将来のトラブルを防ぐということだと思います。

それを前提にした上で、この法案で予定しております所有者不明若しくは所在不明の者に対する補償金が、これは恐らく法務局だと思うんですけども、補償金が供託された場合、供託期間終了後、最終的にはこの供託金はどこに帰属するんでしようか。

○筒井政府参考人 お答えいたします。

お尋ねの、補償金が供託されました場合に、その保管金は、国庫金のうち、歳入歳出外現金である保管金に該当するものとされておりまして、供託所から日本銀行に政府預金として預けられることがあります。

預けられました供託金は、独立して運用管理されるものではなく、他の政府預金とともに統一的に運用管理されているものと承知しております。

それで、最終的に被供託者である所有者から還付請求がされた場合には、その供託金は、基本的には、被供託者に還付され、供託された補償金はそ

の所有者に帰属するということになります。

○矢上委員 還付請求する請求権者ですけれども、それは例えば事業者ということでよろしいんでしょうか、この土地収用法の事業を行つ。それとも、土地の本来の、例えば先ほど申しました、二人所有者がおられますよね、その方たちに帰るんでしょうか。

○筒井政府参考人 基本的には、その共有者間の持分割合がどうなつてあるかによつても若干異なるりますけれども、所在が不明の方のために補償金というものの供託がされることになると思いますので、その方々に還付請求権があり、その方々の所有に帰属することになることだらうと思います。

○矢上委員 重ねて補足の質問でございますが、所在がはつきりしている方が何人かおられたらそ

の方々に還付される可能性があるんでしょうか

ども、逆に、全員所有者が不明の場合の還付金といふのは、結果的には供託した事業者に戻るのか、それとも、所有権者がいないというような形

で國の方に行くのか。そのあたりのところをもし御理解であれば、よろしくお願いします。

○筒井政府参考人 供託されました補償金は、基本的に、所在不明の方のために供託されるという

ことになりますので、その方々のために供託され続けるということが恐らく基本になるだろうと思

います。

ただ、その供託金、還付請求権が消滅時効に係るという理論的な可能性自体はございます。その場合には、國庫の方の所得に繰り込まれていくことは、可能性としてはございます。

○矢上委員 ちょっと急な質問であれでしたけれども、よくわかりました。ありがとうございます。

それと次に、相続登記に関することとで、また、時効取得等に関することがあり得るかということをちょっとお聞きしたいんですけども、まだこれも、相続登記が困難な場合の具体的な事例をちょっと御紹介いたしました。

○筒井政府参考人 お尋ねがありましたように、

農家の長男若しくは商家の長男が事業を承継している場合で、相続持分が確定しないまま相続登記が放置された状態、この状態でこのいわゆる一部の相続権者、ここでは前述しました長男等に当たりますけれども、当該土地を長期に占有したとしても、これが民法上の取得時効制度の対象にならないということでございます。したとしても、これが民法上の取得時効制度に対象にならないということです。

○筒井政府参考人 お答えいたします。

土地所有権の取得時効が成立するためには、土地の占有者が所有の意思を持つて一定期間土地を占有する必要となりますけれども、この所有の意思があるか否かは、占有者の内心の意思によって決まるものではなく、占有取得の原因である権限などによりまして外形的、客観的に定まるものと解されています。

御指摘のような事案において取得時効が成立するか否かにつきましては、個別具体的な事情によって異なり得るため、一概に申し上げることは困難でございますけれども、その上であくまで一般論として申し上げれば、御指摘がありましたように、土地が相続されて共同相続人の共有となつている場合には、各共有者は共有持分に基づいて共有物全体を使用することができるというそういう権限を有しているわけでございますので、共同相続人の一人が土地全体を占有していたとしたましても、権限の客観的性質上、特段の事情がない限りは、他の共同相続人の持分についてまで当該占有者に所有の意思があるとは言えないことになると思います。

したがいまして、御指摘のような事案では、原則として取得時効は成立しないものと考えられます。

○矢上委員 御指摘のように、一般的な判例と学説では、相続を原因とする長期の占有については取得時効が適用されないということござりますけれども、これは提案としてですけれども、この相続人の一人があくまでも単独で使用収益を行

合、かつ、他の相続権者が一切の異議申立てをしないまま十年若しくは二十年以上の占有が継続した場合に、事業承継を目的とする限りで、将来的に時効取得の制度の対象にできないかということを御検討いただきたいと思います。これはあくまでも提案でございます。

それともう一つ、実はこれは考へ得ることなんですが、この登記をできない相続人が、第三者に依頼して脱法若しくは違法行為の形で時効取得を偽装するケースについてお尋ねします。

当該不明土地を善意の第二者に十年以上占有させた等の偽装工作を行い、裁判所より時効取得の成立判決をもらつた上で一旦法務局で登記を行ふこと、その後、登記名義人として、その依頼した第三者から依頼人へ名義を移転するということは制度上ばれずに行つことができると思ひますけれども、いかがでしようか。

○筒井政府参考人 お尋ねがありましたように、事情を知らない第三者を利用して真実に反する内容の判決を得るといった事例の存在につきましては、まことに申しわけありませんが、当省では把握はしておりません。

その上であくまで一般論として申し上げますと、時効取得したことを理由に登記手続をすべきことを命ずる旨の確定判決があつたという場合でありますと、登記官は、それ以外に他に却下事由がない限りは、その登記申請を拒むことはできな

いという結論になると思います。

○矢上委員 このような、第三者に依頼して偽装工作を行い、善意の第三者による時効取得を経た上で、相続登記が困難な、眞の所有者である相続権者に名義を移すということは理論上あり得ることですから、このことが把握できないとしても、これは、登記官の審査権限が形式的審査に限られておりますのでやむを得ないことですけれども、可能性としてこういうことが起こり得る。

仮にこのような偽装工作に行政書士、司法書士

等が参画した場合、これまでの代書屋さん的な立場だつたらいいんですけれども、今では行政書士さん、司法書士さんも、少額訴訟の当事者として弁護士さんと同じような権能を持つ、司法の一角を担う立場にございますので、このような事例が起きないためにも、先ほど私が申し上げました、相続を原因とする時効取得制度の適用の対象となり得るのかということも将来的には検討課題としていただけれどということで提案させていただきます。

またさらに、登記と売買契約のそごが生じてトラブルとなり得るケースなんですけれども、これはよく田舎にあるケースなんですが、高齢の山林所有者のところに、ある日突然、立木の賣受け業者があらわれて、立木だけでなく、山ごと、土地ごと丸々買いますからよろしくお願ひしますといふことで契約書を結ぶ。そして、契約書を結んでその履行をする際に、立木だけでなく土地代もさえた上で、役所に伐採届を出さないまま、突然立木の伐採をしてしまう。その高齢の山林地主は気がつかないままです。

そうすると、ある日突然、役所の方から、何で勝手に切ったんですかとか、再造林はいつされるんですかとか、そして、年をまたがると固定資産税の請求書が送られてくる。そこでこの方は慌てたとしてももう後の祭りで、もう買受人はどこかにドロンして、いない。しかも伐採した立木は、しかも善意の第三者に転売され続ければ、この立木がどこに行つたかもわからぬことになります。

また、これに関連しますけれども、保安林の持ち主、保安林の山林地主にこのような手法を用いた場合に大変なことになると思います。

この問題を更に聞く前に、保安林についての伐採等に關する手続等の具体的な流れについて、林野庁の方にお聞きしたいと思います。

○織田政府参考人 お答え申し上げます。

保安林制度につきましては、森林法に基づきまして、水源の涵養、災害の防止等の公共目的的

めに必要なある森林を保安林として指定をいたしまして、一定の伐採、転用規制を課すなどによりましてその保全を図るというものでございまして、そして、保安林内で立木の伐採を行ふ場合には、事前に都道府県知事の許可を受ける必要がございます。

○矢上委員 時間もございませんし、今私が指摘したことが具体的にどこであつたというわけではございませんけれども、売買の際に登記をしないで済むと、高齢の山林地主をだまして保安林を無断で伐採し、善意の第三者に転売することにより、後で気づいた役所が高齢の山林地主に問い合わせても、架空の売買契約書と現金だけが残つておつたという事例も考えられますので、このあたりもやはり、売買契約及び登記の関連の必要性について考えさせられる事例だと思います。

あと、最後にもう一つ。相続登記については、お父さん、お母さんが亡くなられて遺産分割協議が済むまでの間、一年ないしは二年かかりますので、どうしても登記するまでの間にタイムラグが生じてしまいます。そこで、遺産分割手続中で記の義務づけについては厳しいということをごぞれで伐採する場合に、先日の参考人質疑でも、登記の義務づけとかいろいろ御提案がございました。しかし、現状では非常にその登記の義務づけについては厳しいということをごぞれで伐採する場合に、ちょっと私の提案なんですけれども、登記をその場で直ちに義務づけることが困難であるとすれば、登記をすべき権利者、その方が追跡可能となるシステムを考えたらいかがかと思うんです。

例えば、不動産取引の売買契約履行時、物件等の引渡時に、登記の際に必要となるであろう登記免許税の概算前払いを真の所有者に義務づける。売買契約の履行時に、もう一回言いますけれども、登記に必要な登記免許税の概算前払いを真の所有者に義務づけて、そこで登録免許税の納付済み証を交付する。そして、この方が法務局で登記する際に登録免許税の納付済み証を提示して登記を受けるというように、わかりやすく言いますと、現行の、自動車の三年に一回、二年に一回の車検を受ける際に、都道府県に対する自動車税の

納付済み証の領収書を添付しなければ車検が受けられません。

そういうことで、もし仮に登録免許税の事前納付済み証という制度ができ上がり、これが役所から発行された段階で各関連省庁に連絡がオンラインで行く。例えばこの保安林等の場合には、役場の税務課、営林署、そしてまた農地台帳、林地台帳などに記載される。このように、国にとって、また、国民にとって重要な財産の異動があつた場合に限つても構いませんから、このようなおんラインによる真の所有者の追跡は必要ではないかと思います。

あと、最後にもう一つ。相続登記については、お父さん、お母さんが亡くなられて遺産分割協議が済むまでの間、一年ないしは二年かかりますので、どうしても登記するまでの間にタイムラグが生じてしまいます。そこで、遺産分割手続中であつたとしても、暫定的に相続権利者の共有名義の登記を、登記の手続経費を減免することを条件に定めた組合を立ち上げ、構成員の住所、氏名、連絡先をきちんと書いた名簿一覧をもとに、その代表者名義での暫定的な登記手続ができるのか、それに行えないか。若しくは、相続権者で構成する特定期の重要性に気づいておられるからこそなかなか手が出せないという御苦勞はわかつておりますけれども、こういう時代になつてきましたので、ぜひとも考え方を改めていただきたいと思います。

最後に、国土交通省より始めましたこの端緒でござりますけれども、先ほど申しました土地情報基盤整備等の確立について、御決意、若しくは御努力されていただきますことをお願いしまして、

最初に売買の買受人となつた者が登記をすれば、善意の第三者に対抗できる。単なる手段ではなくて、現行民法の契約の自由そして所有権の不可侵性を担保する大きな三本目の柱として登記制度を国民に啓蒙していくとともに、先ほど申しましたように、電子化、オンライン化による土地情報基盤制度の確立をこれから急いでやるべきだと思います。

法務省の皆さんにおかれましては、この登記制度の重要性に気づいておられるからこそなかなか手が出せないという御苦勞はわかつておりますけれども、こういう時代になつてきましたので、ぜひとも考え方を改めていただきたいと思います。

最後に、国土交通大臣に最後の質問をいたします。

○石井国務大臣 所有者不明土地問題の解決を図るためには、登記簿と戸籍簿、各種台帳の連携を図り、不動産登記簿を中心とした土地所有者情報を円滑に把握できるようにすることが重要であると認識をしております。

これらの土地所有者情報に関する各制度は各省にまたがつており、関係省庁で連携することが必要であります。政府一体となりまして、土地所有者情報を円滑に把握する仕組みについて検討を深めてまいりたいと考えております。

○矢上委員 ありがとうございました。

どうぞ前向きに取り組んでいただきますことを

幾ら所有権が不可侵であつたとしても、売り主が契約の自由を利用して善意の第三者に二人も三人も四人も約束してしまいますと、それに対し

て所有権が発生してしまいます。

要するに、所有権の不可侵性と契約の自由のこの二つを日本の民法の基本原則としていく以上は、その二つのかけ橋として、この登記制度といふものの重要性が認識されなければならないわけでございます。

お願ひしまして、質問を終わらせていただきま
す。

御清聴ありがとうございました。

○西村委員長 次に、宮本岳志君。

○宮本(岳)委員 日本共産黨の宮本岳志です。

本法案は、相続の機会に相続登記がされないなどのさまざまな事情により、不動産登記簿では所有者の所在が確認できない土地が全国でふえていたために対策が必要だという背景をもつて出された法案案であります。

まず大臣に基本的な確認をしておきたいと思うんですけれども、今回の法案は、所有者不明土地が今後も生まれ、増加し続けることを国交省として認めし、それは仕方がないことだという立場でつくられた法案でございますでしょうか。ただ、政

府として、所有者不明土地が今後もふえ続けることを容認するものではありません。所有者不明土地の利用の円滑化を図るものであります。ただ、政府として、所有者不明土地が今後もふえ続けることを容認するものではありません。

所有者不明土地の発生抑制や解消に向けた抜本的な対策につきましては、登記制度や土地所有のあり方等と深く関連するため、政府一体となつて検討することが必要であります。ただし、関係省と連携しつつ、引き続き、土地所有に関する基本制度の見直しについて検討を深めてまいりたいと考えております。

○宮本(岳)委員 容認するものではないという御答弁でありますけれども、では政府参考人にお伺いいたしますけれども、所有者不明土地を円滑に利用する仕組み、今回の中に、所有者不明土地の発生を抑制し、解消するための条文があるかどうか。これは事実を確認させていただけますか。

○田村(計)政府参考人 お答えいたします。

本法案における所有者不明土地を円滑に利用する仕組みにつきましては、所有者不明土地の利用の円滑化を図ることを目的としているものでございまして、所有者不明土地の発生抑制、解消を直

接の目的としているといふものではございません。

○宮本(岳)委員 条文はないんですね。

先ほど大臣の方から、関係閣僚会議を開催をしているという話をございました。これは大臣も参加されているという話もございますけれども、政府はこの問題で関係閣僚会議を開催をして、大臣結論は出たのでございましょうか。

○石井国務大臣 政府におきましては、所有者不

明土地の発生抑制や解消に向けた抜本的な対策を含めまして所有者不明土地対策を総合的に推進するため、所有者不明土地対策の推進のための関係閣僚会議を開催をしたところであります。

閣僚会議におきましては、「土地所有権や登記制度の在り方など財産権の基本的な在り方に立ち返って、土地に関する基本制度についての根本的な検討を行う」ことが確認をされたところであります。

引き続き、関係閣僚会議を中心として、総合的に対策を進めてまいりたいと考えております。

○宮本(岳)委員 この関係閣僚会議、ようやく一回目を開催したところでありますけれども、問題

の発生源について対策がまだ明確になつていな

い。問題の発生源についての対策が明確にならな

いうちにまずは利用円滑化というの、私は少

し話の筋が逆ではないのかというふうに思いま

す。

所有者不明土地がなぜ生じるのか、今空き地と

なつてある所有者不明土地をどう管理し、治安な

どを守っていくのか、相続登記がなされないこと

や土地所有権放棄が認められていない問題をどう

するのかなど、関係閣僚会議でもまだ議論してい

るようななこういう状況のもとで、なぜ原因の対処

法も確立しないまま利用の円滑化ばかり急ぐの

か。これは政府参考人にお答えいただけますか。

○田村(計)政府参考人 お答えいたします。

この所有者不明土地の問題、非常にいろいろな

要因の中で起きているものでございまして、一朝

一夕にはなかなか片づかない。関係省庁も多くご

ざいますし、原因も複雑でございます。

そういった中で当面まずやるべきこととして、実際に既に所有者不明土地になつている土地が、いろいろな地域におきまして外部不経済をもたらしたり、公共事業の円滑な執行の妨げる要因になつてゐるということで、そういった所有者不明土地を原因として発生しているそういういたたかたの状況に対しても対処すべきことといたしてこの法案を出したものでございまして、引き続き総合的な対策を、先ほどの閣僚会議を中心いたしまして検討を続けていくということでおございま

す。

実際に既に所有者不明土地になつている土地が、いろいろな地域におきまして外部不経済をもたらしたり、公共事業の円滑な執行の妨げる要因になつてゐるということで、そういった所有者不明土地を原因として発生しているそういういたたかたの状況に対しても対処すべきことといたしてこの法案を出したものでございまして、引き続き総合的な対策を、先ほどの閣僚会議を中心いたしまして検討を続けていくことでおございま

す。

○由木政府参考人 お答えいたします。

土地収用法は、公共の利益となります事業の実施における公共の利益の増進と私有財産との調整方法をルール化したものでございます。

内容としては、大きく分けて、事業認定の手続と収用裁決手続という二つの手続を規定しております。

まず、事業認定の手続でございます。

国土交通大臣等の事業認定庁が、申請事業が土地を収用する公益上の必要性を有することを認定するという手続になつております。

まず、事業認定の手続でございます。

まず、起業者において事前説明会を開催をいたします。その後、起業者から事業認定庁に事業認定の申請をいたします。申請がなされた後、市町村長が、申請書類の写しを二週間、公衆の縦覧に供します。その間、利害関係人は意見書を提出することができます。事業認定に対して異議がある旨の意見が提出された場合には、事業認定

府は、第三者機関の意見を聽取するということとされています。また、公聴会の開催請求があつた場合には、事業認定庁において公聴会を開催をいたします。

このような手続を経まして事業認定庁は、申請をされました事業が土地収用法の第三条各号の一

に掲げるものに関するものであること、起業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有する者

であること、事業計画が土地の適正かつ合理的な

利用に寄与することを目的とする」と定められ

ております。

○宮本(岳)委員 公共の利益の増進と私有財産と

の調整を図るのが土地収用法だということであり

ます。

私有財産というのは、言うまでもなく、憲法二十九条で基本的人権として保障された財産権のこととあります。

では、土地収用法は、憲法の財産権を保障するため、現行法では地権者に対するどのような手続と定めているのか、ごくかいつまんで御説明をいただきたいと思います。

○由木政府参考人 お答えいたします。

土地収用法は、公共の利益となります事業の実施における公共の利益の増進と私有財産との調整方法をルール化したものでございます。

土地収用法は、公共の利益となります事業の実

施における公共の利益の増進と私有財産との調整方法を定めているのか、ごくかいつまんで御説明をいただきたいと思います。

○由木政府参考人 お答えいたします。

土地収用法は、公共の利益となります事業の実

施における公共の利益の増進と私有財産との調整方法を定めているのか、ごくかいつまんで御説明をいただきたいと思います。

○由木政府参考人 お答えいたしました。

土地収用法第一條におきましては、法律の目的

といたまして、「この法律は、公共の利益とな

る事業に必要な土地等の収用又は使用に関し、そ

の要件、手続及び効果並びにこれに伴う損失の補

償等について規定し、公共の利益の増進と私有財

産との調整を図り、もつて国土の適正且つ合理的

な利用に寄与することを目的とする」と定められ

ております。

○宮本(岳)委員 公共の利益の増進と私有財産と

の調整を図るのが土地収用法だということであり

ます。

こととなつております。

次に、収用の裁決手続でございます。

収用の裁決手続は、都道府県に設置されます収用委員会が土地所有者等に対する適切な補償内容を決定をいたします手続でございます。

具体的な手続の流れでございますが、まず、起業者において土地や物件の現況等を記載した調書を作成をいたしまして、それを添付して収用委員会に裁決申請をいたします。申請がなされた後、市町村長が申請書類あるいはその写しを二週間公衆の縦覧に供します。その間に土地所有者等は意見書を提出することが可能でございます。

収用委員会におきましては、原則として公開により審理を行いまして、意見を述べることを希望する土地所有者等がいればその意見を聴取の上、権利取得裁決及び明渡し裁決において補償内容について裁決を行うこととなつております。

裁決後は、起業者が決定された補償内容に基づいて補償金の支払い等を行うことによって土地を取得することが可能となる。

以上のようないかでござい手続になつてゐるところでございます。

○宮本(岳)委員 これらの手続は、先日の参考人の橋本氏も指摘されたようにまだ不十分でありますけれども、憲法二十九条が保障する財産権を最終的に取り上げることを可能とする法律だからこそ、一定の手続を必要としてきたわけです。

ところが今度の法律は、所有者不明土地について特則でこの手続を簡素化するといふことです。土地所有者に対し公開の審理を保障してきた収用委員会を知事の裁定にかえるということになつております。財産権保障にとって重大な変更だと思ふんです。

所有者不明土地とはいへ、土地収用後に本来の所有権者が名乗り出る可能性はゼロではありません。公開の収用委員会の審理手続をなくして知事の裁定にかえ、不明とはいへ、存在する土地所有者の手続保障の機会をなくすことについて、憲法二十九条の財産権保障との関係で検討はしたので

すか。

○田村(計)政府参考人 お答えいたします。

本法案の土地収用法の特例は、御指摘のようになります。収用委員会の裁決ではなく、都道府県知事の裁定によりまして、審理手続を経ずして所有者不明土地を取得できる」ととするとものでございます。

これは、まず、本特例の対象となる土地を、所有者不明土地ということで法令に定められた探索を行ひます。まず行つた上で所有者が明らかでない土地といふ中で、さらに、簡易なものを探します。建築物が存在せず、利用されていない特定の所有者不明土地に限定をして、個別性の強い建築物の補償や移転料、営業補償の算定が不要となりますので、収用委員会並みの補償算定に関する専門的知識は不要であること、それから、明示的に反対する権利者がいないことを手続的に担保する条文も設けてございます。そういうたた公告縦覧を行つた上で、権利者が異議を申し立てた場合には申請を却下するとしていることから、審理手続を行つたものでございます。

このため、本法案の土地収用法の特例は、現行の土地収用法と比べて財産権の保障を何ら弱めるものではなく、憲法二十九条の関係で問題はないものと考へております。

○宮本(岳)委員 私、少し国土審議会土地政策分科会特別部会のワーキンググループでの議論といふのも見せていただいたんですけど、「財産権の制限や収用には相応の理由が必要であるが、権利の社会的な拘束性と制限の程度の均衡が重要である。その意味で、権利を奪う収用については公共性が厳しく求められるが、私権との調整が行なやすい場面で簡素化した公共事業に関する措置を検討し、権利制限の程度が弱い場合については公共的事業に關する措置を検討するという切り分け自体は合理的」と議事要旨にはそう書かれているんですけど、これは、「切り分け自体は合理的」と言つてゐるだけでありまして、財産権と

の検討がされたとは言いがたいと私は読んだんです。

先ほどの答弁も、現行の手続の中で省略できるものを列挙したわけありますけれども、それで裁定によりまして、審理手続を経ずして所有者不明土地を取得できる」ととするとものでございます。

○田村(計)政府参考人 お答えいたします。

本法案の土地収用法の特例は、御指摘のように、収用委員会の裁決ではなく、都道府県知事の裁定によりまして、審理手続を経ずして所有者不明土地を取得できる」ととするとものでございます。

○由木政府参考人 お答えいたします。

国土交通大臣が行おうとする事業認定に対しまして異議がある旨の意見が提出された場合には、委員御指摘のとおり、社会資本整備審議会の意見を聞き、その意見を尊重しなければならないこととなつております。

審議を行います社会資本整備審議会公共用地分科会の委員につきましては、こうした制度が導入されました平成十三年の土地収用法の一部改正に当たりまして、衆参両院で附帯決議が付されております。

その内容は、委員が特定の分野に偏ることなく、法学界、法曹界、都市計画、環境、マスコミ、経済界などの分野からバランスよく人選するとともに、事業を推進する立場である中央省庁のOBを加えないことなどということで事業認定の中立性、公正性等の確保に努めることという附帯決議がなされています。

現在の委員は、この附帯決議に従いまして、特定の分野に偏ることなく、今申し上げましたような広い分野からバランスよく人選をされていることが多いと思います。

結局、時間、労力、費用というコストをでけるだけ省いて公共事業を推し進めたいという事業者

の立場を優先したもので、地権者の財産権をないがしろにするものではないかということを指摘をしておきたいと思います。

次に、法案では改正の対象となつてない事業認定手続についてただしたいと思います。

昨日の参考人質疑で橋本参考人が、「土地収用

法の事業認定に至る手続は、公聴会を開催して第三者機関の意見聴取をすることになつております。

しかし、この第三者機関というのは、国土交通省の社会資本整備審議会であり、主に審議するところは土地収用部会であります。この委員は、起業推進をする国土交通大臣がその責任者であり、その審査をするところも国土交通省の事業認定厅である」と述べられました。

これは大臣に思つたんですが、大臣ではなく参考人という話もありましたが、どちらで申構です。この指摘をどのように受けとめられましたか。

○由木政府参考人 お答えいたしました。

これは大臣に思つたんですが、大臣ではなく参考人という話もありましたが、どちらで申構です。この指摘をどのように受けとめられましたか。

○由木政府参考人 お答えいたしました。

国土交通大臣が行おうとする事業認定に対しまして異議がある旨の意見が提出された場合には、委員御指摘のとおり、社会資本整備審議会の意見を聞き、その意見を尊重しなければならないこととなつております。

審議を行います社会資本整備審議会公共用地分科会の委員につきましては、こうした制度が導入されました平成十三年の土地収用法の一部改正に当たりまして、衆参両院で附帯決議が付されております。

その内容は、委員が特定の分野に偏ることなく、法学界、法曹界、都市計画、環境、マスコミ、経済界などの分野からバランスよく人選するとともに、事業を推進する立場である中央省庁のOBを加えないことなどということで事業認定の中立性、公正性等の確保に努めることという附帯決議がなされています。

現在の委員は、この附帯決議に従いまして、特定の分野に偏ることなく、今申し上げましたような広い分野からバランスよく人選をされていることが多いと思います。

結局、時間、労力、費用というコストをでけるだけ省いて公共事業を推し進めたいという事業者

の立場を優先したもので、地権者の財産権をないがしろにするものではないかということを指摘をしておきたいと思います。

次に、法案では改正の対象となつてない事業認定手続についてただしたいと思います。

昨日の参考人質疑で橋本参考人が、「土地収用

りましたけれども、事業の公共性を担保するためにもこういう黒塗りということでは困るのであります。土地収用部会での議論が公開されるのは当然だと思いますが、いかがですか。

○由木政府参考人 お答えいたします。

社会資本整備審議会公用地分割会の個別の議事録でございます。

議事録につきましては、その公開により委員の意見等が公になれば、個別の議論を捉えて個別の委員に対する非難等がなされるおそれがあるかもしれません。こうした事態は委員の自由かつ率直な意見の表明等に影響を及ぼしかねず、土地収用法の事業認定に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、審議や議事録は非公開という取扱いをいたしております。

また、そのような理由から、議事録について情報公開請求がなされました場合に、委員による意見の表明、交換、判断等に係る情報が含まれている部分は不開示とさせていただいております。

なお、この不開示処分に対して不服審査請求も出ておりますが、総務省の情報公開・個人情報保護審査会より、不開示とすることを妥当とするという答申もいただいているところでございます。

ただし、議論の内容や結論につきましては、発言者が個別には特定されない形で議事要旨を公表しているところでございます。

○宮本(岳)委員 適正にやつていると幾ら答えていただいても、適正かどうかを確認するすべはない。黒塗りのものしか見ることはできない。特定されない形で要旨がというだけだと、この胸を張つておつしやるんだけれども、なかなか確証がないと思うんです。

橋本参考人は、知事が事業認定をして知事がこの案件では裁決もできるとなると、「左手で答案用紙を自分でつくって右手でサインをする、オーケーです、こういうことになるのではないか」と指摘をされ、関係住民の皆さんたちはこの問題に大変疑問を呈していると警鐘を鳴らしておりました。

こうした声に真摯に向き合うべきであることを指摘をし、さらに、今申し上げた知事の裁定にかかると、この法案の問題についてお聞きをしたいと思います。

○田村(計)政府参考人 お答えいたします。

まず確認したいのですが、現行の土地収用法でも不明裁決制度を活用して所有者不明土地の収用ができると思うんですが、これはそうですね、事実ですね。

○田村(計)政府参考人 お答えいたします。

土地収用法に基づく收用裁決の申請に当たり、過失なくして権利者を確定できない場合には、裁決申請書に当該権利者を記載せずに裁決申請をすることが可能です。

この場合、收用委員会が、收用手続を行った上で、補償を受けるべき権利者を不明としたまま裁決することとなり、起業者は、補償金を供託した上で土地を取得することが可能となります。これを不明裁決と呼んでおります。

このような不明裁決により、これまで所有者不明土地の取得が行われてまいりましたが、所有者不明土地は、建築物が存在せず、利用されていないものが多く、このような土地はその補償額の算定が容易でもあるにもかかわらず、收用委員会の裁決を求めなければならないこと、所有者不明

裁定にかかるといふものがございます。その理由は今答弁があつたとおりですけれども、これは憲法上の財産権保障との関係で問題があるということは私が指摘したとおりであります。

それだけではありません。十八日の当委員会で

谷川とむ議員が、「事業実施主体と裁定主体が同じになる場合も想定されると思います。このよう場合は、裁定申請事項の確認や裁定において適切な判断が行われるためにはどのような措置が講じられることになるのか」と質問されました。これに対して田村局長は、御指摘のような都道府県が事業を実施する場合につきましては、「直接事業を担当する部局とは別の部局が確認や裁定を担当することをこの法律の基本方針等におきまして定めることとしております。」こう答弁をされました。

しかし、これは、事業主体たる知事の意思決定に対して都道府県の部局がその是非を判断するというものです。都道府県の部局に果してそのような権限があるのか。法令上の根拠をお示しいただけますか。

○田村(計)政府参考人 お答えいたします。

土地収用法の特例におきまして、御指摘のように、事業主体と裁定主体がともに都道府県知事となる場合はあり得ます。

このような場合につきましては、例えば、道路整備を担当する部署などの事業を直接担当する部署とは異なる部署が裁定の事務を担当することを基本方針等において定めること、それから、補償金額について收用委員会の意見を聞くこと等の措置を講ずることによりまして、一定の客観性や中立性が担保されるものと考えております。

○宮本(岳)委員 やいや、そんな、県の職員が

と指摘をしなくてはなりません。次にただしたいのは、リニア中央新幹線建設事業と法案との関係です。

この事業にかかわって沿線で多数の所有者不明土地が存在している、これは事実ですね。

○田村(計)政府参考人 リニア中央新幹線の事業に係りますところにつきまして所有者不明土地がどのように所在しているか、していないかということがあります。

○宮本(岳)委員 では、リニア事業で所有者不明土地、これを活用したいという場合も、この土地のようによく所在しているか、していないかということがあります。

○田村(計)政府参考人 お答えいたします。

土地収用法の特例制度の対象は、土地収用法の収用適格事業の対象と同一でございます。

○田村(計)政府参考人 お答えいたします。

土地収用法第三条第七号に規定する、鉄道事業で一般的の需要に応ずるもの用に供する施設に該当いたします。

このため、リニア中央新幹線に係る事業につきましては、土地収用法に基づく事業認定を受けた上で、対象の土地が特定所有者不明土地に該当し、当該土地の取得について反対する権利者がいない等の一定の要件を満たす場合には、本法案の土地収用法の特例の対象になり得ます。

○宮本(岳)委員 なり得るという答弁でした。

リニア中央新幹線事業では、沿線で多数の所有者不明土地の存在が判明しております。JR東海が土地の取得に苦慮しているという運動団体の報告もあります。JR東海は土地収用を行ふことも

あります。JR東海は土地収用を行ふこともあり得ないと申し上げておかなればなりません。何の担保にもなりません。事業を実施するの

も都道府県知事、裁定するのも知事というのではあります。自分の事業について自分で裁定を行つてゴー

思つて至れり尽せりだと言わざるを得ないと思うんです。土地収用法の特則については決し

て認められないということを改めて指摘しておきたいと思います。

最後ですけれども、昨日の参考人質疑で、本法案に賛成の立場で出席をしておられた国土審議会の土地政策分科会分科会長の山野日章夫参考人も、今まででも、不動産登記の事務、人権擁護、供託、戸籍にかかる事務をするのに手いっぱいの状態だと述べられ、そこに所有者不明土地問題や相続登記の推進という新しい課題に立ち向かわなければならぬ、法務局の職員を減らすのをやめさせていただきたいと語られました。

国会でも、毎年、衆参の法務委員会で、法務局・更生保護官署・入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願が全会派一致で採択をされております。

きょうは法務省に来ていただいておりますけれども、最後に、所有者不明土地問題の解決を進め

る上でこの法務局の定員の増員こそ必要だと私は思ふんですけれども、法務省の所見をお伺いをして質問を終わります。

○筒井政府参考人 法務局がその機能を十分に果たし国民や社会の期待に応えるためには、所要の体制の整備に取り組んでいく必要があると考えております。

今回の特別措置法案第四十条の規定に基づく新たな登記官の業務を始めといしまして、法務局に対するさまざまな新しい社会的要請に的確に対応するためには、体制の整備を行うことが重要であると考えおりまして、平成三十年度におきましては、所有者不明土地問題への対応に必要な要員として、登記官二百二十三名の増員が措置されたところでございます。

今後とも、必要な人員の確保に向けて、私どもとしても最大限の努力をしてまいりたいと考えております。

○宮本(岳)委員 終わります。
○西村委員長 次に、もとむら賢太郎君。
○もとむら委員 無所属の会のもとむら賢太郎です。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、地籍調査について数点お伺いいたします。平成二十九年三月時点での面積ベースの進捗率は約五二%ということでありまして、過去にもこの

質問をさせていただきまして、大臣からも御答弁いたしておりますが、地籍調査の主体は市町村でありまして、費用の一分为一が国、都道府県と市町村で残りの四分の一を均等負担、特別交付税が八〇%交付され、実質的には都道府県と市町村は五五%ずつの負担となっております。

政令市を見ても、岡山市の五二%が最も高く、次いで熊本市の四三%、横浜市の三八%、新潟市と非常に低く、札幌、静岡市も三%と低くあります。

地域によって地籍調査の進捗に差が出ていると

いうのはどのような理由で捉えていらっしゃるのか、お伺いいたします。

○田村(計)政府参考人 お答えいたします。

現在、地籍調査は、平成二十二年に閣議決定をされました第六次国土調査事業十カ年計画に基づいて進められております。平成二十九年三月末時点の全国の面積ベースの進捗率は、先ほど御指摘ありましたが、約五二%である一方、都市部の進捗率は二四%、林地の進捗率は四五%と低くなっています。

地方別の進捗率につきましては、東北地方や九州地方ではおおむね八〇%以上となつておられるようになります。一方で、都市部が多く、比較的地籍調査が進んでいる一方で、都市部の占める割合の、関東地方や、都市部とともに

この主な原因といたしましては、都市部におきましても、土地が細分化されたり、対象の筆数が多いこと、権利関係があくそうしており、境界

確認に時間を要することなどが考えられます。測量に時間と経費を要することが考えられます。

林地におきましては、高齢化等の進展によりま

す筆界確認が困難な地域の増加や急峻な地形によりまして、土地所有者の立会いが困難であること等が原因として考えられます。

また、地籍調査の実施主体が市町村でございますが、この実施主体である市町村等における予算や実施体制の差が、進捗に差が出来る一因と考えておるところでございます。

○もとむら委員 三・一の東日本大震災でも、東北の岩手、宮城を始めとする被災三県も非常に興が早かつたということもございますので、この地籍調査は非常に私も関心を持っております。

第七次国土調査事業十カ年計画に向けて検討を行っているところだと承知をしていますが、平成三十二年度からの十カ年における目標を教えていただきたいと思います。

第七次国土調査事業十カ年計画を実施してお

行っているところだと承知をしていますが、平成三十二年度から十カ年における目標を教えていただきます。

○石井国務大臣 平成三十二年度から始まります

第七次の国土調査事業十カ年計画を見据えました地籍整備のあり方等につきましては、中長期的な

地籍整備の推進に関する検討会におきまして有識者の方々に御検討いただきまして、本年の二月に中間取りまとめを公表したところであります。

国土交通省では、この中間取りまとめを踏まえまして、次期の第七次国土調査事業十カ年計画の策定に向けまして、所有者が不明な場合を含めた立会い等の手続の合理化、官民境界情報の迅速な

整備方策、新技術による測量の効率化、民間測量成果等の有効活用、災害想定地域等の優先地域での重点的実施の促進等について検討することとしております。

今後、これらの施策の具体化に向けて検討を行うとともに、その効果について推計を行いまして、第七次国土調査事業十カ年計画における国土調査事業の量としての調査面積の目標を設定をしてまいりたいと考えております。

○もとむら委員 先ほどは失礼しました。東日本大震災、岩手、宮城、福島でありまして、被災三県、この沿岸部の地籍調査が進んでいたという点を指摘したかったんですが、失礼いたしました。

今、地籍調査は昭和二十六年から行われております。まして、今大臣からもお話しをいたいた六次計画では、進捗率を五七%として、都市部四八%、山

村部五〇%として、平成三十一年までが第六次であります。先ほどのお話を聞くと、進捗率五二%であります。目標達成までちょっと厳しく上げて、前進するべく、リーダーシップに期待してまいりたいと思います。

次の質問に入りますが、登記所備付け新規地図作成作業、土地家屋調査士の皆さんからは十四条においてもこの地図作成作業を重点的に実施していると承知をしていますが、地籍調査と地図作成作業のすみ分けはどのように行っているのか、お伺いいたします。

○田村(計)政府参考人 お答えいたします。

登記所備付け地図の整備として、法務省では、

全国の法務局におきまして登記所備付け地図作成作業を実施していますが、国土交通省では、市町

村等を実施主体とする地籍調査を推進しております。

両者の役割分担につきましては、平成十五年六

月に内閣に設置された都市再生本部が示した民活と各省連携による地籍整備の推進の方針に従いまして、登記所備付け地図の整備が不十分である都

市部において、公団と現況が大きく異なり、地籍

調査が困難な地域である地図混亂地域などについ

ては法務局が担当すること、それ以外の地域につ

いては市町村等による地籍調査を行うこととして

おります。

これによりまして、法務省による登記所備付け地図作成作業は、平成十六年度より、登記所備付け地図作成作業十カ年計画に基づきまして、全国

の都市部の地図混亂地域において、さらに平成二十七年度からは、同様の十カ年計画等に基づきま

して、大都市の枢要部や地方の拠点都市、東日本

大震災の被災地におきましても、重点的に実施されていると承知をしているところでございます。

平成三十年五月二十三日

また、市町村等が実施する地籍調査は、法務省による計画地域以外を対象にいたしまして、第六次の十ヵ年計画に基づきまして、大規模災害想定区域や社会資本整備の重点予定地域等において実施しているところでございます。

○もともら委員 平成二十七年度から、横浜地方法務局において、私の地元相模原市の橋本駅周辺地域を対象に実施をされておりまして、きのうも指摘をさせていただきましたが、この橋本という

のは、リニアの新駅が、中間駅ができる予定でござりますが、このリニア中央新幹線の駅建設予定地であることからも、今後の土地取引等の活性化が見込まれる地域として選定されたものというふうに伺っておりますので、今後もこの対応をしつかり注視をしてまいりたいと思います。

次に、神奈川県内においては、法務省の地図作成事業での筆界特定率が地籍調査率よりも高いと伺っております。この理由は何か。このノウハウは地籍調査事業にも生かせないのか、お伺いいたします。

○田村(計)政府参考人 お答えいたします。

は、法務省が実施する登記所備付け地図作成作業と市町村等が実施する地籍調査とでは同様でございます。

そのうち、土地所有者等の所在が明らかでないため立会いを求めることができない場合につきましても、法務省が実施する客観的な資料の収集、分析、筆界案の作成を行いますけれども、登記所備付け地図作成作業におきましては登記官みずからが、地籍調査におきましては市町村等の担当者が法務局と協議をした上で定めるといふことがあります。

土地所有者等の所在が明らかでないため立会いを求めることができない場合の作業内容、手順につきましては、上記のようなところが異なるところでございますが、この手続の中で、客観的な資料の収集、分析、筆界案の作成に関する経験値が法務局の登記官と市町村等の担当者間で異なるこ

とが、筆界が確認できた割合の差の一因であると推測をしております。
引き続き、国土交通省いたしましては、法務省と連携して、筆界の確定に努めてまいりたいと考えております。

〔委員長退席、新谷委員長代理着席〕

○もともら委員 神奈川県の土地家屋調査士会の相模原支部からも、この地籍調査の結果、筆界未定地となる土地が多数見受けられるけれども、地図作成作業は筆界特定率が高い、この成果を相模原市が行う公共事業などにもうまく連携させることができればより効果が大きいんじゃないかとう話をいたしておりますので、その辺をまた指摘をしておきたいと思います。

次は、所有者不明土地の課題について数点お伺

いいたします。
平成二十八年に、外国人によって買収された森林は二百二ヘクタール。そのうち一百一ヘクタールは北海道ということでありまして、平成二十四年三月、北海道では、水源地域の土地売買の事前届出を義務づける条例を制定しているというふうに伺っております。

水源保全地域の指定区域の全所有者四千六十六名に通知を郵送したところ、その四割以上が宛先不明で返送されてきたということでありまして、その後、移転先の追跡調査を行つたが、判明したのはわずか二十七名ということになります。

この所有者不明土地はさまざま問題を起こしえることがありまして、例えば、所有者が登記をしないまま土地が売買されてしまえば、水源地の保全や安全保障上重要な土地が知らないうちに外れてしまうこともあります。

間もなく団塊の世代が七十五歳を迎える二〇二五年を迎え、大量相続時代が訪れます。きのうも山野目参考人にこの質問をさせていただきまして、一つ強調して申し上げるとすれば、土地情報基盤の整備、登記簿及びそれを所管する国機関と、戸籍及びそれを所管する公共の機関との間の連携がうまくとれていないという問題があると山

月に閣議決定をされました国家安全保障戦略におきまして、国家安全保障の觀点から国境離島や防衛施設周辺における土地所有の状況把握に努め、土地利用等のあり方について検討することとしておりまして、現在、関係省庁において調査等が実施されているものと承知をしております。

また、森林や水源地につきましては、外国資本による森林買収への関心が高まる中、農林水産省におきまして、平成二十三年に森林法を改正をし、新たな森林の土地取得に対し届出義務が課されるようになつたと承知をしております。国土交通省いたしましては、こうした政府全体の動向を踏まえつつ、必要に応じまして関係省庁と連携をしながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

○もともら委員 私の地元の相模原市も水源地域があるんですが、中国人の皆さんのがバスで水源地域を見に来ているといううわさも一部あります

て、地元でも、水源林に対する、国の保全に対する責務を言う声を多くいただいておりますので、ちょっとときよう委員会で取り上げさせていただきました。

一点指摘をさせていただきますが、所有しているが登記をしていないなどの、行政の台帳で所有者が不明なだけであれば実際売買が可能でありまして、売買届出や登記書きかえを放置すれば行政が把握できないということもございますので、そういう点を一点指摘して、次の質問に入らせていただきます。

次は、所有者不明の未然防止について数点お伺いいたします。
間もなく団塊の世代が七十五歳を迎える二〇二五年を迎えて、大量相続時代が訪れます。きのうも山野目参考人にこの質問をさせていただきまして、一つ強調して申し上げるとすれば、土地情報基盤の整備、登記簿及びそれを所管する国機関

明土地となることを未然に防ぐためにできることはないか、お伺いいたします。
○筒井政府参考人 お答えいたします。
所有者不明土地が生ずる要因の一つとして、相続登記が未了のまま放置されていることが指摘されております。そこで、法務省におきましては、この問題の拡大を防ぐために、相続登記の促進に取り組んでいるところでございます。

具体的には、今後、相続未登記の土地が発生することを防止するための取組として、市町村の窓口で相続登記の促進のための広報用リーフレットを配布することを依頼し、多くの市町村に御協力をいたでいるほか、平成二十九年五月から、相続人の相続手続きの負担を軽減し、相続登記の促進を図るために、法定相続情報証明制度を開始し、現在まで多くの方に御利用いただいているところでございます。

また、本年四月からは、平成三十三年三月三十日までの期間、既に発生している相続とこれから発生する相続のそれぞれに対応するために、一定の要件を満たす土地について、相続登記に関する登録免許税を免除する特例が設けられたところです。

さらに、相続登記の義務化の是非などにつきまして、相続等が生じた場合にこれを登記に反映させるための仕組みのあり方という觀點から、研究会において現在検討を進めているところでございます。

○もともら委員 次に、不動産登記の義務化についてお伺いいたします。

平成二十九年五月二十三日の指定都市市長会が取りまとめた提言でもこの義務化という文言がござりますけれども、きのう、参考人質疑の中では山野目参考人から、登記の義務化をしても実効性がない、解決につながらないと指摘をされておりました、罰則をどうするか、罰則を実効的に発動することができるのか、過料とするなら一回で終わりなのか、遺産分割の期限との関係などの課題

があるときのう御答弁いただいておりますが、この不動産登記の義務化について、実効性の有無を含めてさまざまな見解があることは承知をしていますが、政府としてはどのように捉えていらっしゃるのか、お伺いいたします。

○筒井政府参考人 所有者不明土地が生ずる要因の一つとして相続登記がされないことがあり、それに対する対応策として、相続登記を義務化すべきであるとの指摘がされているところでございます。

そこで法務省におきましては、相続登記の義務化の是非を含む登記制度、土地所有権のあり方にについて研究会において検討を進めているところでございます。

研究会におけるこれまでの検討におきましては、ただいま御指摘がありましたように、また、昨日の参考人からも御指摘がありましたように、相続登記の義務化をすることの是非について、仮に義務化をするとした場合には、その実効性をどうのようく確保するのかという点が重要な課題の一つとされております。

法務省といたしましては、相続登記の義務化の是非について、相続等が生じた場合に、これを登記に反映させるための仕組みのあり方という観点から検討を進めてまいりたいと考えております。

○もともら委員 次に、山野目参考人がきのうも、所有者不明土地の未然防止策として、先ほど申し上げた、一つ強調して申し上げるとすれば、土地情報基盤の整備、登記簿及びそれを所管する國の機関と、戸籍及びそれを所管する公共の機関との間の連携がうまくとれていないという問題が、先ほどもお話ししましたが、指摘をされております。

土地に関する情報の一元化や、戸籍情報と登記情報の関連づけなど、情報の連携を行っていくことはできないのか、お伺いいたします。

○筒井政府参考人 所有者不明土地問題に対する対応として、土地所有者情報の中で最も基本となる情報である不動産登記を中心といたしまして、

土地所有者に関する情報の連携を図り、関係行政機関が土地所有者の情報を円滑に把握することが求めます。具体的には、例えば、不動産登記における所有者情報について、その者が死亡しているかどうかなどの最新の情報を持ち、適切に把握することができるようとする仕組みの構築について検討を行っているところでございます。

このような仕組みの構築に向けて、関係省庁とも連携しながら、しっかりと検討を進めてまいりたいと考えております。

○もともら委員 きのうの参考人の山野目参考人が部会長を務めているから、国土審議会土地政策分科会特別部会においても中間取りまとめが昨年十二月に行われておりまして、まとめの後に土地情報基盤の整備等を含めて「本格的に検討を行っていくこと」とされておりますし、また、所有者不明土地問題研究会座長であります増田寛也元総務大臣も、登記簿は国、固定資産税の課税台帳は市町村、農地は農業委員会の農地台帳、それぞれの部局が全部情報を共有化できる仕組みが必要だとういうふうに述べられておりますので、この辺をまたぜひ、指摘を鑑みながら前へ進めていただきたいと思います。

○もともら委員 次の質問であります、土地が所有者不明になる原因は登記簿が更新されていないということです。

○もともら委員 次に、「新谷委員長代理退席、委員長着席」法務省といたしましては、引き続き、市町村の中に、相続登記の申請についての記述を加えても御協力を得ながらこのようないくつかの手続を広げてまいりたいと考えております。

○もともら委員 「新谷委員長代理退席、委員長着席」法務省といたしましては、「新谷委員長代理退席、委員長着席」法務省といたしましては、引き続き、市町村の中に、相続登記の申請についての記述を加えても御協力を得ながらこのようないくつかの手続を広げてまいりたいと考えております。

○もともら委員 次に、登記免許税の話題もきのう参考人の皆さんからお話しをいたしましたけれども、相続時に登記について市役所の窓口でで

きるようになります。これを利用して、登記免許税を減免するなど、登記しやすい環境を整えていくことが必要だというふうに考えております。

○もともら委員 現在、登録免許税の免税は行っていますけれども、相続時に登記について市役所の窓口でで

きるようになります。これを利用して、登記免許税を減免するなど、登記しやすい環境を整えていくことが必要だといふうに思います。

○もともら委員 登記しやすい環境整備、国民の理解増進に向け

て政府はどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○筒井政府参考人 委員から御指摘ありましたように、所有者不明土地の解消に向けて新たに特例が設けられました登録免許税の免税措置につきましては、この問題の拡大を防ぐために、相続登記の促進に取り組んでおります。

○筒井政府参考人 そのための方策として、委員からは、京都府精華町における先進的な取組を御紹介いただきまし

たけれども、一般的な取組の一つを申し上げますと、登記の専門家団体である日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会と連携の上、相続登記の促進のための広報用リーフレットを作成し、死亡届の受理時にこれを配布していくだけのよう、各法務局、地方法務局から全国の市町村に対して協力依頼を行っているところでございます。

○筒井政府参考人 その結果、現在、全国の七割を超える市町村におきまして、死亡届を受理する際に相続登記の促進のための広報用リーフレットを当該届出人に配布していただいております。

うか、お伺いいたします。
○八神政府参考人 生活保護と土地所有についてお尋ねがございました。

まず原則から申し上げますと、生活保護制度では、利用し得る資産、能力その他あらゆるものを利用してもなお最低限度の生活を維持できないという方に対しても保護を行うことになります。したがいまして、不動産等の資産は、原則として処分をしていただくこととなります。

ただし、そうは申しましても、一方で、現在住んでいる住宅ですか、今御指摘ございました、活用していないもののすぐには買い手がつかない土地など、個別の事情によりまして、例外的に、不動産等を所有したまま保護を開始ができるという取扱いをしております。

その上で、例えばすぐに買い手がつかない土地を保有する場合には、福祉事務所は保護開始後に土地の処分を指導し、その後、売却をできた際に保護に要した費用の返還を求める、こういった取扱いとなつてございます。

○もともとむら委員 今御答弁があったように、生活保護を受けるときに認められるのは生活に必要な財産のみであります。住宅や田畠など、原則としてそれ以外の資産は処分しなければならないわけありますけれども、利活用できない土地の処分は簡単ではないわけであります。その点も、今回私も相談を受けたところです。そういうことで、そういう事例もぜひまた考慮しながら、最後のサーフィンネットと言われているものでありますので、十分御検討いただきたいというふうに思います。

次に、相続した土地が活用できず、自治体に寄附することもできないという事例があえておりまして、先ほど指摘もしましたが、この問題を突き詰めていますと、所有権の放棄を認めるかという話に行き着くのではないかというふうに思いました。

きのうも参考人にこの質問をさせていただきましたが、所有権の放棄についてはどのようにお考

えなのか、お伺いいたします。

○筒井政府参考人 まず現状を申し上げますと、土地所有権の放棄につきましては、民法上明文の規定がなく、確立した最高裁判所の判例も存在しませんことから、放棄の可否を一概にお答えすることができ困難な状況であります。

仮に一般論として土地所有権の放棄が可能であると解するにいたしましても、放棄を認めますと、一方的に不動産の管理コストや固定資産税の負担を免れ、これらを国の負担とすることになりかねませんことから、個別の事案において土地の放棄が認められるか否かにつきましては、当該事案における具体的な事情に照らして極めて慎重な検討が求められます。

もつとも、法務省におきましては、所有者不明土地の発生を予防する観点から、土地所有権の放棄を可能とする制度を導入すべきであるとの御意見があることを踏まえまして、現在、研究会において、土地所有権の放棄を認める制度を創設する

ことの是非を含めて、所有者不明土地問題の解消に向けた検討を鋭意進めているところでございます。

土地所有権の放棄を認める方向で法整備を行うことの是非を含めて、所有者不明土地問題の解消に向けた検討を鋭意進めているところでございます。

○もともとむら委員 最後に法案の成果について、公共団体とも連携をし、周知啓発を図ることによりまして、この事業の利用の拡大に努めてまいります。

○もともとむら委員 最後に法案の成果について、私は賛成の立場であります。大臣に対しまして、この法案が成立しました後、所有者不明土地が減少していくことが期待できるのかどうか。大臣の所見をお伺いしたいと思います。

○石井国務大臣 本法案は、所有者不明土地の利用の円滑化を図るものであります。所有者不明土地を減らすことを直接の目的とするものではございません。

所有者不明土地の発生抑制や解消に向けた抜本的な対策につきましては、登記制度や土地所有のあり方等と深く関連するため、政府一體となって検討することが必要であります。

このため政府におきましても、所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議を開催をし、その中でも、「土地所有権や登記制度の在り方など財産権の基本的な在り方に立ち返って、土地に関する基本制度についての根本的な検討を行います。

ここは幾つかちょっと提案をしたんですが、地

の累計百件という目標は少ないよう感じます。が、いかがでしょうか。

○田村(計)政府参考人 お答えします。

地域福利増進事業による所有者不明土地の利活用の見込みにつきましては、利用が容易に想定されるケース、例えば、ごみが不法投棄されているなど適切に管理されていない土地を公園、広場に整備するとか、空き家法によって定められている特定空き家を代執行で除却した後の空き地を公園、広場に整備するといったケースを念頭に、市町村に対して実施したアンケートに基づきまして推計を行い、施行後十年間で百件の利用権の設定目標としております。

地域福利増進事業は全く新しい制度でありますので、周知啓発が重要と考えております。このた

め、今後ガイドライン等を整備するとともに、

公共団体とも連携をし、周知啓発を図ることによ

りまして、この事業の利用の拡大に努めてまいります。

○もともとむら委員 最後に法案の成果について、私は賛成の立場であります。大臣に対しまして、この法案が成立しました後、所有者不明土地が減少していくことが期待できるのかどうか。大臣の所見をお伺いしたいと思います。

○森山(浩)委員 立憲民主党の森山浩行でございます。

○西村委員長 次に、森山浩行君。

質問に入ります前に、きのう新聞で報じられた

加計問題、愛媛県の新文書につきまして安倍首相

は、いわゆる二〇一五年一月二十五日ですけれども、御指摘の日に加計理事長と会ったことはな

い、念のためこの官邸の記録を調べたが、確認

できなかつたと述べておられ、それに対する官房長

官は、入邸記録は業務終了後速やかに廃棄され

取り扱いとなつておられ、残つていなかつたと説明、

政権幹部は、新聞に掲載される首相動静にも載つ

ていないと強調したというような記事が本日の新聞に載つております。記憶や記録がないというこ

とは、面会を否定する明確な根拠にはなりませ

ん。

ちなみに、首相動静ですけれども、当日、二〇一五年二月二十五日、首相動静の欄の中には、八時十三分から八時五十二分、零時六分から零時五十四分、二時五分から二時三十三分、三時三十三分から四時九分、四時四十三分から五時三十分というような形で、十五分という時間をとれる箇所が複数あります。

このような状況でありますけれども、首相がおっしゃっていること、会つていないとということ

こととしているところであります。

国土交通省といたしましても、登記制度を所管

については、大臣はどうお考えですか。

○石井国務大臣 総理がはつきり明言されていらっしゃいますので、総理のおつしやるとおりだと思つております。

○森山(造)委員 ということは、愛媛県がうそをついているということになりますけれども、そういう認識でよろしいですか。

○石井国務大臣 愛媛県のことは私はよく承知をしておりませんが、総理がしつかりと真実を述べていらっしゃるというふうに思つております。

○森山(造)委員 まあ、どちらかがうそについていないとこれはおかしいわけなんですよ。

ですから、大臣は、国土交通大臣であるとともに安倍政権の閣僚でございますので、しつかりと閣議で確認をしていただき、政権としてこうだ

といふような答えを出していただきたいと思いま

すので、お願ひをしておきます。

もし何かありましたら答えていただきてもいいんですけれども、大丈夫ですか。(発言する者あ

されましたけれども、森友問題のときもそうですね。この間も、国土交通大臣として責任を果たしたなどというふうな答弁が繰り返

されましたが、國土交通大臣としてだけ責任を果たしていい

といふものではありません。安倍内閣の一員としてきちんと確認をしていただき、報告をいただきたいというふうに思います。

それでは、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法についてですけれども、所有者不明土地が全国的に増加というのがこの法律を出した根拠となっています。

それでは、この間どのようにふえてきたのか、資料をお持ちでしようか。

○田村(計)政府参考人 お答えいたします。

所有者不明土地につきましては、東日本大震災

からの復興に際し所有者の探索に多大な時間等を要したことが契機となつて、大きく認識されるようになつたものと考えております。そういったこ

とで、その総量を時系列的に、網羅的に把握したものは現時点ではありません。

部分的な調査といたしましては、平成二十八年

度の地籍調査を行つた約六十二万筆におきまして、不動産登記簿により所有者の所在が判明しなかつた土地、すなわち広い意味での所有者不明土地の割合は、筆数ベースで約二〇%となつてござります。

また、同調査におきまして、市町村による所有者探索の結果、最終的に所有者の所在が判明しなかつた土地の割合は、筆数ベースで約〇・四%であります。

これは、本法案の定義の所有者不明土地の割合に近いものと考えてございます。

○森山(造)委員 今のお話でいきますと、平成二十八年が初めての全数調査ということだということですけれども、それでよろしいですか。

○田村(計)政府参考人 お答えいたします。

今のお話でいきますと、平成二十八年

度の地籍調査の対象の六十二万筆でござります。

全国筆数ベースで大体約一億筆と言われておりますので、そういう意味では、その中の部分的な

調査としての結果を御紹介したということでござります。

○森山(造)委員 その点でしか数字がないという

ことになりますから、全国的に増加というのには根拠がないということによろしいですね。

○田村(計)政府参考人 土地に関する直接のデータとしては今御紹介したものでござりますけれども、あと、国土交通省の直轄事業の用地取得業務

におきまして陥路となつている案件の要因を調べたものがござりますけれども、そういうったものに

おきましては、所有者不明が陥路の要因となつてゐるというのが第一位になつたのが平成二十一年

からでございまして、これは傾向的にずっとふえてござりますので、そういうしたことからも、所有者不明土地が増加しているということはうかがえます。

○森山(造)委員 あくまでも推測だということです。

というのは、昭和四十年代ごろから土地がどんどん上がつていく中で、我々のところにも

泉北ニュータウンなどがありますけれども、その土地の人間ではない人がたくさん土地を買つて、登記簿含めてですけれども、そして土地がどんどん上がつていく中で資産を形成していく、

これが登記簿含めてですけれども、その一つとして、相続登記が未了のまま放置されたことがあります。それは、本法案の定義の所有者不明土地の割合に近いものと考えてございます。

途中で会社が倒産をするなどというような事例も多発をいたしました。その中で、一体誰が持つてお話をいたしました。その中で、一体誰が持つている土地かわからぬというようなところはふえましたというふうに認識をしています。

ですから、東日本大震災後に急にふえたとかいふ話ではなくて、公共事業をやつている中の陥路となつているものがふえたという部分でしか数字としては把握をされていないということです。

現状有姿分譲というものが、現状確認をしないまま登記をするというようなやり方がありますけれども、境界不明土地については、分筆登記、これは実際に行かなくてもできるようになつてている

んですね。

○筒井政府参考人 お答えいたします。

既に調査が行われてゐるような場合は別であります。

既に調査が行はれてゐるような場合は別でありますけれども、基本的には調査を行うということになる

と思います。

○森山(造)委員 やや、問題ない場合は省略を

ることでありますから、全国的に増加というのには根拠がないということによろしいですね。

○田村(計)政府参考人 土地に関する直接のデータとしては今御紹介したものでござりますけれども、あと、基本的には調査を行うということになる

と思います。

○筒井政府参考人 いや、問題ない場合は省略を

することになりますから、現実の作業の中では行わ

れども、基本的に調査を行ふことになる

と思います。

お考へでどうか。○筒井政府参考人 所有者不明土地が生ずる要因の一つとして、相続登記が未了のまま放置されていることが指摘されております。その原因といたしましては、今御指摘がありましたように、相続登記の手続を行うことへの負担感でありますとか、相続登記に要するコストの問題などが挙げられております。

法務省といたしましては、この問題の改善に取り組んでいるところでございまして、具体的には、平成二十九年五月から、相続人の相続手続の負担を軽減し、相続登記の促進を図るために、法定相続情報証明制度を開始し、現在まで多くの方に相続登記の手続を行つていただいているところでございます。

また、本年四月からは、平成三十三年三月三十日までの期間、既に発生してゐる相続とこれか

ら発生する相続のそれぞれに対応するため、一定の要件を満たす土地について、相続登記に関する登録免許税を免除する特例が設けられたところ

でござります。

さらに、相続登記の手続の簡略化等の登記制度、土地所有権のあり方等につきましても、本年

度中の法制審議会への諮問を目指して、研究会において現在検討を進めているところでございま

す。

○森山(造)委員 水源の土地を外国の企業が買ふとか、いろいろな形で問題が各所で出てきていますところでもあります。登記をきちんととするところについては、法務省さんには一義的に頑張つていただきねばなりませんけれども、各省そ

れぞれ工夫をしながら推進をしていくようにお願いをしたいというふうに思います。

さて、今回ですけれども、所有者不明土地を、

収用の手続が変わる、あるいは福利増進事業、これで使うというような話ですけれども、これはど

のよな二ースがあつてこの提案に至りましたか。

○田村(計)政府参考人 お答えいたします。

所有者不明土地につきましては、公共事業用地の取得などさまざまな面で、所有者の探索に膨大な時間、費用、労力を要し、事業計画の変更を余儀なくされたり、事業の実施そのものが困難になるといった問題に直面しております。

例えば、明治時代の登記のまま相続登記がされておらず、相続人多数となり、かつ、一部相続人が特定できなかつたため、公共事業のための用地取得に多大な時間と労力を要した事例もございました。

また、地方公共団体におきまして広場等としての利用の意向がある土地につきまして、一部の土地が相続登記されておらず、所有者の所在が不明となつてゐるため、樹木の伐採や利用の方針を立てることができないといった事例もございます。

このため国土交通省といたしまして、所有者不明土地の利用の円滑化を図るために、公共事業のために土地を収用する場合の手続の合理化、公園や広場など地域住民のための公共的事業に一定期間の使用権の設定を可能とする制度の創設、所有者の探索を効果的に行うための仕組みの構築等を内容とする本法案を提出したところでございます。

○森山(浩)委員 つまり、都道府県から困っているよという話があつたということでよろしいですか。

○田村(計)政府参考人 都道府県も含めまして、市長会からの要望もございました。現に、国土審議会においてどういう法案にするかという骨子を議論を重ねてきたところでございますが、その中には指定都市市長会の代表として神戸市の市長にも御参画をいただき、御意見をいただいているところでございます。

○森山(浩)委員 ということで今回の制度なんですが、現在の制度とまではどう変わるのか。そして、公共事業における収用手続の合理化というような話になると、これは私権の制限ではないか、このような心配もあるわけですねけれども、その点についてはいかがお考えでしようか。

○田村(計)政府参考人 収用手続の特例につきましては法案に書いてあります、ふやす場合には審議

所有者不明土地を取得しようとする場合、現行制度では、土地収用法に基づく事業の認定を受けた事業につきまして、収用委員会によるいわゆる不明裁決の手続を経て、所有者の意思にかかるらず、土地を取得することが可能となつております。

これに対しまして今回の収用手続の特例におきましては、土地収用法に基づく事業の認定を受けた事業につきまして、反対する権利者がいない特定の所有者不明土地、すなわち、簡易なもの除き建築物が存在せず、現に利用されていない土地に対象を限定をいたしまして、収用委員会ではなく、都道府県知事の裁定により、審理手続を経ず土地を取得することができることとしております。

これは、特定所有者不明土地に限つて対象とするものであることから、個別性の強い建築物の補償や移転料、営業補償の算定が不要であること、補償金額等につきまして、明示的な反対者がいることを公告総覽により確認することから、意見聴取手続が不要であることから、収用委員会ではなく、都道府県知事の裁定ということにしております。

このように、本法に基づく収用の特例は、現行

制度におきまして不明裁決の対象となつてゐる土地につきまして、更に対象を限定をして手続の合理化、円滑化を図るものでございます。その結果として、土地所有者の私権の制限の内容そのものは変更はございません。

○森山(浩)委員 見つからなかつたから公共事業に使つた場合は、これはどうなりますか。

○田村(計)政府参考人 収用手続の場合は、これがどうなりますか。

○田村(計)政府参考人 収用手続の場合でございまして、持ち主が見つかつた場合、出

ておきます。

○森山(浩)委員 今のは話だと、現在の事業につ

いては法案に書いてあります、ふやす場合には審議

会を経て変えていくといふような言い方をされま

したけれども、法案を改正するということです

ね。

○田村(計)政府参考人 審議会と申しましたのは、この法案そのものが国土審議会の議論をいたしました中で原案をつくつてという流れがあるもので、各号列記で事業を書いてござりますが、最後に政令に委任しているところもござりますので、その政令に委任された範囲で追加することとは法技術的にはあらうかと考えております。

○森山(浩)委員 そう、その部分なんですよ。

だから本当に、私権の制限という部分に触れる可

能性が出てきますので、それについてはきちんと

やはり国会にも報告をしていただきながら、政令

でいや変えちゃいましたよというような形でさく

さく進んでいくようなことがないようにしていた

だきたいと、これも要望をしておきます。

さて、調べてもわからぬといふのが所有者不

明土地でございます。二〇%のうちの〇・四%と

いうことですけれども、しかしながら、先ほどの

地域福利増進事業については、所有者があらわ

たときには、十年あるいは年限までやつて、そ

の後返すこともあるというような規定になつております。

○森山(浩)委員 今のところの想定ということでありますけれども、これは、やつてあるうちに更に広がるということは考えられますか。

○田村(計)政府参考人 今回そういう各号列記をして、一部、政令委任はござりますけれども、明確に事業の範囲を限つて法案としてはつぶらせています。

○森山(浩)委員 取用の場合は、これがどうなりますか。

○田村(計)政府参考人 取用の場合は、お金で済むわけですから利増進事業については借りてはいるだけですから

いうことだと思いますけれども、これは、いろいろな公共的な団体あるいは役所の中の資料を調べた上で所有者不明となつてゐるわけですけれども、この所有者があらわれるというのはどうのよう

な場合が想定をされますか。

○田村(計)政府参考人 お答えいたします。

○田村(計)政府参考人 地域福利増進事業と言われましたので、地域福

利増進事業の手続に沿つて御説明いたします。

本法案では、地域福利増進事業につきまして、事業を実施しようとする者が公簿に基づく調査、親族等への照会等により土地所有者等の探索を行

うこととした上で、さらに、六ヶ月間の公告縦覧手続において不明の所有者が名乗り出る機会を確保しております。

このため、こうした手続を経た上でなお、事業開始後になって不明所有者があらわれる可能性は非常に低いものと考えておりますが、今回、不明所有者の財産権を保護する観点から、あらわれ出で明渡しを求めた場合については、原状回復した上で返還するという措置も設けているところでございます。

なお、例外的に事業開始後になつて不明所有者があらわれる場合としては、なかなか考えにくい

のではありますけれども、例えば、登記名義人やその相続人が、相当の期間にわたりまして住民票

を移さないまま転居を繰り返すなどして、住民票

上の居住地を長期間離れておりまして、所在を確

知できなかつた場合等は想定されると考えており

ます。

○森山(浩)委員 つまり、登記上の人でなくても、例えは、おじいちゃんが持つていていた土地だよ

といふところの孫が、長期海外に出張していく

帰つてきたなどというようなときには、これは持

分割合を計算して所有者として認めていく、こんな話でしようか。

○田村(計)政府参考人 地域福利増進事業につきましては、裁定をして使用権を設定をすることに

なりますが、その賃料相当額につきましては、不明所有者分につきましては、いわゆる供託をする

ということになつております。そこでまず金銭的な補償は確保されているということ。

それから、先ほども申しましたが、仮に不明所有者があらわれ出て土地の返還を求めた場合につきましては、当該使用権の消滅の後に原状回復し

て返すという措置をとつておりますので、不明者があらわれ出でた場合にはそいつの措置を選択をするということになると考えております。

○森山(浩)委員 いやいや、そういうことではなくて、所有者があらわれるという事例はどのよう

なときかということで、要は、登記がしてあります。

せん、おじいちゃんの名前そのままになつていま

す。でも、何の書類も持つていなんだけれども、この孫であるというような状況の人が帰つて

きた、突然あらわれたというときには、これは、書類は何にもないんだけれども、返す、あるいは

供託金を渡すということはできるんですね。

○田村(計)政府参考人 済みません、失礼いたしました。

そのあらわれ出た人が登記名義人の法定相続人

であつて、そのお孫さんなら孫が実体的な所有権を有しているということをきちんと証明していた

だければ、補償等を受け取ることは可能だと考えております。

○森山(浩)委員 そうですね。

そこで最初の話に戻つていくわけなんですが、

登記がなされていない土地がたくさんあるという

ことは、つまり、役所の方で全ての書類を調べて

いつても誰が現在相続をしているかということがわからぬことという状況になつているということ

で、全ての書類を調べて、しかも、探索をしても

現地まで行つてもわからないといふような状況、

これをやはり解消していくためには、戸籍の制度、しっかりととしていかなければならぬということ

が、請求する事業者の適格性を確認する

ことだと思います。

○田村(計)政府参考人 請求することになります。

まず探索の情報を求めるというのは誰かということ

ことにつきましては、この法律に定められました

地域福利増進事業等事業を実施しようとする、そ

の準備のために必要とする者ということでござい

ます。

このうち、公共団体への請求は、地域福利増進事業を実施しようとする民間事業者やNPOなど

公的機関以外の者が、事業実施の準備のために行

うことも可能としてございます。

この点につきましては、個人情報保護の観点から、公共団体が本法の規定に基づきまして所有者

情報を民間事業者に提供しようとする場合につきましては、台帳等に記載されている本人に情報提

供の可否について確認し、その同意を得なければ

ならないこととしております。

また、民間事業者が目的を偽つて個人情報を不

正に入手することがないよう、情報を請求する事

業者は、公共事業や地域福利増進事業の実施を予

定していることを疎明する資料、事業を営むため

に事業者としての許可等が必要な場合について

は、それを受けていることを示す資料等を請求に

当たりまして提出しなければならないことといたしまして、情報請求の目的が該事業の準備のた

めかどうか、請求する事業者の適格性を確認する

ことだとしております。

○森山(浩)委員 民間やNPOなどにも情報が提

供されることがあるしかし、本人同意が必要な

ので大丈夫だということなんですが、ほかの目的

に使用しないようにといふのは当然ですが、

も、個人情報保護という部分については十分に制

度の中に入れていただきますように、よろしくお願

いをいたします。

この全体を見まして所有者不明土地問題のこれ

からと云うところなんですが、まず、地籍 자체が

十分把握をされていないという問題があります。

大阪などでは全体の一%ほどしか地籍がきちんと

確定をしていない。全国でも半分ぐらいといふよ

うなこともあります。

もともとの、この土地が誰のものかという部

分、地籍そして登記という両面からきちんと国土

の姿を正しくあらわすような形にしていかなければなりません。法務省の問題だから登記は法務省

に任せておいたらいんだということではなく、

ことになるということにしてござります。

○石井国務大臣 本日、財務省より、森友学園へ

の国有地売却の件について、森友学園等との応接

記録についての調査結果が公表されたものと承知

をしております。

いずれにいたしましても、この森友学園への国

有地売却の件につきましては、国会等でさまざま御指摘を受けておりますので、引き続き、丁寧な説明に努めることが重要であると考えております。

○森山(浩)委員 以上、終わります。

○西村委員長 次に、井上英孝君。

○井上(英)委員 日本維新の会の井上です。所有者不明土地の特措法の法案の質疑に入らさせていただきます。

所有者不明土地、聞く話では、九州の面積ぐらいたい所有者の不明の土地があるということで、昨日の参考人の質疑の際にも山野目先生に少しその件についてお伺いをしたら、土地というものが有効な資産であった時代と、それからまた、特にここ近年、そうじやない環境がある。そういう中で、そういう所有者不明で、登記をしない、相続しないといふような流れがあるんじゃないかというようなお話があつたやに思うんですけども、ただ、それは実際、環境の話で、システムとしてやはりきつちりとできていれば、そういう所有者の不明と、いうこと 자체が根本的に生まれてこなかつたといふふうに思つんです。

ですから、そういう意味では、昨日の参考人もおつしやついていたように、初めて所有者の不明に関する土地に関しての体系的な法律が整備されるということは、厳しい言い方をすれば運びに失してしまはずけれども、非常に重要なことではないかな。これから、こういう所有者不明の土地をどんどんやはり減らしていくということを進めていただきたいなというふうに思つんです。

所有者不明土地は、人口減少や超高齢社会を迎える我が国において、土地利用ニーズの低下や地縁、血縁関係の希薄化等により資産としての土地に関する国民の意識の希薄が見られるなど、社会的状況が変化する中でやはり増加している。所有者不明土地に関する問題は多岐にわたり、所有者不明の土地が災害復旧や耕作放棄地の解消、空き家対策などの地域のための公益的な事業を行う上での支障を来しているという事例も発生し

ていると聞いています。

また、人口減少と高齢化が進む中、相続を契機に故郷の土地の所有者となり、戸惑う人たちもいる。このよだな土地は相続登記というのが適切にされないことも多いため、放置していると将来的に所有者不明になる可能性が高く、こういった問題も所有者不明土地に関する問題だといふうに我々は考えています。

所有者不明土地問題への対応を考える上では、まずその実態というのを把握することが必要だと私は思いますけれども、この所有者不明土地の定義と、現在、所有者不明土地をどの程度定量的に把握しているのか。また、将来的にはどの程度深刻化するといふうに予測されているのか。お答えいただけますでしょうか。

○田村(計)政府参考人 お答えいたします。

本法案では、「相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行つてもなおその所有者の全部又は一部を確知することができない一筆の土地」を「所有者不明土地」と定義をしております。

探索の具体的な方法は、登記事項証明書の交付の請求、住民票、戸籍、固定資産課税台帳の書類に記載された情報、一定範囲の親族等に照会をするといったことを想定をしております。

この所有者不明土地につきましてその総量を網羅的に把握したものは、現時点ではございません。部分的な調査をいたしましては、平成二十八年度の地籍調査を行つた約六十二万筆におきまして、不動産登記簿により所有者の所在が判明しなかつた土地、すなわち広い意味での所有者不明土地の割合は、筆数ベースで約二〇%となつております。

また、同調査におきまして、市町村による所有者探索の結果、最終的に所有者の所在が判明しないものであることから、個別性の強い建築物の補償や移転料、営業補償の算定は不要となります。新制度は、簡易なもので除き建築物が存在せず、現に利用されていない土地に限つて対象とす るものであることをから、個別性の強い建築物の補償や移転料、営業補償の算定は不要となります。

このため、収用委員会並みの補償算定に関する専門的知見や高度な中立性、公平性は不要であると考えられます。

他方で、収用委員会は七名の合議体でござります。これが本法の定義に近いものと考えております。

このため、収用委員会並みの補償算定に関する専門的知見や高度な中立性、公平性は不要であると考えられます。

このため、収用委員会並みの補償算定に関する専門的知見や高度な中立性、公平性は不要であると考えられます。

○四〇年まで死亡数は増加するとの推計もございます。このまま何の対策も行わなければ、所有者不明土地は加速度的に増加してしまうおそれがあるものと考えています。

○井上(英)委員 ゼひ加速度的にふえていくといふことを抑制していくために、非常に大事だなうふうにも思いますので、以下、るる御質問をさせていただきます。

○田村(計)政府参考人 お答えします。

第三者機関ではなく、知事が裁定するといふことを可能にした理由は何ですか。

○田村(計)政府参考人 お答えします。

収用委員会は、土地収用法上、収用しようとする土地について適切な補償内容を判断することとされています。このため、専門的知見や高度な中立性、公平性を有する機関として、都道府県知事が事業認定した事業について、収用委員会にかねて都道府県知事が裁定できるといふことになっています。

特措法による収用手続の合理化、円滑化に関する措置によって、収用期間とてはどの程度短縮できるのか、お答えいただけますでしょうか。

○田村(計)政府参考人 お答えします。

国土交通省の直轄事業の例をもとにして算定をいたしたところでございますが、現行では、収用手続に移行してから収用委員会の裁決までの期間は、国土交通省の直轄事業における事例をもとにした試算によれば、約三十一月となつております。

○田村(計)政府参考人 お答えします。

本法案では、簡易なものを除き建築物が存在せず、現に利用されていない土地に限り、反対する権利者がいない場合には、収用委員会ではなく、都道府県知事の裁定により、審理手続を経ず土地を取得できることとしております。

○井上(英)委員 今回のこの特措法で、公共事業における収用手続の合理化、円滑化のほか、地域

そこで、この法案では、適切な事務配分の観点も踏まえまして、都道府県知事が裁定をすることとしております。これは、収用委員会の事務局が置かれおり、都道府県が土地の評価など簡易な補償額の算定を行う能力を十分に有していると考えたためでございます。

これによって、手続の合理化、円滑化を図ることとしております。

○井上(英)委員 収用委員会はやはり非常に専門性も高いです。そういうことからすると、逆を言えは、収用委員会の手続をある意味省くわけですから、それだけ環境の限定された物件になるということにはなると思うんですけども、まずはしっかりとやつていただきたいといふうに思いました。

○井上(英)委員 収用委員会はやはり非常に専門性も高いです。そういうことからすると、逆を

言えは、収用委員会の手續をある意味省くわけですから、それだけ環境の限定された物件になると

いうことにはなると思うんですけども、まずは

しっかりとやつていただきたいといふうに思いました。

住民の福祉、利便の増進に資する事業のために所有者不明土地を利用する場合に、都道府県が公益性を確認して一定期間公告した上で、上限十年、利用権を設定することが可能になったというふうになっています。

国土審議会特別部会の中間取りまとめでは、最低五年程度という一定期間とされていましたけれども、十年の上限になつたのはなぜですか。お聞かせいただきたいと思います。

○田村(計)政府参考人 お答えいたします。

御指摘のとおり、国土審議会土地政策分科会特別部会の中間取りまとめにおきましては、使用権の存続期間について、「最低五年間程度の一定期間」とされていましたところです。

この点、処分の権限がない者が設定する民法の短期賃貸借の期間の上限が五年間となつておりますが、地域福利増進事業の使用権につきましては、地域福利増進事業は一定の公益性を認められた事業であること、所有者を探索するための措置を尽くすことから、不明所有者が事後的にあらわれる蓋然性が低いこと、現に利用されていない土地であり、不明者が積極的な利用意向を持つている可能性が低いこと、不明者は賃料相当の補償金を受け取り、原状回復された状態で土地の返還を受けることができるなどから、不明所有者の財産的な損失は生じないこと等から、より長期の存続期間とすることが許容され得るものと考えております。

また一方で、事業の継続性にも配慮をし、借地借家法における事業用定期借地権の下限の期間が十年とされていることも踏まえ、存続期間の上限を十年としたところでございます。

○井上(英)委員 地域福利増進事業においても、所有者不明土地の活用というのが図られるよう事業の発案から実施まで早期に行われるということやはり必要だと思いますが、裁定申請からどのくらいの期間で特定所有者不明土地の活用というのが可能になるかなどを想定しているのか、お答えいただけますか。

○田村(計)政府参考人 お答えいたします。

御指摘のとおり、国土審議会土地政策分科会特別部会の中間取りまとめにおきましては、使用権の存続期間について、「最低五年間程度の一定期間」とされていましたところです。

この点、処分の権限がない者が設定する民法の短期賃貸借の期間の上限が五年間となつておりますが、地域福利増進事業の使用権につきましては、地域福利増進事業は一定の公益性を認められた事業であること、所有者を探索するための措置を尽くすことから、不明所有者が事後的にあらわれる蓋然性が低いこと、現に利用されていない土地であり、不明者が積極的な利用意向を持つている可能性が低いこと、不明者は賃料相当の補償金を受け取り、原状回復された状態で土地の返還を受けることができるなどから、不明所有者の財産的な損失は生じないこと等から、より长期の存続期間とすることが許容され得るものと考えております。

○井上(英)委員 地域福利増進事業の申請内容によつて手続に要する期間は変わらぬため、一概に申し上げることはできませんが、標準的な期間としては、裁定申請から裁定までには最低でも、一つは申請内容の確認、関係市町村長の意見聴取等の手続期間として約三ヶ月、それから権利者が申出を行う総覽期間として、これは法定でございますが、六ヶ月あります。三足す六で、合わせて九ヶ月くらいは要するものと想定をしております。

○井上(英)委員 九ヶ月でぜひ、利用する以上はやはり早くできるようお願いをしたいと思います。

○田村(計)政府参考人 お答えいたします。

は、期間終了後に当然、原状回復、そして、異議がない場合はその使用の延長というのが可能となりますけれども、眞の所有者など異議を述べたい方があらわれた場合に、異議を申し立てる相手先が明確にわかり、その異議が確実に尊重されるような丁寧な対応というのが必要と考えますが、国交省としてどのようにお考えか、お答えいただけますか。

○田村(計)政府参考人 お答えいたします。

地域福利増進事業の土地の使用権は、設定されると最長で十年間権利者の私権が制限されることから、所有者不明土地の権利者がみずからの意思を表示する機会を確保することは必要だと考えてございます。

○筒井政府参考人 お答えいたします。

複数の者が共有する私道につきまして、必要なライフルイン工事や私道の整備工事をを行う場合に、事実上、ただいま御指摘がありましたように、共有者全員の同意を得る運用がされておりまして、共有者の所在を把握することが困難な事案において、主に対応するといふものでありますけども、その辺の対応もさまざまあります。

こうした指摘を踏まえて、法務省に設置された共有私道の保存・管理等に関する事例研究会では、本年一月にガイドラインを取りまとめております。

このガイドラインでは、例えば、共有の私道に公共下水道を新設する事例については、私道の共有者の持分の価格に従い、その過半数で足りるとするなど、民法等の解釈と工事に当たつての対処方法が明らかにされております。

法務省では、このガイドラインをホームページで公表するとともに、共有私道の整備を行う地方

して異議の申出を可能としており、権利者の意思が尊重されるようにしております。

○井上(英)委員 所有者があらわれた場合はまたいろいろ別の問題が起きてきますので、丁寧な対応というのをお願いしたいなというふうに思います。

○田村(計)政府参考人 お願いしたいと思います。

今回の特措法に直接盛り込まれているものではありませんが、所有者不明となつてある共有私道の問題についてお聞きをしたいと思います。

○筒井政府参考人 お答えいたします。

地域福利増進事業の土地の使用権は、設定されると最長で十年間権利者の私権が制限されることから、所有者不明土地の権利者がみずからの意思を表示する機会を確保することは必要だと考えてございます。

このため、土地使用権の存続期間中は、その土地が地域福利増進事業の用に供されている旨等を記載した標識を使用権者が土地の区域内に設置することとしております。

標識の具体的な記載事項といたしましては、事業者の名称、住所等のほか、不明者が連絡をとれるよう、都道府県の担当部局等を定めることを規定しております。

そして、土地使用権を延長する際も、土地使用権の設定の際と同様に、判明している権利者には事前に通知をした上で公告総覽を行い、知事に対

して異議の申出を可能としており、権利者の意思が尊重されるようにしております。

○井上(英)委員 所有者があらわれた場合はまた効果的な周知活動に努めてまいりたいと考えております。

○筒井政府参考人 お願いしたいと思います。

これは所有者が不明の場合なんですけれども、所有者がわかつてている場合でも、僕がちょっと一緒に聞いた話では、こういう工事をするのに、下水道敷の土地の所有者に同意の書面をもらうのにブルジルまで行かれた方がおられるというふうにも聞いたらしくあります。

所有者がおられるんすけれども、そういう環境をいろいろ考えていくと、もちろん、財産権というものは明確に守られなければなりませんけれども、その辺の対応もさまざまあります。

ただいて、これも自治体によって非常に先進的なものもまた参考にしてお考えをいただけたらというふうに思います。

今回の特措法は、所有者不明土地を利用する場合について主に対応するといふものでありますけれども、そもそも、所有者不明土地が発生しないようによる対策というのがやはり何より重要ではないかと思います。

所有者不明土地が生まれる主な要因としては、やはり相続登記が適切にされていないことだと思います。

相続登記がなかなか進まない理由の一つである土地の資産価値の変化では、東京、大阪、名古屋などの三大都市圏において公示地価といふのは上昇していますけれども、ちょっと駅から離れた郊外では地価が落ち込むというようなところもあって、二極化が進んでいるというふうに聞きます。

土地を所有することは固定資産税などの継続的

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

なコストが発生し、過疎地などの市場価値の低い土地を相続した場合、土地の所有が、資産ではなく、ただただ負担になってしまって、という状況も考えられます。

また、土地所有者の調査は、所有者の親族を中心に関連人を洗い出し、文書などを通じて連絡をしたり、相続人が複数いる場合には合意形成も必要になり、自治体の職員にとつても非常に大きな負担となります。

こうした中、登記の義務化の是非についてどのように考へているのか。今研究会で検討中とお聞きしていますけれども、現状どのような議論かお答えください。

○筒井政府参考人　ただいま御指摘いただきましては、相続登記の義務化の是非を含む登記制度と所有権のあり方について、研究会において検討を進めています。研究会におけるこれまでの検討におきましては、相続登記を義務化することの是非について、仮に義務化をするとした場合には、その実効性について、相続登記の義務化の是非について、相続等が生じた場合にこれを登記に反映させる仕組みのあり方という観点から、本年度中の法務審議会への諮問を目指して検討を進めてまいりたいと考えております。

○井上(英)委員　時間もなくなってきました。また、所有者不明土地を増加させないために、遠く離れた土地を相続し、戸惑っているような方がおられる。以前、委員の中からも質疑がありましたが、今後、所有権を手放すような仕組みといふのもぜひ必要だと考えますので、検討していただけたらということを要望しておきます。

最後に大臣にお聞かせいただきたいんですけれども、これまで述べてまいりました対策を含めて所有者不明土地問題を根本的に解決していくためには、土地所有者の責務を明確化し、関連する制度を抜本的に見直す必要があると思うんですけどね。

ども、最後に決意といいますか、お聞かせいただけますでしょうか。

○石井國務大臣　所有者不明土地の発生の抑制や解消に向けた抜本的な対策につきましては、登記制度や土地所有のあり方等と深く関連をするため、政府一体となって検討することが必要であります。

このため政府におきましても、所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議を開催をし、その中でも、「土地所有権や登記制度の在り方など財産権の基本的な在り方に立ち返つて、土地に関する基本制度についての根本的な検討を行う」とこととしているところであります。

国土交通省といたしましても、登記制度を所管する法務省など関係省と連携をしつつ、引き続き、土地所有者の責務のあり方など、土地所有に関する法的基本制度の見直しについて検討を深めてまいりたいと考えております。

○井上(英)委員　以上です。ありがとうございました。

○西村委員長　これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○宮本(岳)委員　私は、日本共産党を代表して、討論の申出がありますので、これを許します。

宮本岳志君。

○西村委員長　これより討論に入ります。

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案に反対する討論を行います。

第一に、土地収用法が定める収用手続は、憲法二十九条が保障する土地所有権そのものを奪う手段です。財産権の侵害度が最も高い手段であり、権利者に対する十分な手続保障があつてこそ、公的目標を達成するため、土地収用法は事業認定から収用委員会に至る制度を定めているのであります。この手続はより充実されることこそ必要で、所有者不

可能で、新たな制度を創設する必要はありません。

しかも、国土交通省の地籍調査でも、登記簿だけでは所有者不明土地が約二〇%あるところ、所有者探索を行えば〇・四一%まで所有者不明土地の割合は下がります。加えて、本法案では所有者の探索手段を合理化する制度も創設されるので、その効果も期待できます。

それにもかかわらず、収用委員会の公開の審理や裁判の手続を省略し、一方的な知事の裁定にかかることは、本来存在する土地所有権者の手続関与の機会を不正に奪うものです。憲法二十九条に基づく権利者の保護のためには、現行の収用手続をより充実させることや、法務局職員の増員こそ重要です。

第二に、本法案の土地収用の特例は、収用委員会による裁決を知事の裁定にかえることにより、事業者と裁定者が同一人になる場合が生じ得ることになります。

事業実施主体と裁定主体が同じになれば、客観的な確認や裁定は担保されず、自作自演により事業を進めることができます。さらに事業者は、自分の一存で利害関係人にも地域住民にも何ら説明せずに公共事業を進めかねません。手続の透明性、公平性が確保される保証がありません。

質疑を通じて、本法案がリニア中央新幹線建設事業の対象になり得ることが明らかになりました。政府は、既にJR東海に三兆円の公的資金を投入し、さらに、土地収用にも使い勝手のいい制度を用意する、そんな至り尽くせりには断固反対だと申し上げて、反対討論いたします。

○西村委員長　これにて討論は終局いたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○西村委員長　起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○西村委員長　ただいま議決いたしました法律案に対し、盛山正仁君外五名から、自由民主党、立憲民主党和市民クラブ、国民民主党、無所属クラブ、公明党、無所属の会及び日本維新の会の六会派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。小宮山泰子君。

○小宮山委員　ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明いたします。

趣旨の説明は、案文を朗読してかえさせていただきたく存します。

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

一 裁定主体である都道府県知事が地域福利増進事業者又は土地収用法に定める起業者となる場合には、裁定の透明性及び公平性が確保されるよう、必要な措置を講ずること。

二 現に所有者が不明となっている土地についての相続登記を促進するため、相続により土地の所有権を取得した者が当該土地の相続登記を行おうとする場合において、所有者不明土地の相続人の負担軽減を図ること。

三 所有者不明土地の発生を抑制するためには相続登記の促進が必要であることから、市町村から登記官に登記名義人の死亡の情報が伝達されるなど、登記官がその死亡事実を把握することができるようにして、共同相続人に遺産分割の協議や相続登記を促す仕組みを検討すること。

○西村委員長　これより採決に入ります。

内閣提出、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案について採決いたします。

現行法でも、不明裁決の制度により、収用委員会に至る制度を定めているのであります。この手続はより充実されることこそ必要で、所有者不明土地を理由に簡素化すべきではありません。

財産管理制度の円滑な利用を図るため、複数の土地共有者が不在者であるときは、不在者財産管理人は、複数の土地共有者を代理することができます。

五 土地の管理の放置を防ぐため、土地の所有権の放棄の在り方について検討すること。

以上であります。何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○西村委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○西村委員長 本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○西村委員長 起立多数。よつて、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、国土交通大臣から発言を求められておりまので、これを許します。国土交通大臣石井啓一君。

○石井国務大臣 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案につきましては、本委員会におかれまして熱心な御討議をいただき、ただいま可決されましたことに深く感謝申し上げます。

今後、審議中における委員各位の御意見やただいまの附帯決議において提起されました事項の趣旨を十分に尊重してまいる所存でございます。

ここに、委員長を始め、理事の皆様方、また委員の皆様方の御指導、御協力に対し、深く感謝の意を表します。

まことにありがとうございました。

○西村委員長 お詰りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○西村委員長 お昼からは一般質疑ということでお、このたびこの質疑の機会をお与えいただきました理事の皆様方、また、同僚の皆様方に感謝を

〔報告書は附録に掲載〕

申し上げたいというふうに思います。

一般質問の中で私自身今回取り上げさせていただこうと思ったのは、河川、これの整備や管理のあり方についてお伺いができると思います。

午前十一時三十八分休憩

○西村委員長 午後一時開議
○西村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○西村委員長 国土交通行政の基本施策に関する件について調査を進めます。

○西村委員長 この際、お詰りいたします。

本件調査のため、本日、参考人として独立行政法人都市再生機構理事伊藤治君の出席を求め、意見を聴取し、政府参考人として国土交通省総合政策局長由木文彦君、都市局長栗田卓也君、水管理・国土保全局長山田邦博君、道路局長石川雄一君、住宅局長伊藤明子君、鉄道局長藤井直樹君、自動車局長奥田哲也君、航空局長蝦名邦晴君、国際統括官僚原康弘君、観光庁長官田村明比古君、内閣府民間資金等活用事業推進室室長石崎和志君、大臣官房審議官伊丹潔君、警察庁長官官房審議官長谷川農君、財務省理財局次長富山一成君、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官宇都宮勝君及び環境省大臣官房審議官近藤智洋君の出席を求め、説明を聴取し、また、会計検査院事務総局次長腰山誠介君及び第三局長戸田直行君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○西村委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。田中英之君。

○田中(英)委員 お昼からは一般質疑ということでお、このたびこの質疑の機会をお与えいただきました理事の皆様方、また、同僚の皆様方に感謝を

申し上げたいというふうに思います。

一般質問の中で私自身今回取り上げさせていただこうと思ったのは、河川、これの整備や管理のあり方についてお伺いができると思います。

いろいろと地元地域に戻ると、これまでの台風や大雨によって各地いろいろなところで災害があつて、私の地元京都でも数年前にありました。そういった意味から、地元の皆さんのお声を少しでも届ければと思います。

実は、先週金曜日に地元に戻るときでありますけれども、東京駅の放送で秋田県行きの新幹線は本日はないというようなアナウンスが流れています。大雨にによって各地いろいろなところで災害があつて、私の地元京都でも数年前にありました。そういった意味から、地元の皆さんのお声を少しでも届ければと思います。

実は、嵐山という地域が特にテレビで映った印象が皆さんにあるかもわかりませんけれども、あのときの実は対応というのは、その数年間、十一年間に実はほかにも起こっておりましたので、水がついたとき、特に観光地域の旅館なんかは、どのようすればお客様に安全に退避してもらおうかなんということも考えておられたので、速やかな対応をとつておられたということに、ある意味では教訓を生かしていただいているんだない思ひと、また、掃除をして翌日からすぐ営業しているなど、そういう強烈な意思を持ってやられていたらいいことであつたらいいのでありますけれども、浸水被害というものを引き起こしていたということでありました。

お聞きすると、昨年も同じような形であり、そして、堤防の氾濫防止の工事をそろそろ始めようかと言われるようなところでのこういった災害であったので、大変地元の皆さんからすると、残念といいますが、一日でも早く本当はそういういつた整備ができるればなという思いが多分あつたといふふうに思います。

まだまだこういった災害、記憶にあるところで言いますと、二十七年の九月には栃木県鬼怒川の堤防決壊、これは本当に広範囲における浸水で、残念ながら命を落とされるといった方もおられるほどの被害であつたというふうに思います。

この間いろいろと本当にこういった災害が起つてゐるわけでありますけれども、命を落とされた皆様方には御冥福と、また、まだまだ回復ができない地域があるやと思います。一日も早い回復を願うところでもござります。

そして、ちょうど五年前でござりますけれども、京都でも同じように台風十八号によつて水害が起つたわけであります。実は、その前一年間

も同じように京都の南部で宇治川が氾濫するといふこともあり、そして、北部の方では由良川、そして桂川という、京都の中の、ある意味で、一級河川、大きな河川が氾濫するということが実は続いておりました。

実は、嵐山という地域が特にテレビで映った印象が皆さんにあるかもわかりませんけれども、あのときの実は対応というのは、その数年間、十一年間に実はほかにも起こっておりましたので、水がついたとき、特に観光地域の旅館なんかは、どのようすればお客様に安全に退避してもらおうかなんということも考えておられたので、速やかな対応をとつておられたということに、ある意味では教訓を生かしていただいているんだない思ひと、また、掃除をして翌日からすぐ営業しているなど、そういう強烈な意思を持つてやられていた姿には、本当によくよく知る方もいるので、目頭が本当に熱くなる。そんな思いであつたことを私自身も覚えております。

ああいつた行動がとれたのも、やはり、全国のああいう旅館をされている方々、いろいろな地域で災害が起こった際にそれそれが助け合つておられる姿や、また、お客様からも、一日も早く復活をして、営業再開をして観光に行けるようにしてほしい、そんなお声もあつたとも聞いております。

二十五年の台風十八号、この被害によつて京都では、災害対策の緊急事業推進費として五年間で百七十億円の予算をつけていただき、実は、ちょうどことしが丸五年になるわけでありますけれども、下流域から掘削を始め、築堤や、堆積した土砂を撤去する、また、井堰も撤去するなど、河川の整備が行われてきたところであります。本当におかげさまでこれまでの危険な状況が今までよりは改善をされ、嵐山を始めとする桂川流域の安全、安心を次の世代の皆さんにも何とかつないでいるんだということを示すことができたものと感謝をも申し上げるところであります。

しかしながら、なぜ、ではこういつた災害が起

こつてしまつたのだろうということを地域の皆さんはやはり考へることがあるといふうにも聞きます。そういうことにすることが、また、未然に防ぐようなことができるることを、やはり、これはどんな地域の方々でも望まれることであろうかと思います。ですからこそ、このような災害が起つてしまつた理由はどこにあるのか、また、どうしても起つてしまつてから集中的に改善を図つていくということをするわけありますけれども、できれば本当は事前にやつていただければなといふやはりその声は絶たないわけであります。

そこででござりますけれども、実は、役所の方にもお聞きしましたし、地域の皆さんにもお聞きしました。桂川の水域というのは大変長いので、下流域の方ではいろいろな整備をしてきていただいたということは承知をいたしております。ただ、水についた、災害が起つたそういう地域、その周辺は、例えば河道の掘削なんかをしていただいていたのかなという、実はそういった風景も見たことがないといふうにもよくおつしやつております。

そういう意味では、長年、河道掘削といつてもあの周辺でされてきたのか、若しくは、されていないのであればどうしてなのかと云うことや、また、実際はやつていたと言ふうであれば、これまでの取組をお教えいただければなと思いますので、お願いします。

○山田政府参考人 お答えいたします。

一般的に河川改修に当たりましては、予算制約がある中で、一つは、引き堤などによる堤防整備や補強、二つ目には河道の掘削、三つ目にはダムの遊水地の整備など、さまざまな治水手段を、なぜながら対策を進めてきているところでござります。桂川におきましては、まず、金川において効果のあります日吉ダム建設事業に昭和五十七年度より着手するとともに、昭和六十三年度からは、下

流部に位置し、川幅が狭いために治水上不釣りになつてゐる大下津地区において、川幅を広げます引き堤、これを優先的に進めてきたところでござります。

その後、大下津地区の引き堤事業における代替地移転等についておおむねめどが立つたために、平成二十三年度から、最下流部となる下植野地区から、水位低下のための掘削に着手をしたというところでございます。

今後とも、桂川の治水安全度を向上させるために、現在実施中の桂川緊急治水対策等によりまして、掘削や築堤等の対策を推進してまいりたいと考えてゐるところでございます。

○田中(英)委員 実は、山田局長はこの地域のことをよくお知りをいたいでいるというふうに思つております。

ですからこそ、あえて言わせていただきますと、実際は、ずっと長年かけて昭和の時代からやってきていたいたいた部分はかなり下の方でありただけになかつた。しかし、それだけの水を受け入れるところを下流域でしつかりとつくらなくとも、上流域がなかなか整備されない、こういったこともわかるわけありますけれども、バランスをとつて本当にやつておいてくれはつたらなどといふような実はこんな声もござりますので、これまでいろいろと取り組んでこられたこと全てが正しいかどうか、こんなことも検証いただきながら、それぞれの河川の特性もあるうかと思いますので、そういう意味では、再度、桂川流域、この河川についていろいろなことを考へていただきながら、まずは国管理の部分のそういう整備というものを完結させていただいて、残る課題、これは都道府県が管理するところもありますので、そんなことも実は考へていただければなといふうに思ひます。

実は今、緊急対策でやつていただいたといふところでありますが、下流域はあんな形で整備をこ

れはし続けていたいだいたいと考へてゐるところ

でございます。

○田中(英)委員 やはり予算なんですね。この部分が実はないと、我々も望んでいれば、住んでおられる方も望んでいても、また、役所の皆さんも、やりたいという思いがあつてもできないといふことであります。

そこであります。これは地元の皆さんのが協力もあつてることでありますけれども、どのように堤防をつくるかというのを、観光地で景觀がなかなかうるさいところでありますので、国土交通省の皆さんにも御苦勞いただいているということはよくよく承知いたしております。

しかし、できることであれば、発生してからではなくて、定期的といいますか、予防を先にやつていただくような対策というのが重要ではなかつたかなと考へますけれども、このあたりについての御見解をお伺いしたいと思います。

○山田政府参考人 お答えいたします。

たびび水害が発生いたしますとその復旧復興に多大な時間と費用を要しまして、社会経済活動にも大きな影響を与えることから、予防的な対策を着実に進めることが重要であると認識をしております。

例えば桂川におきましても、約四千億円かけて上流に日吉ダム等のダム群を設置したことによりまして、平成二十五年洪水においては、水防活動と相まって、約一兆二千億円の被害を回避することができました。

一方、大規模な被害を受けた河川におきましては、同程度の降雨があつても被害が発生しないよう、再度災害防止のための事業を集中的に実施することになりますけれども、全国の治水対策費がほぼ横ばいの中、近年の水害の頻発により、予防的対策のための予算が減少傾向にあるのが実態でござります。

しかしながら、予防的な対策を着実に進めることその重要であるとの認識のもと、今後とも必要な予算の確保に努めるとともに、河川整備計画に基づいた予防的な対策を進め、着実に治水安全

度の向上に努めてまいりたいと考えてゐるところ

でございます。

○田中(英)委員 やはり予算なんですね。この部分が実はないと、我々も望んでいれば、住んでおられる方も望んでいても、また、役所の皆さんも、やりたいという思いがあつてもできないといふことであります。

そこであります。

そこであります。これは地元の皆さんのが協力もあつてることでありますけれども、どのように堤防をつくるかというのを、観光地で景觀がな

ど

かといふこと、人の命のことと思うと毎年ちよつとずつやつてもらつた方がいいのかなと思えば、抜本的にがつとスピード感を持つてやるというこ

とでは、事が起つてからというふうでは遅いん

ですが、集中的にやつていただくといふことの方

が効率がいいのかな、実はこういつたこともある

と思います。

しかししながら、やはりその周辺に住んでおられ

る方々が申されるのは、水がついてしまつたら実

は一緒になんやということでありますので、どうし

ても私の場合は、定期的にできるものがあれば、

特に管理をしつかりと国がしていただいていると

ころは管理者としてやつていただけたり、また、

都道府県、一般の市町村なんかも管理していると

ころは、そういうところはしつかり管理してもら

うことによつて、ああ、ことしほとこをやらなあ

かん、来年はここをやらなあかん、こんなことを

決めることが難しい部分があつても、どうか鋭意努力をしていただきながら、未然に防げるその対策といふものを少しこちらはもうちょっとと考え

ていただければなといふうに思いますので、こ

の点については要望をさせていただければなとい

うふうに思つております。

さて、少し先ほど触れましたけれども、桂川の

この流域といふのは、国が直接管理するところ、

また、ちょうどあの嵐山の上流から上のところは

都道府県が管理をするというふうになつて分かれ

ております。京都市内と実は龜岡市といふところ

で分かれるところでありますけれども、やはり国

が管理していただいているところといふのは、あ

あ、しっかりと整備が前に進んでいるなといふこ

とがやはりよく見えるみたいです。だけれども、龜岡市の皆さんからすると、上流域でありますので、本来なら、日吉ダムができ、それでも水を京都市内の中流域に流さなければならぬところを、そうすると京都市内がまた水についてしまって、実は辛抱しているというところがございま

す。

以前も、山田局長とはお話をした際に霞堤の話をしたわけでありますけれども、自分のところの土地をウン十年と少し堤防の高さを下げて、そしてそこに水がふえてきたときにはすっと流れ込むという、農作業を実はそこはされているところで、あつて、結局諦めなければならないということもあるところを何十年と辛抱いたいでいます。

と考えますときに、少し距離の長い河川であります、この上下流のこのバランス、どのようにつていてただくことによって、それぞれの地域での改修を進めていたただくことによって、どちらもが安心して本当にその地域で暮らし、仕事がすぐできるのか。このことについて少しお伺いできればと思いますし、この霞堤をつくつておられる方々、この人たちの気持ちについて何か一言あれば、局長からお願ひしたいと思います。

○山田政府参考人 お答えいたします。

河川の改修は、沿川の人口・資産や過去の災害の発生状況、流域の特性等に応じながら、治水安瀬しつ、優先順位をつけながら事業を実施しているところでございます。

桂川におきましては、嵐山地区等の下流側の国管理区間だけではなく、龜岡地区等の上流側の府管理区間の整備を進めてきておりまして、桂川の水位を全川的に低下させるための日吉ダムの建設、それから、下流のネット箇所にある大下津地区の引き堤事業、そして、上流の龜岡市内における昭和五十七年出水に対応するための引き堤事業や河道掘削等、各地で事業を実施してきたところでございます。

さらには、先ほど委員から御指摘がございま

した。直轄区間で緊急的な対策を行い、流下能力

が向上した段階で、府管理区間では、その流量増に見合った霞堤の開口部のかさ上げの実施を予定しております。

これまで浸水等が多かつたところにつきましては、下流のこの緊急対策等によりまして、少しでも早くこの部分のかさ上げをしたいというふうに考えているところでございます。

○田中(英)委員 每年、本当に局長にはこの地域はあります程度河道掘削ができる、霞堤のかさというのをちょっと上げることができるや聞いておりますけれども、最終的にはやはりそこを閉じるといふことが、その地域の皆さんのが本当に長年の願いがありますので、またいろいろと知恵をかしていただいたら、また、これはお力添えをいただく中でこの地域の治水というものを守つていただきたいと思いますので、お願い申し上げたいと思

ます。

もう時間がないので、最後、一つ申し上げたいと思います。

いろいろな河川を見させてもらいます。一つ、資料でつけているような河川でありますけれども、もうこれは要望にとどめますけれども、天井川になつてているところで、一番下は、車がとまっているところはこれは河川です。ふだんは雨が流れません。でも、上のところに見えているのはこれ

れは門扉です。通路になつていてるので、雨が降つたら門を開めに行って、一番上のこういった状況になります。

こういった河川というのは大変危険な状況にあらると思いますので、恐らくここは都道府県、市町

村が管理しているところになるわけでありますけ

れども、なかなか国土交通省の方までは、それが管理責任を持つて管理しているので、そう

いつた声が届かないかもわかりません。でも、やはりそういった危険な河川というものはできるだけ国交省の方でも吸い上げていただいて、特に危険なところは速やかに対応をしていただけるよう

環境、システムをつくっていただきますこと、考

ることはもう要望にさせていただいて、質問を終わせていただきたいと思います。

○西村委員長 次に、岩田和親君。

○岩田委員 自民党の岩田和親でございます。

本日こうやって質問の機会をいただきましたことに切実なる思いを実はお伝えいたしております。

○西村委員長 次に、岩田和親君。

○岩田委員 自民党の岩田和親でございます。

まず最初、早速に地元案件で恐縮ですが、佐賀

県内の広域幹線道路ネットワークの整備について

と感謝を申し上げながら、三つの項目について質問を進めてまいりたいと思います。

ピック・パラリンピックと同様の位置づけで、この国体の開催に向けて道路整備を加速化していくたいと私は考えております。

そこで、有明沿岸道路について国が進めている大川佐賀道路、佐賀県が進めている佐賀福富道路、また同様に、佐賀唐津道路の進捗と今後の見通しについてお伺いします。

○石川政府参考人 お答えいたします。

佐賀県内の広域幹線道路ネットワークにつきま

しては、九州佐賀国際空港や唐津港へのアクセス強化とともに、周辺の幹線道路の渋滞緩和による

物流の効率化や地域間の連携促進の観点から、有

明海沿岸道路などの整備を進めて、現

在、佐賀県内におきましては、大川佐賀道路、九

キロございますけれども、国土交通省が用地買

収、早津江川橋等の工事を推進をしておりますと

ともに、佐賀福富道路、これは十・五キロござ

ますけれども、六・五キロが既に開通済みでござ

いまして、残る四キロにつきまして、佐賀県が用

地買収及び工事を推進しているところでございま

す。

一方、佐賀唐津道路でございますけれども、佐

賀県内を南北に縦貫いたしまして、西九州自動車

道と有明海沿岸道路を結ぶ道路でございます。

現在、多久佐賀道路一期区間、これは五・三キ

ロメートルでございますけれども、国土交通省が

地質調査や道路設計を実施しております。

引き続き、地域の皆様方の御協力をいただきな

がら、佐賀県と連携しつつ、有明海沿岸道路及び

佐賀唐津道路の一日も早い全線開通に向けて事業

を進めてまいります。

○岩田委員 今日までの着実な事業の進捗に感謝

を申し上げながら、やはりこうやって、もちろん佐賀県に限らずですけれども、各地の必要な道路を整備をしていくためには、やはり道路予算の総額の確保が重要であります。ともどもに頑張つていきたいということをこの場で申し上げておきます。

次に、民泊の健全な発展についてというようなテーマで質問を幾つかさせていただきたいと思います。

住宅宿泊事業法の六月十五日の施行まであと三週間ばかりとなりました。法の施行を控えまして準備状況について伺つていただきたいというふうに思いますが、住宅宿泊事業者また住宅宿泊管理業者の届出の状況と仲介業者の登録の状況はどうになっていますが、都道府県や保健所など、この制度の現場レベルでの準備状況はどうなつてあるんでしょうか。お聞きします。

○田村(明)政府参考人 お答え申し上げます。

三月十五日から住宅宿泊事業法に基づく各事業の届出や登録の受け付けが始まっていますけれども、私も把握しております五月十一日時点ではございますが、住宅宿泊事業の届出の受け付け件数が七百二十四件、住宅宿泊管理業の登録の申請件数は五百十二件、住宅宿泊仲介業の登録の申請件数が三十三件となつております。

このほか、相当数の関係者が地方自治体の窓口等に相談に訪れていたり、窓口での相談対応、それから、住宅宿泊事業の届出件数等も更にふえていくものと考えられるところでございます。

また、地方自治体におきましては、これまでに必要な体制の確保や説明会等を行つていただいておりまして、現在、窓口での相談対応、それから、ホームページや手引等による届出方法の周知等を行つていただいております。

観光庁といたしましては、関係自治体連絡会議における情報共有、それから、民泊制度運営システムの整備、コールセンター及びポータルサイトを通じた届出方法の周知等を行つておりますけれども、引き続き、地方自治体と連携して円滑な施行に努めてまいりたいと考えております。

一説には、大手民泊仲介サイトの登録件数は六万件超、また、別の調査では、東京で約二万件の民泊があるというふうに聞いています。この点で、この既存の事業者が今後どういうふうにされるのか。まさか、届出がないまま違法民泊が大量発生するというふうなことがあつてはいけないわけであります。この点、どのように対応されているのか。

○宇都宮政府参考人 お答えいたします。

特に、いざ違法の取締りというふうな形の觀点からもしつかりしていただきたいと思いますが、この点、伺いたいと思います。

○宇都宮政府参考人 お答えいたしました。

違法民泊対策といたしましては、まずは、きちんと住宅宿泊事業法の届出をしていただくか旅館業法の許可を取得していただくことが必要でござります。

このほか、相談対応が地方自治体の窓口等に相談に訪れていたり、窓口での相談対応、それから、ホームページや手引等による届出方法の周知等を行つていただいております。

その結果、先ほど住宅宿泊事業の届出が少ないという御指摘いたしましたが、簡易宿所の施設数が増加しているというような地方自治体もあると承知しているところでございます。

その上で、違法な営業を行う事業者への対応を強化するため、昨年、旅館業法を改正いたしまして、まず、無許可営業に対する都道府県知事等による報告徴収及び立入検査権限の創設、それから、無許可営業者に対する罰金の上限額の引上

げ、これは三万円を百万円に引き上げてございまして、こういったことを行つたところでございました。この改定でござります。

○岩田委員 仲介業者の三十三というものは、多い

ところであります。ただ、これから駆け込みと

いうのがあるにしても、三週間という残りの期間

と、改めて私もそういうふうに受けとめたところ

であります。

さらに、今月二十一日、違法民泊対策関係省庁連絡会議を設置、開催いたしまして、観光庁、警察庁等の関係省庁と、今後の違法民泊対策について、情報共有、連携強化することについて議論をいたしました。また、この会議では、地方自治体において、警察と連携しつつ旅館業法違反の取締りを徹底いたくことについて確認しまして、会議終了後速やかに、厚生労働省から通知を発出したところでござります。

今後とも、観光庁、警察庁などの関係省庁とも連携しつつ、違法民泊対策を徹底することにより、民泊事業が適切に運営されるよう努めてまいりたいと考えているところでござります。

○岩田委員 今ちょっと答弁でも触れていただきまし

ましたけれども、法施行によって、法律が対象と

している事業者であります。この場合、狭い定義

の民泊と申上げますが、こういう事業者が生まれただけではなくて、関連したさまざまなもの提携をして本人確認や鍵の受渡し等を行う、ま

た、大手企業が内装を統一化してブランド化した

り民泊の運用代行をしたりするなど、民泊に関連するさまざまな事業をスタートするといったニユースがあつております。

一方、簡易宿泊所の制度を使つた民泊が増加している。先ほど答弁いたしましたが、こういう話もあります。これまで簡易宿泊所といえれば決していいイメージはありませんが、民泊として新たにスタートするものには、旅館、ホテルと遙色のないものもあると思われます。

こういつた動きを私は、広い定義の民泊事業、

また、その関連する事業が拡大している、このよ

うに受けとめています。

このような、法成立、施行をきっかけとする民泊にかかる事業の動向について国としてどのような把握しているのか、また、その状況についての所見を伺いたいと思います。

○田村(明)政府参考人 いわゆる民泊というものにつきましては明確な定義はございませんけれども、住宅の全部又は一部を活用して旅行者等に宿泊サービスを提供することを指して民泊と言つておられます。

この民泊を実施するに当たりましては、住宅宿泊事業法に基づくもののほか、先ほど答弁もございました旅館業法上の簡易宿所の営業許可や特区民泊の認定等によることも可能でございます。

それらの許可件数等も増加傾向にあるというふうに聞いております。

また、住宅宿泊事業法の施行を契機として、保険会社によるホスト向け保険の提案、コンビニ事業者による鍵の受渡しサービス、鉄道会社による民泊事業の実施、人材派遣会社によるホストの育成等、さまざまな業種の人が進んでいるものと把握しております。

このように、大手企業の参入によりさまざま

な形態による民泊サービスが提供されることや関連事業が拡大することは、健全な民泊サービスの普及に向けて望ましいことであるというふうに考えております。

○岩田委員 ちょっと時間が限られてしまつたので駆け足で参りますけれども、この法律は賛否さ

まざまな議論を経て成立したものであります。私

も、既存の旅館、ホテル業の方々からの声と、そ

して、この法制化によつて、訪日外国人の増加に

よる宿泊需要に対応できること、また、違法民泊

や周辺住民とのトラブルなどにルールをかけるこ

とができるということはよかつたと考えております。

す。

施行に当たり、ぜひいいスタートを切つていた
だいて、運営いただくことを期待をしておりま
す。

また、そのためにも、まず、宿泊需要が高いと
いつても、民泊の法制化が既存の旅館、ホテルを
圧迫するだけという状況になつてはいけないと思
います。これらのイコールフツティングや健全な
役割分担がなされることに十分配慮していただき
たいと思いますし、また、民泊が犯罪の温床にな
らうこと、民泊が持つ負のイメージを払拭する
ような取組などの課題を解決していく必要がある
と考えます。

そもそも民泊は、その地域に暮らしているよう
に風土や文化を体験できる宿泊を理想としてス
タートしたと聞いております。利用者からは単な
る安い宿泊先、事業者からは空き部屋の手軽な活
用方法、投資運用の一手段といった状況から、觀
光の上でも、新しい付加価値を提供するような
サービスへと成長していくことを促すことが大事
だらうと思います。

法施行をきっかけとしまして、この住宅宿泊事
業はもちろんのこと、簡易宿所や特区民泊、関係
ビジネスなども、総合的な民泊関連事業の健全な
成長、さらには、旅館宿泊も含めた観光業の発展
を国としてリードしていくべきだと考えます。

國の認識をお尋ねしたいと思います。

○田村(明)政府参考人 訪日外国人数が急増して
いることに伴いまして、多様な宿泊ニーズに対応
していくことが求められておりまして、さまざま
な形態による宿泊サービスが提供されることが重
要であるというふうに考えております。

今先生もおっしゃいましたように、民泊という
のは、日本人と交流し、その生活を体験したいと
いうニーズや、でかけるだけシンプルでリーズナブル、あるいは中長期の滞在に適した宿泊サービス
を求めるニーズに対応するものでございまして、
新たな宿泊モデルとして健全に発展することが期
待されるところでございます。

一方、旅館、ホテルは、プロによる高品質な宿

泊のサービスを求める客層に対応するものでござ
いますけれども、増大する外国人旅行者の需要の
取り込みも課題でございまして、国としても、W
i-Fiの整備やトイレの洋式化、多言語対応等、
インバウンド需要へ対応した取組に対して支援を行つて
いるところでございます。

観光庁といたしましては、このような支援等に
よりまして、さまざまな宿泊ニーズに対応し、多
様な選択肢を用意し、宿泊業の活性化を図ること
によりまして、二〇二〇年の訪日外国人旅行者数
四千万人等の目標の達成に向けて努めてまいりた
いと考えております。

○岩田委員 いよいよ施行であります。しっかりと
頑張つていただきたいと思います。

最後に、観光による地方の経済活性化について
と、いうことで一問お尋ねしたいと思います。
本当に、これだけ外国人の旅行者数がふえてき
ているということ、そしてまた消費額がふえてい
るということ、大変すばらしいことだというふう
に思つております。

特にまたこの増加に伴つて、やはりこれが経済
に及ぼす影響、これに今注目が集まつてゐるこ
とであります。特に、各地域が、観光の振興に
よつて地域経済の活性化、地方創生を図つていく
ことを更に力を入れて取り組むべきだ。このよう
に考えておるところであります。

○佐賀県も今、外国人の延べ宿泊者数について二
〇一二年と二〇一七年を比較した伸び率で全国一
位だそうであります。五年間で約九倍増加をして
いる状況であります。これは、九州佐賀国際空港
へのJCC誘致を始めとした取組なども頑張つて
おりましたし、その結果として、団体客が減つて寂
れおりました武雄温泉、嬉野温泉、こういった
ところを始めたとされた観光地に外国人の観光客が目
立つようになつてまいりました。また、タイのド
ラマのロケ地になつた祐徳稻荷神社では、タイ語

これからこうやって各地方が観光振興のために
頑張つていく、これを地域の経済の活性化につな
げるために国としてもどのような取組を進め
ていくのか、お尋ねしたいと思います。

○築大臣政務官 お答えいたします。

岩田先生が御地元でも大変に御尽力をされてい
る観光振興、インバウンドによる地域経済活性化
や地方創生についてのお尋ねでございますが、訪
日外国人旅行者数を二〇二〇年に四千万人などの
目標を定めた明日の日本を支える観光ビジョンに
おきましても、観光先進国への二つの視点の一つ
として「観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に」
と明記されておりまして、訪日外国人旅行者の地
方説客を進め、その経済効果を全国に波及させて
いくことは大変重要なと考えております。

このため、観光ビジョンに盛り込まれた文化財
の観光資源としての開花等について、政府一丸と
なつて取組を進めてきました結果として、昨年の
三大都市圏以外の地方部における外国人延べ宿泊
者数は三千八百八十八万人泊と対前年比プラス一五・
八%となり、三大都市圏の対前年比プラス一〇・
二%を上回るとともに、地方部の延べ宿泊者数の
シェアが約四割となつております。一方で、着実に地方
への誘客が進んでいるものと考えております。

また、宿泊業における建築物の工事予定額は、
佐賀県を始めとするインバウンドの伸びが大きい
上位県において大幅に伸びております。一方で、
地方経済の活性化にも寄与しているものと考えておりま
す。

他方で、三大都市圏以外の旅行者消費額は約三
割にとどまつております。これは、訪日外国人旅行者の
地方説客を進め、その経済効果を全国に波及させ
ていくためには、これまで以上に訪日外国人旅
行者の地方への来訪、滞在拡大につながる取組を
強化していく必要があると考えております。

ております。

このため国土交通省といたしましては、地方に
おける観光戦略に対し、地域固有の自然や生活、
文化を活用しながら各地域における体験型観光の
充実を図るとともに、広域連携DMO、地域単位
のDMO、地方公共団体等の多様な関係者による
広域的な連携を図る観点から支援を行いまして、
訪日外国人旅行者の地方への来訪、滞在の促進を
より一層進め、地方経済の活性化につなげてまい
りたいと考えております。

○岩田委員 質問を終わります。ありがとうございました。

○西村委員長 次に、川内博史君。
○川内委員 川内でございます。
質問の時間をいただきまして、委員長、理事の
先生方に心から感謝を申し上げるところでござ
います。
本日、森友学園関係の新たなさまざまな書類が
公表をされたということで、膨大な量になります
から、これからさまざまな方々がさまざまな分析
をされることになるかというふうに思います。
私は、きょう財務省にも来ていただいているので、不起訴
になるのではないかという趣旨の報道があつたり
ます。改ざんについては、その決裁文書の意味、内
容が大きく変更をされているわけではないので、根幹
が変更されているわけではないので、不起訴
になるのではないかという趣旨の報道があつたり
ます。改ざんについては、その決裁文書の意味、内
容が大きく変更をされているわけではありません。
改ざんせざるを得なかつた、改ざんせざるを得なかつたとい
う意味において、対国民、対国会にという意味に
おける決裁文書の根幹は大きく変更をされたので
はないかというふうに思います。

そこで財務省に改めてここで、まだ財務省さん
は書換えという言葉をお使いになられていらっ
しゃいます。

平成三十年五月二十三日

二一四

しゃいます。私は、これだけのものを隠していたわけですから、隠すために改さんしていたわけでお使いになれるべきではないかというふうに考えますが、まず財務省としての御見解を教えていただきたいと思います。

○富山政府参考人 お答えをいたします。

今御指摘の決裁文書の書換えにつきましては、三月十一日に国会に御報告をしたところでござりますけれども、書き換えた文書を見る限り、當時、昨年の通常国会での答弁とそれまでの答弁が誤解を受けないように行われたというふうに見られるということで、三月十一日の発表以降、書換えという単語を使わせていただいているところでございます。

ただ、今委員の御指摘もございましたが、この書換えが行われた経緯あるいは目的といったことについてましては、財務省の人事当局を中心とする調査を現在も行っているところでございます。そういう意味で、この人事当局による調査が、最終的な調査結果というものを速やかに出すというふうに申しておりますので、そういう調査結果を踏まえた上で考える部分もあるかと思います。

いざれにいたしましても、決裁文書を書き換えるといふようなことはあつてはならないことでございまして、深くおわびを申し上げたいと思います。

○川内委員 やはり書換えという言葉を変えないんですね。

対国会、対国民を欺く、今、富山次長も、あつてはならない行為だというふうに御発言になられたわけですから、あつてはならないことをされたことを書換えという言葉で表現するというのは、いかにも私は不適切であると累次にわかつて申し上げているわけですから、その調査をされるセクションに、改さんという言葉を使うべきであると川内から指摘があつたということをしっかりとお伝えいただきたいというふうに思います。

そこで、会計検査院にも来ていただいているんですが、何でこんな大幅なディスカウントが行わされたのか、値引きが行われたのか。国土交通省さんは、いや、適切な値引きだったんです、適正だつたんですけど今でも言い張つていらつしやるわけですが、会計検査院さんに教えていただきたいと思いますが、会計検査報告の四十ページには、近畿財務局及び大阪航空局は、全てのくいの施工が完了した後の三月十四日に現地確認を行つた、その際、両局は、本件土地の敷地内に廃棄物混合土が広範囲にわたり散在して積み上げられていたことを確認し、同席した小学校校舎の設計業者から、これらの廃棄物混合土は、長さ九・九メートルのくい工事の過程において発見されたものであると説明を受けたとしているとの記述がございました。

廃棄物混合土という言葉は会計検査院さんがおつくりになられた言葉であり、近畿財務局、大阪航空局、設計業者のいずれも廃棄物混合土という言葉は使つております。さらにに報告書の同じ四十ページで会計検査院は、森友学園が小学校校舎の建設を始めたところ、森友学園は、くい工事において廃棄物混合土が排出されたり、廃材等が掘削機の先端に付着したりしたこと理由に、平成二十八年三月十一日に近畿財務局に対して、貸付合意書で対象としていた地下埋設物に該当しない新たな地下埋設物が発見されたと連絡していたと記述をしております。

○川内委員 お答え申し上げます。会計検査院さんに教えていただきたいんですね。

いざれにいたしましても、決裁文書を書き換えるといふようなことはあつてはならないことでございまして、深くおわびを申し上げたいと思います。

○川内委員 やはり書換えという言葉を変えないんですね。

対国会、対国民を欺く、今、富山次長も、あつてはならない行為だというふうに御発言になられたわけですから、あつてはならないことをされたことを書換えという言葉で表現するというのは、いかにも私は不適切であると累次にわかつて申し上げているわけですから、その調査をされるセクションに、改さんという言葉を使うべきであると川内から指摘があつたということをしっかりとお伝えいただきたいというふうに思います。

○戸田会計検査院当局者 お答え申し上げます。

会計検査院としては、報告書におきましては、新た地下埋設物の発見というのが売買契約の前提なんですよ。だから、新たな地下埋設物があるといふものとなつていて、」と記述しているところでございます。

○戸田会計検査院当局者 お答え申し上げます。委員お尋ねのエビデンスにつきましては報告書において記述はございませんが、報告書の記述におきまして、貸付合意書で対象としていた地下埋設物に該当しない、地下三メートル以深にある新たな地下埋設物であると判断したとしていることと、近畿財務局は判断したところに対しまして、会計検査院といつしましては、深度三・八メーター及び九・九メーターを用いる根拠については、廃棄物混合土の深度については、「十分な根拠が確認できないものとなつていて」というふうに記述をしているところでございます。

○川内委員 いや、局長さん、ちゃんと答えてくださいよ。三・八とか九・九とかいうことを確認する前に、貸付合意書で対象としていた地下埋設物の深度について、会計検査院さんとして新しくあると確認したのかどうかについて記述はしていないところでございます。

○川内委員 いや、委員長、ちゃんと答えてくださいよ。記述をしていないということと、確認しているかしていないかはまた別問題ですから。新たな地下埋設物について確認したのかどうかについて記述はしていないところでございます。

○川内委員 いや、委員長、ちゃんと答えてくださいよ。記述をしていないということと、確認しているかしていないかはまた別問題ですから。新たな地下埋設物があるとということを確認したのかと聞いているんですよ。何でこんなことに時間をかけさせるんですか。確認していらないんだから、確認していませんと言わなきや。

○戸田会計検査院当局者 お答え申し上げます。新たな地下埋設物につきましては、深度三・三メーター以深のものでございますけれども、検査院といつしましては、深度三・八メーターについても廃棄物混合土を確認していることの妥当性を確認することができます。あるいは、九・九メーターオンについても確認できないというふうに記述をしています。

○戸田会計検査院当局者 お答え申し上げます。貸付合意書については、今回の売却につきましては貸付合意書に基づくものではなく、新たな契約を結んで、売買契約にかえたわけでしょう。新たな地下埋設物の発見というのが売買契約の前提なんですよ。だから、新たな地下埋設物があるといふものとなつていて、」と記述しているところでございます。

○川内委員 いや、だから、三・八とか九・九を確認していないというんじゃないですよ。それは新たな地下埋設物を前提としているじゃないですか、今。新たな地下埋設物を前提として、三・八とか九・九と今言つたんですよ。だから、新たな地下埋設物の存在を確認したのか、エビデンスがあつたのかということを聞いています。

答えてくださいよ。何で答えないんですか。新たな地下埋設物があるということを確認したんですね。
○戸田会計検査院当局者 お答え申し上げます。

会計検査院の検査におきましては、新たな地下埋設物があつたことを前提に検査を実施したものではございません。

○川内委員 いや、前提に検査を実施したものでないつて、前提にして三・八とか九・九とかと言つたじやないです。

ちょっとと委員長、これではちょっと質問を続けられないですよ。

新たな地下埋設物があることを確認したんですから、たつたこれだけのこと聞くのに何で答えないんですか。

ちゃんと答えてくださいよ、委員長、ちゃんと答えるなさいと。確認したのかしていなかを答えるなさいと委員長から命じてくださいよ。

○戸田会計検査院当局者 お答え申し上げます。

新たな地下埋設物の存在を何らかの形で確認し始めた上で検査を実施することは、その新たな地下埋設物を当方で、その前の段階で確かに確認しなければいけないところでございますけれども、そこでの、あつたというのを前提に検査をするということとは事実上できないことでござりますので、私どもいたしましては、新たな地下埋設物があつたことを前提に検査を実施したものではないということです。

○川内委員 いや、だから、会計検査院、では、次長が来ているから、次長が答えてくださいよ。新たな地下埋設物の存在は確認していないと。これはとても大事なことなんですよ。新たな地下埋

設物が発見されたから売買契約につながるわけですか。

会計検査院として、新たな地下埋設物の存在がある、発見されたんだとということを別に確認はしませんよと。それだけのことです。ちゃんとある地下埋設物の存在を確認したのか、エビデンスがあつたのかということを聞いています。

○腰山会計検査院当局者 お答えいたします。

地下三メートルより浅いところにある地下埋設物につきましては、それ以前の調査において全てが撤去されているわけではございませんでしたことから、売買契約の締結後に森友学園の方から申請があつた地下埋設物につきましては、既知の地下埋設物であったのかどうか、それとも新たな埋設物であつたのかどうか、そのことにつきましては、報告書においては、深度三・八メートルといふのは三メートルよりも深いところでございます。それで、そのものについては廃棄物混合土を確認していることの妥当性を確認することができない、このようないい方をしているところでござります。

実際にその三・八メートルのところにあつたのかなかつたのかということについては、確認できていません。それが、既知のものであつたのか、それとも新たな地下埋設物であつたのかということがついで確認ができるということでござります。

○戸田会計検査院当局者 お答えいたしました。

実際にその三・八メートルのところにあつたの埋設物があつたことを前提に検査を実施したものはございませんので、したがって、現時点においても新たな地下埋設物があつたのかといふことについて、確認ができるということでござります。

○川内委員 いや、だから、深度三・八メートルとわざわざ数字をつけなくていいですから。新たな地下埋設物の存在があるということを会計検査院としては確認しておらないと。三・八メートルは関係ないですから、この際。

○戸田会計検査院当局者 お答えいたします。

新たな地下埋設物の存在があるか否かというのは、検査に重大な影響があるじゃないですか。財務省さんが以前公表した法律相談文書にも、法務監査官が、この新たな地下埋設物というの是一体何なんだ、これが貸付合意書で合意されている地下埋設物以外の地下埋設物なのか、それとも本当の新たな地下埋設物なのか、これはわからぬ、これはよく調査せないかねねと法律相談文書に書いてありますよ。

○川内委員 だから、新たな地下埋設物といふことを確認したことの否かということを私はしつこく聞いたわけではありませんよ。新たな地下埋設物であるということを確認し

○川内委員 新たな地下埋設物があつたということが確認したわけではない、やっとここまで答えてもらうのに十五分かかったわけですから、一分で終わることですけれども。

今となつては、何のエビデンスもない新たな地下埋設物が存在をするということを前提に、三・八とか九・九とか四七・一とか、二万二千五百円とか、そういう数字を掛け合わせて値引き額が算定をされていったわけですけれども、検査院は、財務省や国交省に新たな地下埋設物ということを聞かされて、そしてまた工事業者からも聞かされ、まさかそんなことどうぞをついたりしないだろと多分思つたと思うんです。

それで、三・八とか九・九については検査しました、その数字の根拠は確認できませんでしたと検査報告に書いているんですけども、新たな地下埋設物が存在するというふうに国交省や財務省が会計検査院に申告したというのは、これは検査に対する重大な影響を与えたのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○戸田会計検査院当局者 お答えいたしました。

繰り返しの答弁になりますけれども、新たな地下埋設物があつたことを前提に検査を実施したものはございませんので、したがって、現時点においても新たな地下埋設物があつたのかといふことはございません。

○川内委員 いや、この貸付契約で合意される既知の地下埋設物であるか否かというのは、検査に重大な影響があるじゃないですか。財務省さんが以前公表した法律相談文書にも、法務監査官が、この新たな地下埋設物というの是一体何なんだ、これが貸付合意書で合意されている地下埋設物以外の地下埋設物なのか、それとも本当の新たな地下埋設物なのか、これはわからぬ、これはよく調査せないかねねと法律相談文書に書いてありますよ。

○戸田会計検査院当局者 お答えいたします。

繰り返しの答弁になり恐縮でございますが、確認された廃棄物混合土につきまして、近畿財務局が地下水三メーター以深にある新たな地下埋設物であると判断したことに対し、地下埋設物撤去、処分費用の算定に関する会計検査院の結果といたしまして、深度三・八メーターについて廃棄物混合土を確認していることの妥当性を確認することがで、深度九・九メーターを用いる根拠について確認することができないことなどから、「地

なければ新たな売買契約にもならないし、これは非常に重要なことなんですよ、貸付契約を解除して売買契約にしているんですから。

それは、新たな地下埋設物が見つかつたからです。これは重大な影響があるじゃないですか。何でそんな、重大な影響がないとか言い切っちゃうんですか。あなた、本当に検査院の人ですか。検査院の出向者じゃないですか。(発言する者あり)プロパーですか。では、プロパーですと言つてよ。

下埋設物撤去・処分概算額の算定に用いた廃棄物混合土の深度については、十分な根拠が確認できないものとなつてゐる。」としたところでございましたとして、新たな地下埋設物があつたことを前提に検査を実施したものではございません。

したがいまして、現時点において、検査に影響があつたというふうには考へてございません。

○川内委員 会計検査院の検査というものは、相手が言つているところに、ただその数字の計算を検算するだけなんですか。違うでしょ。検査院は、合規制とか、契約の内容が適正なのかどうかとか、法律に照らして正しく処理されているのかとか、そういうことまで含めて検査されるんでしょ。そういうふうに書いてあったと思ひますよ、検査報告書に。僕は素人なのでうる覚えで言つて申しわけないけれども、そういうことを検査されるわけで、相手が言つていて計算が正しいかどうかだけ検査したのであって、あとは知りませんと今おっしゃつたんですよ。

それは検査なんですか。検査院の検査なんか。検算しただけなんぢやないですか。次長、これは重要な影響があつたと、契約を変更する事由になつてゐるんですから。どうでしょ。これは重い影響给您ますから、その会計経理において契約を変更したということです。しかしながら、検査に重大な影響を与えたかどうかといふことはこれとは別の問題でございまして、会計検査院といたしましては、近畿財務局が新たな地下埋設物であると判断したことに対し、その合理性について検査した結果、その十分な根拠について確認することができなかつたといふことを記述しているところでござります。あくまで本院の自律的な検査の結果として、その判断の合理性について確認したところ、その妥当性を確認することができなかつたという結果について記述しているところでございます。

○川内委員 だから、ちょっと水かけ論みたいになつていますけれども、新たな地下埋設物が存在するという概念そのものが契約の変更につながる、そして大幅な値引きにつながつて、もしかしたら国庫に対する重大な損害を与えているのかも知れない。

そこ全体を検査するのが検査院であつて、たゞエビデンスは確認しなかつたとおつしやられたわけで、私は、検査に関して不備があつたのではなくいか、瑕疵があつたのではないかということを指摘せざるを得ないわけでありまして、このことに何が二十分以上かけちやつて、本当はこれは五分で終わる予定だつたんですけども。

新たな書類などがきょう公表されているわけで、私は、まだまだ財務省の内部の資料とか、有益費といふか、貸付契約から売買契約に至る過程の中で、財務省の中でもさまざまやりとりが行なわれていたのではないか、財務省、航空局との間でさまざまなやりとりが行われていたのではないか

○蝦名政府参考人 大阪航空局の見積りは、伊丹空港の移転補償跡地の売却に付随しまして、近畿航空局から依頼をされて大阪航空局が対応していくのですけれども、ちょっとおさらいしましょ。値引き額八億一千九百万円を見積もつたのは大阪航空局補償課であるということによろしいですね。

○川内委員 何を言つてゐるかさっぱりわからぬのですけれども、ちょっとおさらいしましょ。こうした御説明をしてきました内容の考え方を変えるような事実に今まで接していないということでございます。

○蝦名政府参考人 これまで御説明をしてきました内容の考え方を変えるような事実に今まで接していないとい

いるということなんでしょうねけれども、その理由を教えてください。

○蝦名政府参考人 これまで御説明をしてきました内容の考え方を変えるような事実に今まで接していないとい

よ、四人。航空局全員が書類を見たわけじゃないでしょ。書類を見たのは四人でしょ。何を言つてゐるんですか、あなたた。

この四人の中の技術職は一名ということですね。

○蝦名政府参考人 大阪航空局の見積りにつきまして、お尋ねの決裁の状況は、先ほどのとおり四名でござりますが、専門官が土木職の職員でございまして、技術職は一名とすることござります。

○川内委員 その一名は土壤や地質の専門家ではないということです。

○蝦名政府参考人 委員の御指摘は、今回の地下埋設物の撤去・処分費用の見積りに当たりまして、これらの職員自身が、高度な学術的、専門的な地質や地盤調査の能力、知見を有している必要があるのではないかということだと存じますが、そのような観点から申し上げますと、御指摘のよ

うな能力、知見が必ずしもあるわけではございませんけれども、大阪航空局の補償課は、平成二十一年から二十四年にかけて地下構造物調査等を行つて、現地の土地の状況を詳しく把握しておりますし、土木職の職員につきましても、産業廃棄物の処分を含むさまざま工事の積算を行つておりまして、土木工事の発注を行ふ知見、経験といったものは有しておりますが、今回の見積りを行ふに当たりまして必要となる実務能力といふものは有しているというふうに考えております。

○川内委員 その技術職の人は、地下埋設物が存

在する場合の工事の見積りなどもプロだ、やつて

いるというふうにおつしやられるわけですが、そ

れは決裁に入つていて了技術職の方であつて、起案したのは事務官でしょ。違うんですか。

○蝦名政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、起案したのは係

長で事務職でござりますけれども、決裁そのものは組織として対応しておりますので、途中で技術

○蝦名政府参考人 お答え申し上げます。

今般の森友学園への国有地の売却をめぐりましては、さまざまの調査を進めているところでございまして、私どもですが、航空局が行いました見積りにつきまして、現時点での考え方を変更するということでおきたいと思います。

それでは、この値引きの問題について、航空局、国土交通省は今でもこの値引きの額の算定について、妥当であった、適切であったというふうに考えていらっしゃるのかということを教えてください。

○蝦名政府参考人 お答え申し上げます。

本件土地の近畿財務局への処分依頼につきましては大阪航空局長までの決裁により行い、一方で、近畿財務局への見積りの回答は、処分依頼に付随する省庁間のやりとりということで、補償課長までの決裁によって行つたということです。そのためございます。

○川内委員 大阪航空局補償課が八億一千九百万、値引き額を決裁したと。この決裁にかかわった人数は、補償課長以下四名といふことでよろしいですね。

○蝦名政府参考人 大阪航空局が行いました見積りにつきましては、大阪航空局とという組織で行つたものでござりますけれども、お尋ねの見積りの決裁の状況を御説明申し上げますと、補償課におきまして、起案者の係長が、専門官、課長補佐、課長の決裁をとつておりますが、起案者を含めまして、決裁を行つた者は合計四名ということになります。

○川内委員 大阪航空局という組織で行つたもの

職の職員も見積りを行つてゐるということでござります。

○川内委員 いや、だから、起案した人には何の知見もないわけですよ、地下埋設物の何とかとか。途中で、決裁するラインの中に、四人の中に技術職の方が一人いたということですけれども。

それでは、過去、国土交通省さんが平成二十七年、二十八年に発注した工事で空港土木建築工事について、平成二十七年に四十八件、平成二十八年度に発注した土木建築工事については四十九件、産業廃棄物撤去、処分を実施していることからといふにおつしやつていらつしやいます。地下埋設物の撤去工事にかかる工事を平成二十七年、二十八年、九十七件やっています。その中で、いろいろやつてゐるんですけども、知見は有していますよと、いうふうにおつしやつてゐるわけですから、この九十七件の大坂航空局発注工事の起案は何課ですか。

○蝦名政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘いただきました九十七件の工事の積算に

つきましては、大阪航空局の土木建築課といふところが行つております。

これはいわゆる直轄の工事でござりますのでそこが担当して行つているところでございますけれども、大阪航空局の補償課も、先ほど申しましたように、土地の状況を、当時の調査を経験して把握をしていることと、そして、土木の職員につきましても、産業廃棄物等の処分を含むさまざまな工事の積算を行つておりますので、その意味で、見積りを行う知見や実務能力は十分有しているというふうに考えておりまして、そうした意味において、大阪航空局としての組織としての知見や能力のこととを御紹介するために、九十七件のことについて御答弁を申し上げてきたということでございます。

○川内委員 その九十七件の土木建築工事のうち、課長さんが決裁できる金額というのは幾らですか。

○蝦名政府参考人 大阪航空局等の地方航空局が

工事を発注する場合に、これは工事を発注する予定価格の決裁ということになりますけれども、一千円以下の場合が総務部の經理課長、一千万を超えて一億円以下の場合は総務部長、一億円を超える場合は地方航空局長といふものが決裁権者となります。

○川内委員 発注工事の場合は、課長さんが決裁できるのは一千万円までです。本件土地の値引きの場合は、補償課長が八億一千九百万円を値引きしているわけです。

この値引き額の見積りについて、この補償課長さんが八億一千九百万円もの値引き額を決裁できる決裁権限規定みたいなものが大阪航空局の中にあるんですか。

○蝦名政府参考人 お答え申し上げます。

本件土地の処分依頼につきましては大阪航空局長までの決裁により行つておりますが、見積りは、これに付隨する省庁間のやりとりでありますので、補償課長までの決裁によつて行つたといふことでございます。

委員御指摘の点につきましては、見積りの決裁を補償課長が行うことと定めました内部規定といつたようなものはございません。

○川内委員 規定はない、省庁間のやりとりだからいんだと。

省庁間のやりとりだつたらば補償課長に幾らま

でも決裁させていいんだというのは、何を根拠に言つてゐるんですね。法的根拠が何があるんで

すか。どこかに書いてあるんですか。省庁間のや

りましたように、土地の近畿財務局への処分依頼について大阪航空局長までの決裁によつて行つておりまして、こうした決裁事項の内

容や性質に応じて判断をしているということでござります。

こうした点を具体的に何か規則のようなもので定めているというわけではございません。

○川内委員 それは適切だと思つてゐるんですね。これは、値引き額を算定したと、去年、航空局長さんは答弁していますよね。八億一千九百万円の見積りというのは値引き額なんだ、値引き額を見積もつたんだと答弁しています。こんな巨額な金額を見積もるのに、課長に決裁させる決裁規定はない、省庁間のやりとりだからよいのだと。

では、その省庁間のやりとりをする中で課長さ

んに決裁させていいことなどこかに書いて

あるんですね。どこにもないんでしょう。どこに

もないと書つてくださいよ。どこに応じて判断をしているということでござりますけ

れども、今般の見積りでは、先ほど申しましたように、大もとの本件土地の処分依頼というものが大阪航空局までの決裁によつて行つておりますので、その処分依頼に付隨する省庁間のやりとり

の決裁によるということで行つたということでござります。

○川内委員 いや、ですから、省庁間のやりとりだから課長の決裁でいいんだよということがどこに書いてあるんですかと、いうことを聞いているんです。

役所というのは、全部決まり事で、法令にのつゝて仕事をするわけですね。省庁間のやりとりであれば課長に値引き額については幾らまでありますか。

あるんですかと聞いています。

○蝦名政府参考人 お答え申し上げます。

本件土地の処分依頼については大阪航空局長までの決裁により行つておりますが、見積りは、これに付隨する省庁間のやりとりでありますので、補償課長までの決裁によつて行つたといふことでございます。

委員御指摘の点につきましては、見積りの決裁を補償課長が行うことと定めました内部規定といつたようなものはございません。

○川内委員 規定はない、省庁間のやりとりだからいんだと。

省庁間のやりとりだつたらば補償課長に幾らま

でも決裁させていいんだというのは、何を根拠に言つてゐるんですね。法的根拠が何があるんで

すか。どこかに書いてあるんですか。省庁間のや

りましたように、土地の近畿財務局への処分依頼について大阪航空局長までの決裁によつて行つておりまして、こうした決裁事項の内

容や性質に応じて判断をしているということでござります。

こうした点を具体的に何か規則のようなもので定めているというわけではございません。

○川内委員 それは適切だと思つてゐるんですね。これは、値引き額を算定したと、去年、航空局長さんは答弁していますよね。八億一千九百万円の見積りというのは値引き額なんだ、値引き額を見積もつたんだと答弁しています。こんな巨額な金額を見積もるのに、課長に決裁させる決裁規定はない、省庁間のやりとりだからよいのだと。

では、その省庁間のやりとりをする中で課長さ

んに決裁させていいことなどこかに書いて

あるんですね。どこにもないんでしょう。どこに

もないと書つてくださいよ。どこに応じて判断をしているということでござりますけ

おりでござりますけれども、今回の見積額でござりますけれども、これは値引き額というストレートなものではございませんで、これは、近畿財務局からの御依頼をいためて、地下埋設物の撤去、処分費用の見積りを行つた。それを、その後手続いたしまして、近畿財務局において不動産鑑定評価というものを行つて、その上で決定をされているということでござりますので、あくまでもこれは、その地下埋設物の撤去、処分費用とそれを、当時の状況下において見積もつて提出をさせていただいたということでござります。

○川内委員 いや、もう極めて不誠実な答弁で、将來埋設物が出てくるリスクの分だけ土地の価格を下げておく。そこで、売却時点のみならず将来見込まれる分も含めまして地下埋設物が出てくるリスクを見込んでどれだけ価格を下げておくべきかということを、地下埋設物の撤去、処分費用という形で見積もらせていただきました。」値引き額を見積もつたと航空局長が言つてゐるんです。

○川内委員 やはり課長に決裁させていいなんということを、それが今ちょっとわけのわからない答弁をされただれども、省庁間のやりとりだからいんだと、いう形で見積もらせていただきました。」値引き額を見積もつたと航空局長が言つてゐるんです。

○蝦名政府参考人 現金そのものですよ。八億一千九百

万円、見積もつたんですよ。金額を。

それを何か今ちょっとわけのわからない答弁をされたけれども、省庁間のやりとりだからいんだと、いう形で見積もらせていただきました。」値引き額を見積もつたと航空局長が言つてゐるんです。

それだけれども、省庁間のやりとりだからいんだと、いう答弁はおかしいでしょうということを言つてゐるので、それは、そういう省庁間のやり

とりだから課長に決裁させていいなんということを言つてゐるので、それは、そういう省庁間のやり

はございませんけれども、そのような考え方で今回の一見積りを行つたということです。

見積りにつきましては、近畿財務局に提出させていただいた後、不動産鑑定等の手続は経て価格は決定されていったということです。

あくまでも見積りは、土地の価値といいますか、そこをどういうふうに考えていくかということです。見積りを出させていただいたということです。

○川内委員 補償課長、八億一千九百万、決裁する権限規定はありません、省庁間のやりとりだから課長に決裁させてよいという規定もありません、でもいいんだもん、こうおっしゃるわけですけれども、だからこそ、この八億一千九百万の値引きを算定するに当たっては適切さを欠く部分があつたのではないかということに関しては、お認めになられた方がよいということを私は思っています。

もう一度、今でも適切だと思いますか。

○蛭名政府参考人 今般の見積りに関しましては、売り主の責任が一切免除されるとの特約を付すことを前提に、その実効性を担保するために、既存の調査で明らかとなつていて範囲のみならず、さまざま現地確認など追加の材料も含めまして、当時、検証可能なあらゆる材料を用いて行われたものでございまして、限られた時間の中で検証、見積りを報告しなければならないという状況下でのぎりぎりの対応であったと、いうふうに認識をしているということでございます。

○川内委員 しかし、霞が関というのはすごいところだなと想りますけれども、ちょっと最後は財務省さんにもう一回聞かせていただきなんですが、平成二十七年の九月四日に現場で打合せをしていらっしゃって、きょう出てきた資料で判明したんですけども、有益費対策工事のときに、土壤汚染の対策工事、それから、地下水埋設物の撤去工事をしてごみがたくさん出るわけです。国交省の見積りでは約五千トンというふうに見積もつていただいたわけですねけれども、そ

れを一体どうしたんですかと聞いたら、わかりませんというふうに今までお答えになられていました。

ですが、籠池さん側から出てきた現場打合せメモでは、財務省が埋め戻しを指示したというふうに書いてある。

ところが財務省さんは、いやいや、そんなことを指示した覚えはないです、適正に処理しなさいというふうに言つていましたというふうにおっしゃつていらっしゃったわけです。

きょう出てきた小学校事業に係る応接記録、平成二十七年九月四日付の記録の本日の打合せ結果概要というところを見ると、上記の国の方針を踏まえ、建築時に掘削した発生土の処理については、建築に問題を生じないレベルのものは埋め戻しによる場内での処理を検討。対応が困難な場合には改めて協議することで合意。工事進捗を停滞させることはできないので、今回問題となつた箇所は、一旦埋め戻しの上、工事を続行させることとした。要するに、埋め戻しを黙認したというか合意したというか、みんなで話し合つたと。

これは、財務省だけではなく航空局もその場にいたんですが、廃棄物の埋め戻しは産業廃棄物法違反になるわけですから、環境省に来ていただけます。

○近藤政府参考人 申し上げます。

一般的に廃掃法では、排出事業者は、その事業活動に伴つて生じた産業廃棄物をみずから責任において適正に処理しなければならないとなつております。

産業廃棄物につきましては、廃掃法に基づく処理基準に従つて適正に処理する必要がございまして、当該廃棄物を基準に従わざ地中へ埋立処分す

○川内委員 廃棄物処理法違反を打合せをしていたことにについて、財務省、国交省、両省にちょっと御感想をいただきたいというふうに思います。

○富山政府参考人 お答えをいたします。今御指摘の平成二十七年九月四日の交渉の記録でございますが、この当時は、掘削の過程で分別することが現実的に困難な、また、校舎の建築に当たり支障とならない細かいガラスくずなどが混入した土の処理について議論をしていると承知をしております。

先方からそうした土の場内処理を検討したい旨の話があつたというような記録になつておりますが、それに対し対応していたものといふうに考へているところでございます。

○川内委員 いや、それは廃棄物処理法違反なんですか。

○富山政府参考人 お答えを申し上げます。

今委員御指摘の廃棄物処理に関する法令との関係につきましては、きょう公表させていただいた交渉記録との関係でどういつた御答弁ができるかは、まだ、省内の方で検討したいと考えております。

○蛭名政府参考人 きょう公表された資料といたのはまだちょっと十分検証ができておりませんので、ちょっとこの場で御答弁を申し上げる状況にないということです。さて、ちゃんと確認をした上でお答えさせていただきたいと思います。

○川内委員 国交省には申し上げておきますが、廃棄物まじり土が現場に存在する場合、マニユアルというのを国交省はちゃんと世に出しています。

○前原委員 かれこれ、どうすればよいかということについて終わります。

○西村委員 次に、前原誠司君。

○前原委員 国民民主党の前原です。質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

○川内委員 産業廃棄物につきましては、廃掃法に基準に従つて適正に処理する必要がございまして、当該廃棄物を基準に従わざ地中へ埋立処分することは、適正な処理とは認められないと考えております。

○前原委員 なあ、廃掃法では、法に定める基準に適合しない処理を行つた場合についての適宜の罰則等を用意しているということでございます。

○前原委員 いたまきまして、ありがとうございます。

○川内委員 國交省には申し上げておきますが、

○前原委員 その上で、今委員から御指摘いただきましたように、経済官庁という側面もございます。国民が豊かさを感じられるような社会を築いていくために、我々としても最大限貢献をしていきたいというふうに思つております。

○前原委員 私は、二〇〇九年から一年間、国土交通省におりましたけれども、そのときに、ちょうどリーマン・ショックの後でして、どうやつたら日本の経済がよくなるかということをいやが応でも考えなきやいけない状況でございました。

○前原委員 そのときに国土交通省の中に成長戦略会議というのをつくりまして、座長が当時の武田製薬の長谷川さんにやつていただき、いろいろな有識者の方に入つていただいて成長戦略会議をつくつて考

たいと思いますし、また、実務的なところはほかの方でも結構でございますので、基本的には大臣にお答えをいただきたいと思います。

まず、国交省の使命というか役割について、少し大きな話をさせていただきたいと思うわけではありませんけれども、大臣がどういう思いでこの国交大臣をされているのかといふところを伺つておきたいと思います。

もちろん国交省というのは、国土保全、これ

は、海上保安庁も含めて日本の国土を守るということ、それから災害対策、災害復旧復興、また、インフラの整備、維持管理、こういった極めて重要な役割があるわけでありますけれども、国土交通省は経済官庁ですよね。記者さんたちも経済部の方が来られているということで、国土交通省というのは経済官庁でありますが、この経済官庁と

いうのは、海上保安庁も含めて日本の国土を守るということ、それから災害対策、災害復旧復興、また、インフラの整備、維持管理、こういった極めて重要な役割があるわけでありますけれども、国土交通省は経済官庁ですよね。記者さんたちも経済部の方が来られているということで、国土交通省と

いうのは、海上保安庁も含めて日本の国土を守るということ、それから災害対策、災害復旧復興、また、インフラの整備、維持管理、こういった極めて重要な役割があるわけでありますけれども、国土交通省は経済官庁ですよね。記者さんたちも経済部

の方が来られているということで、国土交通省と

いうのは、海上保安庁も含めて日本の国土を守る

こと、それから災害対策、災害復旧復興、また、インフラの整備、維持管理、こういった極めて重要な役割があるわけでありますけれども、国土交通省は経済官庁ですよね。記者さんたちも経済部

の方が来られているということで、国土交通省と

いうのは、海上保安庁も含めて日本の国土を守る

こと、それから災害対策、災害復旧復興、また、インフラの整備、維持管理、こういった極めて重要な役割があるわけでありますけれども、国土交通省は経済官庁ですよね。記者さんたちも経済部

の方が来られているということで、国土交通省と

いうのは、海上保安庁も含めて日本の国土を守る

こと、それから災害対策、災害復旧復興、また、インフラの整備、維持管理、こういった極めて重要な役割があるわけでありますけれども、国土交通省は経済官庁よね

ど。記者さんたちも絏済部の方をされているのかといふところを伺つておきたいと思います。

もちろん國交省というのは、国土保全、これ

は、海上保安庁も含めて日本の国土を守る

こと、それから災害対策、災害復旧復興、また、インフラの整備、維持管理、こういった極めて重要な役割があるわけでありますけれども、国土交通省は経済官庁よね

ど。記者さんたちも絏済部の方をされているのかといふところを伺つておきたいと思います。

もちろん國交省というのは、国土保全、これ

は、海上保安庁も含めて日本の国土を守る

こと、それから災害対策、災害復旧復興、また、インフラの整備、維持管理、こういった極めて重要な役割があるわけでありますけれども、国土交通省は経済官庁よね

え方、省議決定はしておりますけれども、大臣、

これについての内容を御存じですか。

○石井国務大臣 恐縮ですが、存じ上げております。

○前原委員 ゼひまたお時間のあるときでも見て

いたいたら結構なんですが、五つの成長戦略と

いうのを決めて、一つは海洋です。そのときに、

国際コンテナ戦略港湾とか国際バルク戦略港湾、

あるいは拠点港湾、例えば日本海側の拠点港湾と

かクルーズ拠点港湾とか、こういうものを決め

た。特に、集中と選択というのを行いまして、國

の直轄の港が百一十六から六十六まで減る。その

かわり、減らした分を、今のような、いわゆる国

際港などに指定をしたりする。

それから、二つ目は観光です。これは、インバ

ウンドをふやすということの中でさまざまな取組

を、ビザの緩和、あるいは業界との連携というも

のをやらせていただいた。

三番目が航空です。この航空については、羽田

の国際化とか、関空、伊丹の統合の話とかオーパ

ンスカイ、こういったもの、あとは空燃税の減

免、こういうことを書かせていただいている。

四つ目が国際展開、官民連携ということで、イ

ンフラの海外輸出、パッケージ輸出とか、官民連

携というのは、これはP.P.P., P.F.I., コンセッ

ション、こういうものを進めていくということ。

それから、五つ目が住宅、都市でありますと、

例えば一つの例で申し上げると、住宅でいうとサ

高住とか、それから、都市のところでいうと、R

E.I.T.を建てかえにも使えるようなどいう形に変

える。

こういったことを五つの分野で省議決定までし

ております。

こういったことを五つの分野で省議決定までしておられます。

その中で、取り組まれていること、取り組まれ

ていないこともありますけれども、ぜひ

大臣には、経済官庁であるということ、成長

を担うさまざまエンジニアが国交省の中にはある

ということの中で一度お目に通しをいただければと

思いますし、きょうの質問は、その中から幾つか

掘り下げて質問をさせていただきたい、こう思つております。

まずコンセッションについて伺いたいと思いますけれども、政府は、P.P.P./P.F.I.推進アクションプランというのをつくるておりますね。こ

の重点分野と設定しているんです。

つまり、政府としては、今申し上げたものをコンセッション推進の重点分野に設定をしているわけではありませんけれども、このうち、有料道路分野のみが特区制度を使わないとコンセッションが活用できない仕組みになつていています、特区制度を使わないと。

しかも、この特区制度の対象は地方道路公社の有料道に限られておりまして、例えばNEXCOなどの、高速道路保有機構が持つ有料道路は含まれていません、こういうことになつていてるわけあります。ほかの分野と違つて有料道路分野だけではなぜ、政府全体としてはこの分野を重視分野に設定をしているにもかかわらず、有料道

路だけが特区制度になつていて、そして保有機構

に入つていてるのは含まれないといふ仕立てになつているのか、御答弁をいただきたいと思います。

○石川政府参考人 お答えいたします。

愛知県道路公社におけるコンセッション事業につきましては、道路分野における初めてのコンセッション事業として、愛知県道路公社を管理者、愛知道路コンセッション株式会社を運営権者といたしまして、平成二十八年十月一日より運営が開始されているところでございます。

これまでのところ愛知県からは、公社管理時と

同様の管理水準やサービス水準を維持しながら運

営が行われており、また、民間ノウハウを活用し

たバーキングエリアにおける地域活性化の取組

や、地域の魅力と交通安全をPRするイベントの開催など意欲的に事業に取り組んでいるというふうに伺つております。

○石井国務大臣 私がよくわかつていな」と呼ぶ

お答えいたします。

地方道路公社が管理いたします有料道路につきましては、道路整備特別措置法に基づき、公的主体である公社に限つて有料徴収を可能としている

ため、コンセッション方式を活用することができないとされていたところでございますが、平成二十一年度に改正されたところではございませんが、平成二十七年の構造改革特別区域法の改正において道路整備特別措置法の特例を設けることによりまして、公社管理有料道路につきまして、公社が運営権を設定し、民間事業者が道路の運営や料金の収受を行うコンセッション方式の導入を可能としたものです。

また、全国的な措置でなく特区として導入した理由につきましては、まず、今回の特例により、愛知県道路公社におけるコンセッションを試行的に実施をいたしまして、民間の運営による効果課題等を検証、評価しながら全国展開の是非を判断すべきものと考えたためでございます。

○前原委員 では、今の御答弁をいたしました続きで質問い合わせども、この愛知県の道路公社の案件はうまくいっていますか。そして、どれだけの、公社で行つた場合よりも、より高い収益というものが得られるという想定をされていますか。

○前原委員 では、今の御答弁をいたしました続きで質問い合わせども、この愛知県の道路公社の案件はうまくいっていますか。そして、どれだけの、公社で行つた場合よりも、より高い収益というものが得られるという想定をされていますか。

○前原委員 では、今の御答弁をいたしました続きで質問い合わせども、この愛知県の道路公社の案件はうまくいっていますか。そして、どれだけの、公社で行つた場合よりも、より高い収益ということが得られるという想定をされていますか。

の収支になるわけですよ。つまりは約一百億円ぐらいう改善するわけです。二百億円、三十年間で、このコンセッション方式をやつた方がプラスになると、言つてみれば、特区における試行といふもの、試しに行つうことについてプラスになるわけです。

それで、特区って何ですか。ここから大臣にお答えいただきたいんですけども、特区というのは、うまくいくところが幾つか出てきたら、それを全面展開、普遍的にやっていくというのが特区を全面展開、普遍的にやっていくのが特区の考え方ではないでしょうか。

ということになれば、愛知県のほかには、きのうレクを伺うと、千葉県が同じようなことをやろうとしているという話を聞いておりますけれども、公社は結構あるんですよ。なくなつている公社もありますけれども、解散した公社は、二年前の三月の時点なので数が変わつているかもしれません。たしかに、地方道路公社三十二、解散されたものが十二あるわけですが、三十二からあるわけです。その公社が、いわばこのコンセッション方式を、先ほど局長が御答弁されたように、特例制度でやれるわけですよ。

愛知県では成功を一定程度おさめているということになれば、この特区制度を普遍的にやるといふことを行つべきじゃないですか。

○石井国務大臣 平成二十七年の構造改革特区法の改正によりまして、地方公共団体が特区計画を作成、申請して認定されることによりまして、愛知県だけではなく、全国の公社の管理道路についてコンセッション方式の活用が可能となつております。

現時点では、愛知県以外からは公社管理道路のコンセッションの実施に関する具体的な提案はないだけであります。つまりは、特区でやつてどれぐらいの収益が上がりましたかということを聞いているわけですね。私が答えます。

要は、三十年間で公社の場合は一千百六十九億円だったものが、民間に任せて千三百九十一億円

に解釈しますと、愛知県はうまくいった、うまくいった例があるんだから、ほかの地方道路公社も、こういう仕組みがありますからできるだけ使つてくださいということを情報提供していこう、こういう御答弁だつたと思うんです。

もちろんタイムスケジュールはあると思います、どのぐらいの試行期間を置くのかということはあると思うんですが、特区というの、うまくいつたらこれは全面展開していくというのが特区の私は役割だと思いますので、今まさに大臣が御答弁されたように、情報提供していくということは、前向きに考えておられるということであれば、全体が、いわゆるコンセッションが道路においてもできるようなどうことを考えるべきではないかという質問をさせていただいております。

○石井國務大臣 愛知県の事例をもう少しあく勉強しなければいけないというふうに思つていま愛知県の場合、この道路公社の場合は、ある意味でドル箱路線といいますか、非常に収益の高い、上がる路線があつて、全体八つの路線をコンセッションをやれているという面がございます。各県の道路公社では必ずしもそういう路線があることは限りませんので、どういう方式にしたらいいのか、何というんでしようか、つまり食いだけされるということになりますとちょっと困る面もござりますので、もう少しよく愛知県の事例を研究して横展開をしていきたいというふうに思っています。

○前原委員 おっしゃることは理解はできるんですけど、そうなると、実はここ、本丸があるんですよ、この話は、つまりは地方公社じゃないんです。NEXCOなんです。あるいは首都高であり、阪神であり、本四であり、こういったいわゆる高速道路の償還主義というものを見直して、そして、あくといふことにこの話を突き詰めていけばつなが

るんではないかという話なんです。それはちょっと後で質問させていただきます。

その質問をする上で一つおもしろい事例があるんで、紹介させてもらいたいと思います。

福岡県の八木山バイパスというのがございますけれども、建設費の償還を終えて無料化したんで、この有料道路を。そしたら交通量が倍増して、朝夕を中心にして渋滞が頻発して、人身事故が三倍になつた。つまり、無料化してこういう形になつたんです。

これはまずいということで、最近一年では三時間から七時間の通行どめが六回発生しているといふことで、福岡県などが四車線化を要望しているところ、こういうことなんです。(発言する者あり)よく御存じで、福岡選出の議員さんがお一人並んで、鳩山さんもおられるから三人おられた。(発言する者あり)四人おられる。皆さんおわかりだね、そのところを結んでいたところでありますけれども……(発言する者あり)えつ、鬼木さんの選挙区ですか。(発言する者あり)宮内さん。鬼木さんじやなかつた失礼しました。

何を言おうとしていたのか忘れました。そうそう、ですから、償還が終わって無償化したら、混雑をして事故が多發する渋滞ができるということが、だから無償化はどうなのかということを言つていてるんじゃないんです。これからこの道路は四車線化して、片側一車線を二車線化して、そしてもう一遍有料道路に戻さう、こういう考え方をされているわけです。

それで、今の法律の仕組みというのはどうなつてゐるかというと、現行制度は再有料化には建設投資を必要とする、したがつて、この八木山バイ

ときに無償化の議論にもあつたわけですねけれども、無償化するところと有料化で残しておくべきところというのは、やはり、お金を払つて混雑したことか道路なんです。そして、特区で愛知はどちら話にならない、あるいは、無料化して混雑したら高速公路の役割を果たさないということの中でもどう峻別するかという社会実験をやつていたわ

けでありますけれども、こういう形で考えると、やはり、恒久有料ということをしつかりと今後、地

方公社だけではなくて、全体的にも考えると、これが必要になつてくると考えるわけであります

が、大臣の御所見を伺いたいというふうに思いました。

○石井國務大臣 我が国の中高速道路については、厳しい財政状況のもと、早期に道路を整備するため、建設や維持管理費を料金收入で賄う有料道路制度を導入しております。原則は、償還期間満了後は無料開放することとしております。

こうした中、老朽化が進む高速道路の更新について計画的に実施するため、平成二十六年に道路法を改正をいたしまして、料金徴収年限を十五年間延長しまして二〇一六年までとしたところであります。また、その際の道路法改正時の附帯決議においては、償還満了後においても維持管理費用につけて利用者負担とすることを検討とされております。

また、社会資本整備審議会道路分科会国土幹線道路部会におきましても、今後の検討課題といたしまして、今後の維持修繕・更新に係る財源の確保については、更新事業の進捗や技術の進展等も踏まえつつ、税金による負担との関係も含め、償還満了後の料金徴収や大型車対距離課金の導入などについて、引き続き議論を深めていきたいと思っています。

こういった料金徴収期間のあり方については、私どもとしては、引き続き議論を深めていきたいふうに考えております。

○前原委員 そういう議論はあつたということをわかつた上で、大臣がどのように、つまり政府と

して、繰り返し申し上げますけれども、コンセッションをこの分野においては進めていくといふ

との一つが道路なんです。そして、特区で愛知はうまくいっている、そしてほかのところも手を挙げてもらいたい。しかし本丸は、やはり全国を力

化するときに三十年を四十五年に延ばしたわけ

です。そして今御答弁されたように、平成二十六年

に、このときに償還期間をまた十五年延ばしてい

るわけです。ということは、平成二十七年まで償

還期間をどんどん延ばしていくわけです。

先ほど大臣がおっしゃったように、まず、民営化するときには三十一年を四十五年に延ばしたわけ

です。そして今御答弁されたように、平成二十六年

に、このときに償還期間をまた十五年延ばしてい

るわけです。ということは、平成二十七年まで償

還期間をどんどん延ばしていくわけです。

では、それは延ばし続けねばいいだろう、固定

資産税の問題もあるかもしれない、そういうのはあるかもしれませんけれども、やはり、維持や管

理、そして老朽化対策、そして先ほどの八木山バ

イパスの例も含めて、無償化することによってよ

り混雑をし、その道路の優位性というものが失わ

れる場合もあるというようなことを考えたとき

に、この高速道路のいわゆる恒久有料化、それをコンセッション方式でやるかどうかは別にして、

そういうことはしつかりとやはり検討課題に

いるので、大臣のリーダーシップで、そういうものにつ

いて附帯決議等もあるのであれば、考えますというよ

うなことをぜひ私は御答弁をいただきたいと思

いますが、いかがですか。

○石井國務大臣 道路法を改正したばかりでござりますので、この償還期間をまた直ちに変えると

いうのは事実上は難しいかと思いますが、今御指摘いただいたことは非常に重要なことと認識をしております。

私どもとしても、しっかりと議論を深めていきたいふうに思つております。

○前原委員 ゼひ前向きに御検討いただければと

いうふうに思います。

もう一つの分野、水の分野で一つ、一つ質問をさせていただきたいわけあります。

東日本大震災の後、あれは五月、連休の後だつ

たと思いますけれども、あれは、三月十一日に地震が起きて、五月、ゴールデンウイークの後だったと思ひますけれども、その前にも何度も被災地にも足を運ばせていただきおりましたけれども、仙台に行きました。村井知事とお話をし、仙台空港と、それから宮城県の海岸もいわゆる上下水道が壊滅的な打撃を受けていたということの中でも、特に小さな町では、技術者も亡くなっている犠牲にならっているということも含めて、宮城県が広域的な水道のいわゆるグループをつくって、空港とそれから上下水道については、いわゆる公設民営というコンセッションでやられればいいかがですかという提案をさせていただきました。ちょうど閑空、伊丹の統合をやって、それで第一号としてこういうコンセッションのやり方というのが一つ進みつつあるところでありましたので、そういう提案をさせていただきました。

そのときに、結果的には空港についてはコンセッションをやられるということだつたんですが、水道については、これは熱心に検討されたんですよ、検討されただれどもなかなかできなかつた。平成二十九年、去年ですか、まだ宮城県はデューデリでやられているんです、これについてこの国会に、国会はあとわざかになりましたけれども、改正水道法というのが出てまいります。この水道といふものも、後で質問をさせていただいく海外展開ということを考えれば、この分野においてコンセッションというものをしっかりと定着させるということも大事だと思いますが、この改正水道法というものが前提になれば、宮城県や、あるいはほかの自治体といふものは、浜松なんかもこれは前向きに考えておられるという話を仄聞セッションというのは実現できるんですか。どうお考えですか。

○石崎政府参考人 御指摘いただきましたとおり、内閣府の方でのPPP、PFIにつきましてアクションプランを定めて、上下水道、上水

道、下水道双方とも、重点分野として推薦をさせていただいてございます。

現行の水道法に基づきましても、水道をコンセッション方式でやるというのは法制としても可能でございますし、また、御指摘いただいた宮城県においても、上下水道に関して、現在、積極的な検討をしていただいてございます。

また、今回、水道法が改正されますと、管理者が市町村のまま、そのままコンセッションをするということができますので、一歩またやりやすくなるという面がございます。

そういう面でも、今回、コンセッションの方で水道法の改正をかけていると聞いてございます。

○前原委員 今お答えいただいたとおり、改正水道法でありますと、今だと自治体が、言つてみれば、この水道を持つのか、あるいは民間が持つのか、二者択一になつちやうわけです。だから、今もできることはできるんですよ。しかし、天変地異などの起きやすいこの日本列島において全体のリスクをなかなかとれない、こういうことなんですよ、検討されただれどもなかなかできなかつた。

そこで、実際に自治体が持らながらも、その運営について民間に委託ができるということになれぱかなりプラスになるというふうに思うわけですね。

○前原委員 役所の所管でいうと水道は厚労省であつたり農水省であつたり、あるいは下水道は違うところではあるかもしれない、下水道もほかのところもございますが。海外に展開するとか、あるいは、自治体においては一括してやりたいといふところもあるうと思いますので、私が申し上げたのは、コンセッションというやり方だと、その

ところもござりますが。海外に展開するためには完全に責任が自治体から民間に移る形でしかコンセッションが活用できないという認識なんですね。私は、今の御答弁はちょっと違つてます、そこはまた、よりお詳しいのはそちらの方だと思いますので、要は私が申し上げたいのは

○前原委員 おられるところが改正水道法でそれがクリアできるものでなければいけない。

そういう問題意識を持つてることで私は質問させていただきましたので、水道も広めていくという意味においては、そういったものを担保されているという確認をぜひしていただきたい

○前原委員 これは議論されていると思うんです、国交省の方でも。

○石崎政府参考人 その際に、改正水道法だつたら全て、全てとはないですけれども、それだけリスクを負えないといふことを多分おっしゃっていると思うんです。

○前原委員 これは議論されていると思うんです、国交省の方でも。

○石崎政府参考人 基本的に、コンセッション、現行水道法でやる場合にも、公共団体があくまで所有権を持って、最終的な責任を持った状態で運

營を民営に任せるという方式でございます。その任せる分野、分担をどのくらいにするかというような考え方の中で改正水道法ができた方が、より自由度が広がるという面でございます。

ただ、いずれにしましても、それにはどういう形で公と民が役割分担を持つかというの、それの公共団体がそれぞれの特性に応じて判断すべきものでございます。水道法ができた方がよりその自由度が上がるといった意味で宮城県等も改正を期待しているというふうに聞いてございま

す。

○前原委員 石崎さん、私の認識では、現在の水道法は、自治体の持つている水道事業に関する認可を取り消して、そして民間に移すという、法的には完全に責任が自治体から民間に移る形でしかコンセッションが活用できないという認識なんですね。私は、今の御答弁はちょっと違つてます、そこはまた、よりお詳しいのはそちらの方だと思いますので、要は私が申し上げたいのは、水道というのも、コンセッションを広げていくためにこの改正水道法で事足りるのか。つまりは、浜松市あるいは宮城県といったところが、これまでにこの改正水道法で事足りるのか。つまり考えておられるところが改正水道法でそれがクリアできるものでなければいけない。

○前原委員 そういう問題意識を持つてることで私は質問させていただきたいといふふうに思いますが、飛ばすことでの確証をぜひしていただきたいといふふうに思いますが、飛ばすことでの確証をぜひしていただきたいといふふうに思いますが、飛ばすことでの確証をぜひしていただきたいといふふうに思いますが、大臣、何がありますか。

も、北半分が、いわゆる山間地の限界集落が点在をしているところでありまして、京都市内なんですよ、京都市内なんですが、京都市内の一番北部に広河原という場所があるのでありますけれども、その広河原まで行っている京都バスは一日三往復しかありません。三往復だけで、町中に出るのに、バスで町中に出たことがあります、車でも一時間半ぐらいかかる。タクシーを呼んでも一時間半、来てもらうにかかる。こういうようなところです。久多というところは、北ではないんですけれども、もっとなかなかタクシーとかが来てもらいたいところなんですね。

しかも、御承知のとおりそいつた限界集落といふのは、住まれている方々はほとんど御高齢の方々であります。そういう方々が、例えば病院に行きたいたとか、あるいは買物に行きたいとかいう場合において、公共交通機関であるバスというのは三往復しかない。それから、タクシーを呼んでもなかなか来てもらえないし、むちやくちや高い値段的に。

こういうことを考えたときに、ライドシェアという考え方を、むしろ私は地元のタクシー会社の方々に、しっかりと取り入れるようなことをやつた方がいいんじゃないかということを申し上げておるわけです。これについて大臣の御答弁をいただきたいことが一つ。

もう一つは、タクシー業界のみならず、人手不足というのは非常に今深刻化しておりますし、タクシーの運転手さんの高齢化がかなり進んでいると思うんです。タクシーに乗ると、大丈夫かといふのはちょっと言い過ぎかもしませんが、七十歳以上の方々もかなり多いですし、きのう国交省のレクを伺ったときには、ドライバーの平均年齢が五十八歳ぐらいじゃないか、こういうお答えもございました。

このいわゆる労働者不足そして高齢化、それは自動運転が確立をすればまた違う話になつてくるかもしれません、それはまだ私は先の話だと思います。そういうた、今申し上げた二つの要

素、過疎地における、特に高齢者の足を考えたときなどするのかということと、それから、ドライバーの数が少くなり、そして少子高齢化が進んでいるということを考えたときに、単にライドシェアはだめだというようなことで果たして済むのかという問題意識を持つていますが、大臣の御答弁をいただきたいと思います。

○石井國務大臣 タクシーは、ドア・ツー・ドアの輸送を提供できる公共交通機関として、住民の日常生活の足の確保に重要な役割を担っております。主要なタクシー事業者が配車アプリを活用して、地域住民に利用しやすく、効率的に配車が行えるサービス提供を行うことは、地域公共交通の利便性向上に資するものであると考えております。主要なタクシー事業者が、アプリによる配車への対応を既に始めているところでございます。

また、地域住民の日常生活の足の確保のためのタクシー事業者の取組としましては、通常のタクシーサービスを提供することに加えまして、地方公共団体と連携をして、乗り合いタクシーの運行、いわゆるデマンドタクシーですね、の運行を行っております。平成二十八年度末時点です、全国で四千百七十四コースの乗り合いタクシーが運行されております。

タクシー事業者は、継続的に地方公共団体を訪問されて、地域のニーズに応じたタクシーサービスの提案を行い、地域の移動手段の確保に更に貢献するよう取り組んでいただいておりますので、国土交通省といたしましては、地方運輸局を通じまして、タクシー事業者と地方公共団体との連携強化についてしっかりと支援していきたいと考えております。

○前原委員 アプリの話をされました。後で質問しようと思つていたことです、インバウンドがふえてきて、そして、海外から日本のタクシーの配車というものを行えないのかということで、韓国あるいは中国、それからウエバー、こういつた

た、韓国はカカオですか、それから中国は滴滴、そしてウエバー、こういったところが大手のタクシー会社と協力しながら、今おつしやつたようなアプリを使っての配車サービスというものをやつていることがあわせて、私はそういつたものがどんどん進んでいくことについて、むしろ、タクシー業界が全く努力されていないということを申し上げるつもりはありませんが、ただ、私は一番最初に伺いたかったのは、観光客と大したことです、インバウンドをふやすといふことは、ただ、生活の足として今おつしやつた乗合のようなものについては、実際、先ほど私が申し上げた地域ではないんですよ。ないです、そしてまた、タクシーもそんな山の中は走っていないわけです。配車アプリを使ったところです、そんなどぐ近くにタクシーなんかないわけですよ。

したがつて、白タクを私は認めるということについてはもちろんそれは絶対反対なわけでありますけれども、タクシー会社が地域住民と協力をしながら、例えば契約を結んで、そして乗り合いでいたいものをしていくと、よくな形で、少し違った協力の仕方というものを、その地域のタクシー会社が中心となってやるということについて後押しをするということがあつてもいいんじゃないかな

いかと思うわけです。

先ほど大臣のおつしやつたことがいろいろな地域で取り組まれているということは私も認識をしておりませんけれども、それにはまらない地域といふのがあるんです。そういった地域においては、地域住民に相乗りをさせてもらうというようなことがやはりあつてしかるべきではないかといふ

うに思うわけでありますけれども、その点についていかがかということを質問させていただきました。

○石井國務大臣 先ほどの答弁で御紹介させていただきました以外にも、例えば、自家用有償旅客運送ですか、あるいは、いわゆるボランティアでやる分については、その実費等を支払うことはそれは許されていますので、その場合を、どの程度が実質的なお札として認められるのかとか、そういったところについて必要な枠組みの整理も行いながら、このタクシーが、あるいは自動車が、公共交通、バスやタクシーの少ない地域でいかに地域の足を支えていくようになるか、いろいろなケースで我々も勉強していきたいというふうに考えております。

○前原委員 国交省には地方運輸局がありますし、地域に応じたニーズ、問題点というのは上がってくると思いますので、そういつた多様な取組というものをしっかりとそういう出先機関で頑張つていただきたいということは申し上げておきたいと思います。

では最後に一問、質問をさせていただきたいと思います。

いわゆるインバウンド増加に伴う違法行為です。特に京都なんかは、白タクというのが、闇空を始め大変散見をされていて、警察もあるいは国交省さんも頑張つていただいていると思うんですけど、検挙数が極めて少ない。恐らく氷山の一角にもなつていいのではないかと私は皮膚感覚で思つてありますけれども、むしろこういったものを徹底的に取り締まるということが業界に対するサポートになるというふうに思うわけでありますけれども、現状をどう認識をされていて、そしてさらに、私は氷山の一角だと思つますよ、今検挙できているのは、氷山の一角だと思つますが、検挙数が極めて少ない。恐らく氷山の一角にもなつていいのではないかと私は皮膚感覚で思つてありますけれども、むしろこういったものを徹底的に取り締まるということが業界に対するサポートになるというふうに思うわけであります。

○石井國務大臣 御指摘の訪日中国人に対する白タク行為は、道路運送法違反であり、利用者の安全、安心の観点から問題がござります。

国土交通省では、このような白タク対策につきまして、警察庁、法務省、業界団体等と連携をし、各地で取締りを強化するとともに、中国語等

での注意喚起のチラシの作成、配布を行つております。

本年は、訪日中国人が増加をいたします一月十五日から二十一日の春節の休暇に合わせまして、取締りや啓発活動を強化をいたしました。

また、昨年、中国政府に対しまして、中国国内における制度の周知やマッチング事業者への指導につき、協力要請を行いました。その後、本年の春節期間前に、在京中国大使館のホームページにおいて二回にわたり、訪日中国人に対し、営業許可がない車両は安全上の問題が無視できないと認め、利用しないよう注意喚起がなされたところでございます。

これらの対策を行う中で、これは報道等であります、昨年は三件七名検挙、本年は五月までの間で八件十一名、道路運送法違反等の疑いで検挙されましたと承知をしております。

引き続き、関係機関と連携をしてしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○西村委員長

長谷川審議官。

既に時間が経過しておりますので、簡潔に御答弁をお願いします。

○長谷川政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘ございましたいわゆる中国式の白タク行為につきましては、道路運送法に違反する犯罪でございまして、利用者の安全確保の観点からも問題があるものと認識しております。

警察におきましては、こうした白タク行為に連する情報の収集ですが、あるいはその検挙、これに努めてまいるとともに、国土交通省等、関係機関、団体等との連携によりまして、その排除に向けた諸対策を引き続き推進してまいりたいと考えております。

○前原委員 終わります。ありがとうございました。

○西村委員長 次に、もとむら賢太郎君。

○もとむら委員 無所属の会のもとむら賢太郎です。よろしくお願ひいたします。

○西村委員長 次に、もとむら賢太郎君。

○ゲリラ豪雨についてはこの委員会でも何度も取

り上げてまいりましたが、気象庁によりますと、一時間に五十ミリ以上の短時間豪雨の発生回数

は、昨年で三百回を超えて、アメダスによる観測は、まだ河川として、境川という川があります。当初の十年間と最近の十年間を比較すると約一・四倍になっているという話もございます。

そこで、私の地元神奈川県そして東京都の県境をまたぐ河川として、境川という川があります。私の自宅もここから歩いて二、三分のところにあるわけですが、境川の河川の氾濫という問題も、特に神奈川県相模原市側では大きな問題となつております。

神奈川県と東京都による整備状況の違いが生じておりますが、東京都側は、管理区間はおむね五十ミリ対応の対応が完了しているものの、神奈川県区域は、一部を除いて三十ミリ対応にどまっています。そこで、私どもの相模原市も、下水管の工事に対しまして、神奈川に合わせた形で、時間雨量五十一ミリに対応する雨水管の整備に取り組んでおるわけであります。

そこで、雨水管を整備していくボトルネックが発生しておりますが、さまざま、東京都側から神奈川県から、そして横浜市も、この境川水系河川整備計画の、まあ三つの自治体が関連しておるわけでありますけれども、そうした中で、この境川において国交省が積極的にかかわり、助言指導などを行うことで事業の加速化を促すべきだといふふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○山田政府参考人 お答えいたしました。

〔委員長退席、鬼木委員長代理着席〕

一方、神奈川県相模原市の下水道事業の雨水幹

線整備におきましては、時間雨量五十一ミリの降雨を目指し整備を進めることで、神奈川県区間の河川が改修途上であることから、排水を調整している

状況と聞いております。

これについて、神奈川県からは、境川の河川改修の課題として、下流の神奈川県区間において、沿川の住宅等が連携している区間の対応ですとか、あるいは橋梁等の横断工作物の対応に長期間を要するためと聞いております。

したがいまして、この下水道の排水調整の課題は、県境をまたぐことが要因ではございませんけれども、国土交通省といたしましても、神奈川県による河川整備について、引き続き、防災・安全交付金により支援するとともに、神奈川県から技術的支援等の御相談があれば積極的に対応してまいりたいというふうに考えております。

○もとむら委員 平成二十七年四月に策定した境川水系河川整備計画では、時間雨量六十五ミリメートルの降雨に対応するため、河道整備や遊水地の整備までおおむね三十年で目標を達成するといたしましたが、神奈川県だけでも三十年間で一千一百億円もの予算が必要といふことでありますと、国交省は社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金などの交付によって地方自治体の事業を支援しているといふうに伺っておりますが、地元相模原市からもうそいつたさらなる支援を期待する声が多くございますので、今後も引き続き御支援よろしくお願い申し上げます。

次に、公共交通空白地域についてお伺いいたしました。

○前原委員 お答え申し上げます。

という声があります。

そこで、市は、路線バスに加えて事前予約制の乗り合いタクシーなどを導入しておりますが、乗り合いタクシーの公費負担も限りがありますので、公共交通空白地の有償運送での支援が検討されたいなどというお声もいただいております。

その中で、運行の方法にガイドラインが欲しいという声を地元自治体からもいただいておるんですが、国交省はどのように捉えていらっしゃるでしょうか。

○奥田政府参考人 お答え申し上げます。

国土交通省といたしましては、地域における移動手段の確保は重要な課題であるというふうに認識をいたしております。

まず、そのための手段といたしましては、道路運送法による許可を受けたバス、タクシーによる輸送がございます。しかしながら、バス、タクシー事業者によることがどうしても困難である場合に限りまして、市町村やNPO法人等が自家用車を用いて有償で運送できることとする自家用有償旅客運送制度が設けられております。

国土交通省におきましては、高齢者の移動手段の確保に関する検討会の中間取りまとめを受けまして、これらの輸送手段を、適切な役割分担のもと、地域の交通ネットワークを円滑に構築するため、自家用有償旅客運送の活用に資する手続の合理化、効率化を図るガイドラインを策定をいたしましたとみなす取扱いの確立などを図ったところございます。

具体的には、このガイドラインによりまして、バス、タクシーといった交通事業者の活用可能性や交通事業者への委託による自家用有償運送の検討を行うなどの検討プロセスの明確化でありますとか、検討プロセスを一定期間かけて行ったことをもって自家用有償運送の導入に必要な合意が成立したとみなす取扱いの確立などを図ったところございます。

国土交通省といたしましては、本ガイドラインを活用いたしまして、バス、タクシー、自家用有

償旅客運送により、適切な役割分担のもと、地域の交通ネットワークが円滑に構築されるよう、地方運輸局を通じて今後とも必要な支援を行つてまいりたいというふうに考えております。

○もどむら委員 検討に際して、運行管理に関する明確な基準がなく、抜量の確認について定期的に行つなど定めたガイドラインを示してほしいという声がありますので、そのことを十分御認識いただいた中で進めていただけたらというふうに思います。

次に、公共交通空白地において、デマンドタクシー、いわゆる乗り合いタクシーなどのさまざまな取組が行われておりますけれども、タクシーは公共交通であるという認識がまだ低いようになります。タクシーは、旧タクシー特措法において初めて公共交通として位置づけられたところとは承知をしておりませんけれども、この公共交通としての位置づけ、乗り合いタクシーなどの取組に対する国支援について伺います。

○奥田政府参考人 お答え申し上げます。

タクシーは、利用者のニーズに応じたドア・ツー・ドアの輸送を提供することができる公共交通機関として、地域の足の確保に重要な役割を担つております。

今先生御紹介いただきましたタクシー特措法のほか、地域公共交通活性化再生法におきましても、公共交通事業者としてタクシー事業者が位置づけられておりまして、地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関する必要な協議を行つたための協議会には、関係するタクシー事業者が参加することとなつております。

さらに、こうした地域の実情に応じたさまざまな創意工夫が円滑に進むよう、地方公共団体に対する人材育成やノウハウ面での支援も行っておりまして、こうした政策を通じて、引き続き、地域の移動手段の維持及び確保に努めてまいりたいと考えております。

○もどむら委員 次に、電車の遅延についてお伺いいたします。

私も神奈川県相模原市から毎日電車に乗つて国

保維持改善事業におきまして、デイマンド型も含めた、乗り合いタクシーによる地域内の生活交通の運行を支援いたしておりますが、かなり巻き込みますと、地域公共交通網形成計画策定の際、協議会のメンバーにタクシー事業者が入っていないという声もございますので、そういう声も十分鑑みながら前へ進めていただきたいというふうに思います。

それでは大臣に、この公共交通空白地の解消に対する御見解をお伺いいたします。

○石井国務大臣 公共交通空白地の解消を始めとしまして、地域における移動手段の維持及び確保を図つていくことは重要な課題と認識をしております。

国土交通省といたしましても、自家用有償旅客運送の導入の円滑化やデマンドタクシーに対する支援等により、地域の取組を支援しているところであります。

○藤井政府参考人 お答えをいたします。

平成二十八年四月の交通政策審議会のワーキンググループの取りまとめを受けまして、国において、平成二十八年度の東京圏における遅延の発生状況、原因を整理し、平成二十九年の十二月に公表しております。これはいわゆる遅延の見える化といふふうに言つているところでございます。

○もどむら委員 東京都が昨年七月に、時差ビズと銘打つて、関係企業等に対して、時差出勤の導入あるいは混雑の見える化などによって鉄道利用の分散を働きかけた、このことは、快適通勤を実現するための有効的な取組を広く横展開すること等によつて快適な通勤通学を実現すること、これは、豊かな国民生活にとって重要な課題であるという認識をしております。

○藤井政府参考人 お答えいたしました。

会に来ておりますが、小田急線の遅延など非常に伊藤委員も同じでありますか、かなり巻き込まれてつらい思いもしたこともありますけれども、この首都圏の電車の遅延について、国交省のワーキンググループは平成二十八年四月に最終取りまとめを行つておりますが、その後、遅延対策や遅延の発生状況はどうなつていてあるのか、お伺いいたします。

○藤井政府参考人 お答えをいたします。

平成二十八年四月の交通政策審議会のワーキンググループの取りまとめを受けまして、国において、平成二十八年度の東京圏における遅延の発生状況、原因を整理し、平成二十九年の十二月に公表しております。これはいわゆる遅延の見える化といふふうに言つているところでございます。

これにより、例えば十分未満の小規模な遅延、この原因の六割以上は、乗降時間の超過やドアの再開閉など利用者に関連するところに原因がある、あるいは、三十分以上の大規模な遅延の原因の四割以上は自殺である、そういうところが明らかになつてきているところでございます。

この公表結果も踏まえまして、各鉄道事業者におきましては、乗降時間の短縮効果が期待できる kepadaによる移動手段の確保が必要となる場合について、いわゆるボランティア輸送の明確化等、必要な枠組みの整理も行つております。

加えて、過疎地域等を中心としまして、地域の互助による移動手段の確保が必要となる場合について、いわゆるボランティア輸送の明確化等、必要な枠組みの整理も行つております。

さらに、こうした地域の実情に応じたさまざまなものであります。また、総二階建では、ホームを二層をずらして混雑を回避する時差ビズを開始しておられますとともに、早朝時間帯の利用者に対しICカードのポイントを付加する等、鉄道事業者の先行的な取組を広く横展開すること等によつて通勤電車の混雑緩和を引き続き推進してまいりたいと存じます。

○もどむら委員 東京都では昨年から、通勤時間

をずらして混雑を回避する時差ビズを開始しておりますと、今年度は七月九日から八月十日に千社参加を目指して実施をされるというふうに伺っております。また、投資額は複々線化よりも安価といふふうに思っています。

最後に、首都圏の電車の遅延解消に対する大臣の御見解をお伺いいたします。

○石井国務大臣 鉄道の定時性は鉄道輸送の信頼の基盤であり、首都圏の鉄道において日常的に

発生している遅延への対策は重要な課題と認識をしております。

各鉄道事業者におきましては、乗降時間の短縮や、混雑に向けたハード、ソフト両面の対策を進めてきているほか、国においても、先ほど御紹介いたしましたように、昨年十一月に遅延の発生状況の見える化を図ったところであります。

国土交通省いたしましては、今後も遅延の発生状況について継続的に調査、公表を行い、その結果を踏まえて各鉄道事業者に対しハード、ソフト両面での取組を働きかけるとともに、鉄道事業者と協力をしまして、鉄道利用者へのマナーアップを呼びかけるなど、各種の対策にしっかりと取り組み、首都圏の鉄道の遅延解消に努めてまいりたいと考えております。

○もともと委員 富士山の最後の爆発というのを見てちょっと数点質問させていただきます。政府は富士山が噴火した場合の降灰対策について本格的な検討を始めるなどとあります。具体的な被害想定や今後のスケジュールについて伺います。

○伊丹政府参考人 お答えいたします。富士山が噴火した場合の降灰対策につきましては、都市機能が集積している地域を含めた大規模噴火時のモデルケースとして、今年度から検討することとしております。

過去の海外を含めた火山の噴火事例では、降灰による影響として、例えば、農作物の生育障害、道路の通行支障、あるいは空港滑走路の閉鎖等が

報告されているところでございます。

今後、これまでの調査結果等を踏まえて、大規模噴火時の降灰の影響を整理し、有識者の御意見を伺いながら、対応措置について検討を進めてまいりたいと考えております。

○もともと委員 富士山の最後の爆発というのには御嶽山などの火山噴火も相次いでおりました。改めて、一月に草津の白根山や平成二十六年

には御嶽山などの火山噴火も相次いでおりまして、私も災害特に今委員としていますが、全国

で、さまざまな地域で火山噴火のニュースも入っておりますので、富士山のこの噴火に対しましての対応はぜひとも前向きに捉えていただきたいと思います。この産経新聞によりますと、「首都

高速道路は約二年前に対策を検討し始めたばかり。現状では清掃車両をフル稼働させて除灰するしかないと。道路だけでなく、ジェットエンジンが使用できなため航空機は大量に欠航し、東海道新幹線への影響も考えられる。」ということ

で、こうした交通インフラ分野も非常に国交省としては今後対応が必要にならなければ一番いいんですが、万が一のために備えて対応を内閣府とともに進めていただきたいと思います。

最後に、この富士山の噴火対策に対する国交大臣の見解、意気込みを伺いたいと思います。

○石井国務大臣 一七〇七年に富士山で発生をいたしました宝永噴火では、大量の火山灰が東側の山麓から首都圏周辺にかけて降り積もっております。

各種対策の前提となる降灰による被害の想定につきましては、過去に有識者から成る検討会において取りまとめられたものはございますが、最近の科学的知見や噴火事例等を踏まえて改めて検討する必要があり、これに取り組む予定でござります。

過去の海外を含めた火山の噴火事例では、降灰による影響として、例えば、農作物の生育障害、道路の通行支障、あるいは空港滑走路の閉鎖等が

ついて検討を始めると聞いておりまして、まずは、その結果を踏まえまして国土交通省として対策を検討してまいりたいと考えております。

○もともと委員 これで質問を終わりにします。ありがとうございました。

○西村委員長 次に、宮本岳志君。

○宮本(岳)委員 日本共産党の宮本岳志です。きょうは、住宅問題について質問をいたします。

まず、改正住宅セーフティーネット法についてお聞かせします。

この法改正は、昨年の通常国会で参考人質疑も経て全会一致で成立し、十月二十五日に施行されました。単身の高齢者や生活保護の受給者に対する民間賃貸住宅の大家さんの拒否感が高いことや、総務省の調査でも、六十五歳以上の高齢者世帯のうち、民間借家に居住する世帯の約六割が年収二百万未満の低収入であることなど、住宅困窮者対策が求められる中、増加する空き家の対策とあわせてつくられた制度であります。

二〇二〇年度末までに十七・五戸、年間五戸相当の登録住宅を確保する目標で開始いたしましたけれども、法案の審議当時から、規模が小さ過ぎるという意見もございました。家賃低廉化措置の予算も一七年度はわずか三億円で、桁が違う

という指摘が法案審議の過程でも上がりましては改めて聞きますけれども、昨年度三億円の予算がついた家賃低廉化措置は適用されているのか。自治体数、世帯数、低廉化された金額を答えただけですか。

○伊藤政府参考人 お答え申し上げます。

家賃低廉化補助の平成二十九年度の実績についてでございますが、改正法が施行されたのが昨年の十月ということもございまして、まだ間もないことから、静岡県の長泉町において、ことし二月から三月までの間、十四戸に対して計六十八戸の補助を行つたという状況でございます。

○宮本(岳)委員 六十八戸とおっしゃいましたけれども、六十八万円ですね。訂正してくださいね。

○伊藤政府参考人 大変申しわけありませんでした。

十四戸に対して計六十八万円の補助ということでございます。大変失礼申し上げました。

○宮本(岳)委員 聞けば聞くほど寂しい数字なん

け付け審査中となつております。

なお、登録済み住宅のうち、要配慮者専用のものは二百八十一戸というふうになつております。それから、そのうちの要配慮者の数でございますが、まず、要配慮者専用のものは当然その要配慮者がお入りになられて、それから、入居を拒まぬ賃貸住宅につきましては全てが住宅確保要配慮者という形にはなつていな、こういう状況でございます。

○宮本(岳)委員 改正法施行の後の入居数はわかりますか。

○伊藤政府参考人 セーフティーネット住宅で入居中のものは四百七十四戸でございまして、入居者属性のわかる二百八十八戸のうち、住宅確保要配慮者が入居しているものは百八十二戸となつております。

また、そのうち、要配慮者専用住宅というのは百六十二戸という形になつております。

○宮本(岳)委員 いずれにせよ、極めて少ないわけです。

では改めて聞きますけれども、昨年度三億円の予算がついた家賃低廉化措置は適用されているのか。自治体数、世帯数、低廉化された金額を答えただけですか。

○伊藤政府参考人 お答え申し上げます。

家賃低廉化補助の平成二十九年度の実績についてでございますが、改正法が施行されたのが昨年の十月ということもございまして、まだ間もないことから、静岡県の長泉町において、ことし二月から三月までの間、十四戸に対して計六十八戸の補助を行つたという状況でございました。

○宮本(岳)委員 六十八戸とおっしゃいましたけれども、六十八万円ですね。訂正してくださいね。

○伊藤政府参考人 大変申しわけありませんでした。

十四戸に対して計六十八万円の補助ということでございます。大変失礼申し上げました。

○宮本(岳)委員 聞けば聞くほど寂しい数字なん

です。私の選挙区の近畿では、滋賀県、奈良県、和歌山県では、登録住宅そのものがゼロです。年間五万戸相当という政府の登録目標からすれば、この三月末までに一万五千戸の登録がされていないければならない計算になりますが、遠く及ばない。

そこで聞くんですけれども、国交省は、住宅セーフティーネットの開始として、これで十分だ、仕組みづくりが順調に進んでいる、こうお考えでしょうか。

○伊藤政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のとおり、住宅確保要配慮者の居住の安定の確保を図るために、今後、より多くのセーフティーネット住宅を確保していく必要があるというふうに考えております。

現時点ではセーフティーネット住宅が少ない原因でございますが、制度が創設されて半年ということもございまして、賃貸住宅の所有者に制度が十分知られていないことがある、それから、公共団体が、地域の実情に応じて要配慮者の追加等を行うことができる賃貸住宅供給促進計画の策定いや時間を要していることなどが考えられるほか、事業者団体からは、登録に当たつての申請の事務などの負担が非常に大きいという御指摘をいたいでいるところでございます。

国土交通省としては、こういう状況を踏まえ、今後もセーフティーネット住宅の登録を促進するため、地方公共団体・事業者団体等と協力して説明会やセミナー等による制度の周知を進めることとしておりますが、あわせまして、七月上旬をめどに、登録の際の申請書の記載事項や添付書類の簡素化を予定しております、さらに、事業者等が有する既存の物件データをそのままちゃんと入れることができるといったような簡便化をすることことで、登録申請に係るデータ入力の手間を縮減するためのシステム改修も進めているところでございます。

ございます。

こうした形で事業者団体とも連携いたしまして、セーフティーネット住宅の登録促進に努めてまいりたいというふうに考えております。

○宮本(岳)委員 さすがに相當言いわけをされなければ、到底まずい到達点だというふうにお感じになつておられるんだと思いますけれども、大臣、念のため、一層スピードアップして進めるその御決意を一言お聞かせいただきたい。

○石井国務大臣 私どもも今の状況で満足しているわけでは決してございません。今後とも、事業者団体と連携をして、セーフティーネット住宅の登録の促進に努めてまいりたいと考えております。

○宮本(岳)委員 次に、UR賃貸住宅について聞きたいと思います。

昨年十月に関西公団住宅自治会協議会が集計した第十一回団地の生活と住まいアンケート調査によれば、公団賃貸住宅に長く住み続けたいとの回答が七四・二%ある一方で、不安、不満として、家賃値上げや収入減少で家賃が払えなくなるとの回答が六一・三%ございました。七十五歳以上の世帯が三八・三%、世帯収入が二百万円未満の世帯が三八・四%と、世帯の高齢化と低所得化が進んでおります。

UR賃貸住宅は、こういう実態を踏まえて、安心して住み続けられる住宅セーフティーネットの一翼を担わなければならないと思います。

そこで、URにきょうは来ていただいているので、UR賃貸住宅の家賃の減免について聞きたいと思います。

都市再生機構法「十五条四項には、「機構は、

この二十五条四項に基づいた家賃の減免は実際に行われておりますか。

○伊藤参考人 お答えいたします。

都市再生機構法「十五条四項の規定に基づく家賃減額措置につきましては、配付資料に記載のとおりではございますが、平成二十八年度におきましては決して、高齢者向け優良賃貸住宅に係る減額措置、これが約二万一千二百世帯、高齢者世帯向け地域優良賃貸住宅減額措置、こちらが百世帯、子育て世帯向け地域優良賃貸住宅に係る減額措置、約千九百世帯、近居促進に係る減額措置が約五千四百世帯、ストック再生・再編に係る減額措置、こちらが約一万五千七百世帯、家賃改定に係る減額措置が約二万八千三百世帯、合計約七万四千世帯に対しまして家賃減額措置を講じているところでございます。

○宮本(岳)委員 きょうは、お手元に今おつしやったものの一覧表を、これはURから出していただいたものを配付してございます。

では聞くんですけども、これらの制度は全て、UR賃貸住宅に継続して住み続けている方が入居中に家賃の減免申請ができる制度になつておりますか。いかがですか。

○伊藤参考人 お答えいたします。

先ほど御紹介いたしました減額措置のうち、資料で申しますと下の二つのカテゴリでございます。ストック再生・再編に伴う減額措置、それから家賃改定の減額措置、これは特別措置とも言つておりますけれども、これらの制度につきましては既存の居住者の方を対象としたものでございまして、七万四千のうち約四万四千がこちらのカテゴリーとなつてござります。

○宮本(岳)委員 逆に言うと、上から四つは、住み続けている方には適用されない。新規の方でなければ適用されないとということです。

ちなみに、この家賃改定に係る減額措置というものは、家賃が上がったときに据え置くという制度だけだと思いますが、今の家賃より下がるということはあるんですか。

○伊藤参考人 お答えいたします。

家賃をお支払いいただく側の皆様から見ますと単なる据え置きではないか、こういうことになろうかとは思いますけれども、私どもの考え方といたしましては、家賃は、その改定日におきまして引上げ後の額に変更されておるという考え方でございます。

ただし、その改定された額のお支払いをいたしましたら、それを免除いたしまして、引上げ前の家賃までにとどめておくということで、私どもの考え方としては減額だというふうに理解をしております。

それから、先生御指摘になりました、現にお住まいになつていらっしゃる方々がお支払いになつておられる家賃、それよりも更にその額を名目上も引き下げるようなそういう改定を行つ減額制度は設けておらないところでございます。

○宮本(岳)委員 設けておらないんですよ。ないんでですよ。

私のところへこういう話が届きました。関東地方のUR賃貸住宅の入居者でありますけれども、機構法「十五条四項の規定による賃貸住宅家賃の減免申請を受けたあと、八十年代の女性で要支援二の認定、病院が必要だが歩行も困難、生活保護を受給していたが突然保護を廃止され、家賃の支払いが困難になつたからだ」ということで、個人情報報ですからお見せできませんが、それらの書類も全部私の手元に来ております。

申請書といふのがないんです、大体。減額の申請書といふのはないんですね、これは。それで、御自分で申請書を作成して届けた。一ヶ月以上待たされたあげくに、そのような減免の制度はないという回答が返ってきた、こういう話なんですね。

実は、二〇一六年十一月二十一日、衆議院の決算行政監視委員会の第四分科会で我が党の宮本徹議員がこの減免制度の適用をされているのかと聞いて、やっています、こういう話なんですが、実は、現に今住んでいて経済的困難に立ち至つた人

が今よりも家賃を減免してほしいということについてはまさに制度もない。申請書すらない。無理やり自分でつくつて届けても、そんな制度はありませんといつて返ってくる。こういう現状なんですか。

これでは本当にそういう方々は救われないんじゃないですか。いかがですか。

○伊藤参考人 お答えいたします。

お住まいの方々が、それぞれの経済条件が変わったことを理由に機構に対し家賃の減額を求めることができる、そういう制度の御要望があることは承知をいたしております。

ただし、家賃につきましては、市場価格と申しましたことを理由に機構に対し家賃の減額を求めることができる、そういう制度の御要望があることは承知をいたしております。

ただ、家賃につきましては、市場価格と申しましたことを理由に機構に対し家賃の減額を求めることができる、そういう制度の御要望があることは承知をいたしております。

先生御指摘の、お答えに時間がかかったというケースにつきましては、個別に承知しておりますが、おわびを申し上げたいと思います。

そんな中で、URとしましても、住宅セーフティーネットとしての役割を持続的に果たしていく、こういう気持ちがございまして、国費等の支援もいただきながら、高優質を始めとする各種

支えますと、全ての御要望に沿うことはなかなか難しいかなと思っております。

なお、現にお住まいの方が収入等で一定の要件を満たしていらっしゃる場合には、高優質等の減額措置がある住宅にURの中で住みかえ、転居していくだくということは可能ございます。そういった御案内もしてまいりたいと思つております。

以上です。

○宮本(岳)委員 二十五条四項は「家賃を減免することができる」と書いてあるわけですから、そういう面倒くさい話ぢやないんですよ。法律に照らせばみんなできるんだろうと思つてゐるわけです。そういう制度がないという方が、えつ、何でなんだということになつてゐるんです。

そこで、今御説明のあつた話なんですよ。かといつてURは全くそういうものがないかというと、高優質はあるんですよ、二万二千二百世帯。

今お話し申つたように、ここへ新たに越せば家賃が下がるんですよ。この高優質というのは、今あるUR住宅の中であつたところにそういう整備

をしているものですから、高優質の住宅に、その部屋に越せば、理論上は、たとえ隣の部屋であつても引つ越せば下がるんですよ。そういうことです。

しかし、今住んで引つ越せば下がるんですよ。そういうことですね。そうでしょう、事実は。

○伊藤参考人 御指摘のとおりでございます。

○宮本(岳)委員 おかしいじゃないですか、こんなことですかね。それが可能なら、今のところにお住まいになりながら減免する制度をやはり検討するのは当たり前だというふうに思うんです。

年をとつて年金生活になる、家族を亡くしてひとり暮らしになる非常に家賃の支払いが困難になるというの誰もがることであります、そ

うなると、引つ越しなんというのはなかなか大変なんですよ。では、八十を超えたこういう方に

引っ越せと言つたって、いかないわけですから。

UR機構は、今お住まいの方は今お住まいのままで機構法二十五条四項の減免をやるべきだ。今

の冷たい施策を転換して、今お住まいの居住者の声に応えてそういう制度を検討すべきだと思いま

すが、いかがですか。

○伊藤参考人 お答えいたします。

私の御説明がやや言葉足らずでございましたけれども、高優質等の制度を活用した住宅、これは

国費も入れていただいておりまして、そのような

住宅として補助をいただいて整備をいたします

と、そのお客様については公募をして決めさせて

いただくということでござりますので、任意の方

が、私の住宅を高優質にしてくれと言われて、そ

うしか面白くない話ぢやないんですよ。

法律に照らせばみんなできるんだろうと思つてゐるわけです。そういう制度がないという方が、えつ、何でなんだということになつてゐるんです。

いうことに寄与していくこともURの重要な使命と思っておりますので、引き続き、さまざまの制度、国の御支援もいただきながら検討してまいりたいと思つております。

○宮本(岳)委員 そのとおりなんです。高優質の整備というのはもちろんそういう制度の枠でやつてしまして、例えば、今お住まいの高齢者の方があつたけるというんですけれども、高優質で整備された住宅というのは、そんな手すりどころじゃ

ない、もつときちつと整備されたものです。そういうものもやらねばならぬ、やろうじやないかと言つてやつておられるURだけに、現に今お住まいの方々もどんどん高齢化されて、そのニーズに応えなきやならない。

そのときに、高優質で整備されたところに新たに入居される方はそういう扱いになつていて、自分たちは長年暮らしてきて減免の制度すらない。

これではやりきれないというのは、私は、誰が考えたつてそうだと思うんです。

時間が来ましたので最後に大臣に、やはりこういった問題にきちっと応えていくということは私非常に大事だと思うんですが、大臣の御所見をお伺いして私の質問を終わりたいと思います。

○石井国務大臣 UR賃貸住宅は、高齢者や子育て世帯など民間市場では制約を受けがちな弱い立場の方の受皿として、住宅セーフティーネットの役割を果たすことが求められております。

一方、URは、多額の有利子負債を抱える中、適切な賃貸住宅管理により、健全な経営の確保も求められております。

このよな中で、UR賃貸住宅におきましては、都市再生機構法第二十五条第四項に基づき、高齢者向け優良賃貸住宅に居住する世帯への家賃減額措置や、既存の居住者に対する、建てかえ

時や家賃改定時に家賃上昇を抑制するための家賃減額措置などを講じているところであります。

今後とも、住宅セーフティーネットの役割と健全な経営の両立を図つていけるよう、法第二十五条第四項の趣旨にのつとり、適切な家賃減額措置を講じてまいりたいと考えております。

○宮本(岳)委員 ゼひ御検討いただきたいという

ことを申し上げて、時間ですので終わります。

○西村委員長 次に、井上英孝君。

○井上(英)委員 十二分と限られた時間です

で、入りたいと思います。

それでは、自転車に関してちょっと質疑をさせ

ていただきたいと思います。

昨年五月、自転車活用推進法というのが施行されました。自転車は、単に気軽で便利な交通手段

というだけではなくて、環境負荷の低減、それが

健康増進等の観点からも期待されているというふうに思ひます。

ただ、一方で、自転車のかかわる事故というの非常に多くて、放置駐輪等の問題も解決にはまだ至っていないという現状があります。

私の地元の大坂も、やはり平野ですので非常に自転車が多いんです。自転車の課題というのをどのように改善していくつて自転車のポテンシャルを生かしていくかということについて、るる質疑をさせていただきたいたいと思います。

自転車は、現状、車両であることから、原則として車道を走行すべきという考え方とされていま

すけれども、お子さん二人乗り、三人乗りと子供を乗せた保護者の方からは、車道を走行するといふの抵抗があるという声も聞きます。

もちろん、車道にちゃんと塗装して、そういう

優先レーンとして自転車道があるんですけども、なかなかやはり車道に出にくいという感じを

持つておられる方もたくさんおられると聞きます。

また、道路によつては、自転車を優先すべき道

路もあれば、自転車にはちょっと遠慮いただいて

いる、歩行者だと車椅子の方々に優先する道路もあれば、また、商品等の配達の搬出する車両の駐停車を優先すべきだという道路もさまざまあるかと思います。

自転車走行環境の整備に当たっては、このような利用者の声というのを十分に反映しつつ、自動車と自転車、そしてまた歩行者が適切に共存できるように進めるべきと考えますけれども、国交省の所見をお伺いいたします。

○石川政府参考人 お答えいたします。

自動車、自転車、歩行者の交通安全の確保を図るために、それが適切に分離された自転車通行空間の整備を進めることなどにより、安全で快適な自転車利用環境を創出することが重要であると認識をしております。

このため国土交通省では、警察庁と連携して、市町村に対して、路線を選定し、その路線における整備形態等を示す自転車ネットワーク計画の策定を促しているところでございます。現在、政府で検討を進めております自転車活用推進計画にも盛り込む予定でございます。

この自転車ネットワーク計画の策定に当たりましては、道路管理者や都道府県警察等の関係行政機関に加えまして、自転車関連団体やPTAなどの地元関係者などからなる協議会を設置して検討するとともに、パブリックコメントの実施などにより道路利用者の意見を反映するよう推進しているところでございます。

また、自転車通行空間の整備を促進するほか、今後取りまとめる自転車活用推進計画に基づきまして、関係府省庁と連携して、自転車に関する交通ルールの周知や安全教育の推進等によりまして、交通事故の削減を図つてまいります。

国土交通省といしましては、今後とも、道路利用者の声や、地域の実情を踏まえた自転車走行環境の整備に努めてまいります。

○井上(英)委員 自転車の環境の整備というのは、地方のニーズというのが非常に高いというふうに認識しているんですけども、その整備の促進に

れども、その規模は、やはり比較にならないほど小さいというふうに言われています。

これから、二〇二〇年にオリンピックというのもありますし、来年にはラグビーのワールドカップもありますし、さまざまな訪日の外国人の方も来られると思いますし、さまざまな訪日の外国人の方も来られると思いますので、我が国においてシェアサイクルが普及しない理由と、普及していくためにはどういうふうに対策していくのがいいかをどう考

えているのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○栗田政府参考人 シェアサイクルは、都市内に設置された複数のサイクルポートを相互に利用できる利便性の高い交通システムであります。世界の多くの都市で導入が進められ、我が国においても近年導入が進んでおります。

他方、我が国におけるシェアサイクルの設置の主な課題としまして、一つは、利用しやすい場所にサイクルポートを設置する必要があること、あるいは事業採算性が厳しい状況であることなどが挙げられます。

ガイドラインには、自転車通行空間の計画や設計に関する詳細な考え方を示しております。地方公共団体への周知と技術的助言に努めているところでございます。

国土交通省といしましては、今後とも自転車走行環境の整備について、引き続き、財政面や技術面から支援をしてまいります。

○井上(英)委員 ゼビ、自転車の走行環境の整備というのをしっかりとお願いしたいと思います。

次に、シェアサイクルについて質疑をしますけれども、パリのヴェリーブや、またニューヨークのシティーバイク、そしてアジアでも中国のモバイクといった、世界ではシェアサイクルというのが爆発的に普及しています。ちょっとそこまでと気軽に借りられることで、地域の活性化にも寄与しているというふうに聞いています。

一方で、日本では、一部の都市で実験的な取組として、交通系ICカードを利用できるシステムの導入などというのが義務づけられていますけれども、自動車や原動機付自転車は全て自賠責保険の加入というのが義務づけられていますけれども、自動車については任意の加入というふうになっています。自転車加害事故において高額な賠償金の支

払いを命じられたケースもあるというふうにも聞きます。

このような状況を受けて大阪では、条例によつて自転車の保険加入というのを義務づけてはいるんです。ただ、全国的にはまだ義務化が進んでいんとは言えないといふに思います。

国としても、保険加入の促進を図るとともに、新たな保障制度についての検討というのが必要だ

と思うんですけれども、いかがでしょうか。

○石川政府参考人　お答えいたします。

委員御指摘のとおり、自転車事故での高額の賠償請求がなされる場合がございます。例えば、平成二十一年に小学五年の少年の自転車が歩行中の六

十二歳の女性と衝突し、歩行者の女性が意識不明となつたケースでは、神戸地裁から少年の母親に、約九千五百万円の損害賠償金の支払いが命じられた事例があるといふに承知をしております。

一方、警察庁の調べによりますと、平成二十九年に、自転車が第一当事者となつて歩行者が死亡又は重傷を負つた事故のうち、損害賠償責任保険等の加入が確認された自転車運転者は約六〇%にとどまつております。

このようなか、条例により自転車利用者に対し損害賠償責任保険等の加入を義務づける地方公共団体があえておりまして、本年四月一日現在で、都道府県、政令市で見ますと、十六都道府県七政令市が条例を制定しております。

国土交通省といたしましては、自転車事故による被害者の救済や加害者の経済的負担軽減を目的として、自転車利用者の損害賠償責任保険等の加入促進は重要な課題であると認識をしておりまます。このため、今後取りまとめます自転車活用推進計画に基づきまして、地方公共団体に対し、条例等による損害賠償責任保険等への加入促進を行ふことを要請するとともに、これによる損害賠償責任保険等への加入状況等を踏まえつつ、新たな保障制度の必要性等について所要の検討を行つて

まいります。

○井上(英)委員　ありがとうございます。

先ほども言ったみたいに多額のお金というのも要求されたりしますので、ぜひ検討していただけたらと思います。

もう時間が来ましたのでこれで終わりますけれども、藤井局長にも来ていただいていたんですね。

鐵道駅の駅周辺の放置自転車について今後もまだまだそれぞれの駅で課題が残つているということなので、ぜひその辺の整備も含めてよろしくお願ひしたいと要望して、私の質疑を終わらせていただきます。

どうありがとうございました。

○西村委員長　次に、内閣提出、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。国土交通大臣石井啓一君。

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○石井国務大臣　ただいま議題となりました船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

船舶の再資源化解体の適正な実施に対する人の健康及び環境に対する悪影響を防止するため、二〇〇九年五月に国際海事機関の主催により香港で開催された国際会議において、「二千九年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約」(以下「条約」という。)の的確な実施を確保するため、特別特定日本船舶の船舶所有者に有害かつ環境上適正な再資源化解体のための香港国際条約による再資源化解体計画の作成及び船舶所有者に対する承認を受けなければならないこととしております。

第四に、船舶所有者が、再資源化解体を目的として船舶の譲渡し等を行おうとするときは、その計画を作成して主務大臣の承認を受けなければなりません。

第五に、船舶所有者による再資源化解体の許可の申請を行おうとするときは、その船舶所有者に対し、国土交通大臣の承認を受けなければなりません。

第六に、船舶の再資源化解体を行おうとする者は、施設ごとに、主務大臣の許可を受けなければならぬこととしております。

第七に、再資源化解体業者が、再資源化解体を目的として船舶の譲受け等を行おうとするときは、その再資源化解体業者に対し、再資源化解体計画を作成して主務大臣の承認を受けなければなりません。

第八に、罰則(第四十三条～第五十一条)

案することとした次第であります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申しあげます。

第一に、我が国の排他的經濟水域外を航行する総トン数が五百トン以上の日本船舶について、その船舶所有者に対し、有害物質一覧表を作成して國交大臣による確認を受けなければならぬこととしております。

第二に、船舶の再資源化解体を行おうとする者は、施設ごとに、主務大臣の許可を受けなければならぬこととしております。

第三に、再資源化解体業者が、再資源化解体を行おうとするときは、その再資源化解体業者に対し、再資源化解体計画を作成して主務大臣の承認を受けなければなりません。

第四に、船舶の譲渡し等を行おうとするときは、その船舶所有者に対し、国土交通大臣の承認を受けなければなりません。

第五に、船舶の再資源化解体を行おうとする者は、施設ごとに、主務大臣の許可を受けなければならぬこととしております。

第六に、船舶の再資源化解体を行おうとする者は、施設ごとに、主務大臣の許可を受けなければならぬこととしております。

第七に、船舶の再資源化解体を行おうとする者は、施設ごとに、主務大臣の許可を受けなければならぬこととしております。

第八に、罰則(第四十三条～第五十一条)

附則

第一章　総則

(目的)

第一条　この法律は、船舶の再資源化解体の適正な実施を図り、あわせて二千九年の船舶の安全

かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約(以下「条約」という。)の的確な実施を確保するため、特別特定日本船舶の船舶所有者に有害

かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約による再資源化解体計画の作成及び船舶所有者に対する承認を受けた者による再資源化解体の許可の制度、当該許可を受けた者による再資源化解体計画の作成及び

その主務大臣による承認の制度並びに特定日本船舶の再資源化解体の許可の制度、当該許可を受けた者による再資源化解体計画の作成及び

第一章　総則(第一条～第二条)

第二章　有害物質一覧表(第三条～第九条)

第三章　特定船舶の再資源化解体の許可(第十一条～第十五条)

第四章　特定船舶の再資源化解体の実施(第十

第五章　船級協会(第三十条～第三十三条)

第六章　監督(第三十二条～第三十五条)

第七章　雑則(第三十六条～第四十二条)

第八章　罰則(第四十三条～第五十一条)

交通省令で定める特別の用途のものを除く。)をいう。

一 船舶のトン数の測度に関する法律(昭和十五年法律第四十号。以下この項において「トン数法」という。)第八条第一項の國際トン数証書又は同条第七項の國際トン数確認書の交付を受けている日本船舶(船舶法(明治三十一年法律第四十六号)第一条に規定する日本船舶をいう。以下同じ。)、トン数法第四条第一項の國際総トン数

二 前号に掲げる日本船舶以外の日本船舶(次号に掲げるものを除く。)、トン数法第五条第一項の総トン数

三 第一号に掲げる日本船舶以外の日本船舶であつてトン数法附則第三条第一項の規定の適用があるもの、同項本文の規定による総トン数

四 外国船舶(日本船舶以外の船舶をいう。次項第二号において同じ。)、国土交通省令で定める総トン数

五 この法律において「特定日本船舶」とは、特定船舶であつて、次に掲げるものをいう。

一 日本船舶

二 外国船舶であつて、本邦の各港間又は港のみを航行するもの

三 この法律において「特別特定日本船舶」とは、特定船舶であつて、次に掲げるものをいう。

一 日本船舶

二 外国船舶であつて、本邦の各港間又は港のみを航行するもの

三 この法律において「特別特定日本船舶」とは、特定日本船舶であつて、日本國領海等(日本国之内水、領海及び排他的經濟水域をいう。以下同じ。)以外の水域において航行の用に供されるもの(航海の態様が特殊なものとして国土交通省令で定める船舶を除く。)をいう。

四 この法律において「特定外國船舶」とは、特定船舶であつて、特定日本船舶以外のものをいいう。

5 この法律において「有害物質一覧表」とは、船舶に使用されている材料又は設置されている設備に含まれる有害物質(船舶の再資源化解体に従事する者の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして主務大臣が定める船舶)である。

6 この法律において「有害物質一覧表」とは、船舶に使用されている材料又は設置されている設備に含まれる有害物質(船舶の再資源化解体に従事する者の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして主務大臣が定める船舶)である。

第三項において同じ。)の種類及び量が国土交通省令で定めるところにより記載された図書をいう。

7 この法律において「再資源化解体業者」とは、前条第一項の許可を受けた者をいう。

第二章 有害物質一覧表

(有害物質一覧表の作成及び確認)

第三条 特別特定日本船舶の船舶所有者(当該船舶が共有されている場合にあっては船舶管理人、当該船舶が貸し渡されている場合にあっては船舶借入人。第四章(第二十二条第二十五条第二項及び第七項において準用する場合を含む。)を除く。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、有害物質一覧表を作成し、次項の規定に適合することについて、国土交通大臣の確認を受けなければならぬ。

第一項及び第七項において準用する場合は、外国においては、日本の領事官が行う。

二 特別特定日本船舶を初めて日本國領海等以外の水域において航行の用に供しようとするとき。

三 特別特定日本船舶について有害物質の種類又は量を変更させるものとして国土交通省令で定める改造又は修理を行つたとき。

四 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)に定めるもののほか、領事官の行う前項の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に關して必要な事項は、政令で定める。

5 更新確認の結果第一項の規定による有害物質一覧表確認証書の交付を受けることができる船舶であつて、国土交通省令で定める事由により従前の有害物質一覧表確認証書の有効期間が満了するまでの間において当該更新確認に係る有害物質一覧表確認証書の交付を受けることができなかつたものについては、従前の有害物質一覧表確認証書の有効期間は、第二項の規定にかかるわらず、当該更新確認に係る有害物質一覧表確認証書が交付される日又は従前の有害物質一覧表確認証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して五月を経過する日のいずれか早い日までの期間とする。

6 次に掲げる場合において新たに交付される有害物質一覧表確認証書の有効期間は、第一項本文の規定にかかるわらず、従前の有害物質一覧表確認証書の有効期間(第二号及び第三号に掲げられる場合にあっては、当初の有効期間)が満了する日の翌日から起算して五年を経過する日までの期間とする。

7 従前の有害物質一覧表確認証書を交付しなければならない

2 前項の有害物質一覧表確認証書(以下「有害物質一覧表確認証書」という。)の有効期間は、五年とする。ただし、その有効期間が満了するまでの間において国土交通省令で定める事由により前条第一項の確認(同項第三号に掲げる場合に係るものに限る。以下この条において「更新確認」という。)を受けることができなかつた船舶については、国土交通大臣は、当該事由に応じて三月を超えない範囲で国土交通省令で定める日までの間、その有効期間を延長することができる。

3 前項ただし書に規定する事務は、外国においては、日本の領事官が行う。

4 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)に定めるもののほか、領事官の行う前項の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に關して必要な事項は、政令で定める。

5 更新確認の結果第一項の規定による有害物質一覧表確認証書の交付を受けることができる船舶であつて、国土交通省令で定める事由により従前の有害物質一覧表確認証書の有効期間が満了するまでの間において当該更新確認に係る有害物質一覧表確認証書の交付を受けることができなかつたものについては、従前の有害物質一覧表確認証書の有効期間は、第二項の規定にかかるわらず、当該更新確認に係る有害物質一覧表確認証書が交付される日又は従前の有害物質一覧表確認証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して五月を経過する日のいずれか早い日までの期間とする。

6 次に掲げる場合において新たに交付される有害物質一覧表確認証書の有効期間は、第一項本文の規定にかかるわらず、従前の有害物質一覧表確認証書の交付を受けたとき。

7 第二項ただし書の規定により従前の有害物質一覧表確認証書の有効期間が延長された場合において、当該延長された有効期間が満了するまでの間において更新確認を受けたとすべき。

三 従前の有害物質一覧表確認証書の有効期間について前項の規定にかかるわらず、第三十条第二項に規定する船級協会から同項の確認を受けた日本船舶がその船級の登録を抹消されたときは、当該日本船舶に交付された有害物質一覧表確認証書の有効期間は、その抹消の日に満了したものとみなす。

4 有害物質一覧表確認証書の様式並びに交付、再交付及び書換えその他有害物質一覧表確認証書に關する必要な事項は、国土交通省令で定める。

5 (特別特定日本船舶の航行)

第五条 特別特定日本船舶は、有効な有害物質一覧表確認証書の交付を受けているものでなければ、日本國領海等以外の水域において航行の用に供してはならない。

6 前項の規定は、船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第五条第一項の検査、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)第十九条の二十六第一項の確認又は同法第十九条の三十六、第十九条の三十八、第十九条の三十九若しくは第十九条の四十第一項の検査のために試運転を行う場合については、適用しない。

(有害物質一覧表確認証書等の備置き)

第六条 有害物質一覧表確認証書の交付を受けた特別特定日本船舶の船舶所有者は、当該特別特定日本船舶内に、当該有害物質一覧表確認証書及び第三条第一項の確認を受けた有害物質一覧表を備え置かなければならない。

(締約国の政府が発行する有害物質一覧表確認証書)

条約証書)

第七条 特別特定日本船舶(第一条第三項第一号に掲げる船舶を除く。)の船舶所有者又は船長は、条約の締約国である外國(以下単に「締約国」という。)の政府から有害物質一覧表確認条約証書(締約国の政府が条約に定める証書として船舶所有者又は船長に対し交付する書面であつて、当該特別特定日本船舶の有害物質一覧表が条約に定める基準に適合することを証するものをいう。次項において同じ。)の交付を受けようとする場合には、日本の領事官を通じて申請しなければならない。

2 前項の規定により交付を受けた有害物質一覧表確認条約証書は、第四条第一項の規定により国土交通大臣が交付した有害物質一覧表確認証書とみなす。この場合において、当該特別特定日本船舶の船舶所有者は、当該特別特定日本船舶の有害物質一覧表に係る第三条第一項の確認を受けたものとみなす。
(締約国の船舶に対する証書の交付)

第八条 國土交通大臣は、締約国の政府から当該締約国の船舶(第二条第三項第二号に掲げる船舶を除く。第二十七条第一項において同じ。)について有害物質一覧表確認証書に相当する証書を交付することの要請があつた場合において、当該船舶の有害物質一覧表に係る第三条第一項の確認に相当する確認をしたときは、当該船舶の船舶所有者又は船長に対し、有害物質一覧表確認証書に相当する証書を交付するものとする。

(有害物質一覧表の内容に相当する情報の収集及び整理)

第九条 特別特定日本船舶以外の特定日本船舶の船舶所有者は、当該特定日本船舶に係る有害物質一覧表の内容に相当する情報を収集し、及び整理するよう努めなければならない。

(第三章 特定船舶の再資源化解体の許可)

(再資源化解体の許可)

第十一条 特定船舶の再資源化解体を行おうとする

者は、特定船舶の再資源化解体の用に供する施設(以下「特定船舶再資源化解体施設」という。)

ごとに、主務大臣の許可を受けなければならぬ。

2 前項の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ この法律、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)二において「廃棄物処理法」という)、浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)その他生活環境の保全を目的とする法律で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基づく命令若しくは处分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)、第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二第一項、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)第一条、第二条若しくは第三条の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ミ 主務大臣は、第一項の許可の申請があつた場合において、不許可の処分をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

二 事業所の名称及び所在地

三 法人である場合においては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者があるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この章において同じ。)の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときはその者の氏名及び住所

四 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び住所、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所)

五 特定船舶再資源化解体施設の概要

六 特定船舶の再資源化解体を行う体制の概要

七 その他主務省令で定める事項

3 前項の申請書には、主務省令で定めるところにより、申請者が次項第二号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の許可の申請があつた場合において、その申請が次に掲げる基準に適合する場合にあっては、その申請があつた場所に該当しないことを誓約する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

5 主務大臣は、第一項の許可の申請があつた場合において、不許可の処分をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

6 主務大臣は、第一項の許可は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の

資源化解体を行う体制及び申請者の能力が特定船舶の再資源化解体を適正に、かつ、継続して行うに足るものとして主務省令で定めること。

2 申請者が次のイからルまでのいずれにも該当しないこと。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しないものを含む。)

ホ その業務に關し不正又は不誠実な行為をした申請書を主務大臣に提出しなければならない。

二 申請者が次のイからルまでのいずれにも該当しないこと。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ この法律、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)二において「廃棄物処理法」という)、浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)その他生活環境の保全を目的とする法律で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基づく命令若しくは处分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)、第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二第一項、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)第一条、第二条若しくは第三条の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終り、又は執

行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ミ 主務大臣は、第一項の許可の申請があつた場合において、不許可の処分をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

二 事業所の名称及び所在地

三 法人である場合においては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者があるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この章において同じ。)の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときはその者の氏名及び住所

四 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び住所、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所)

五 特定船舶再資源化解体施設の概要

六 特定船舶の再資源化解体を行う体制の概要

七 その他主務省令で定める事項

3 前項の申請書には、主務省令で定めるところにより、申請者が次項第二号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の許可の申請があつた場合において、その申請が次に掲げる基準に適合する場合にあっては、その申請があつた場所に該当しないことを誓約する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

5 主務大臣は、第一項の許可は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の

消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員があつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。)

本 その業務に關し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ホ その業務に關し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

二 申請者が次のイからルまでのいずれにも該当しないこと。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ この法律、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)二において「廃棄物処理法」という)、浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)その他生活環境の保全を目的とする法律で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基づく命令若しくは处分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)、第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二第一項、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)第一条、第二条若しくは第三条の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終り、又は執

行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ミ 主務大臣は、第一項の許可の申請があつた場合において、不許可の処分をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

二 事業所の名称及び所在地

三 法人である場合においては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者があるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この章において同じ。)の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときはその者の氏名及び住所

四 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び住所、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所)

五 特定船舶再資源化解体施設の概要

六 特定船舶の再資源化解体を行う体制の概要

七 その他主務省令で定める事項

3 前項の申請書には、主務省令で定めるところにより、申請者が次項第二号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の許可の申請があつた場合において、その申請が次に掲げる基準に適合する場合にあっては、その申請があつた場所に該当しないことを誓約する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

5 主務大臣は、第一項の許可は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の

更新について準用する。

3 第一項の更新の申請があつた場合において、

同項の期間(以下この条において「許可の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了日の翌日から起算するものとする。

(変更の許可等)

第十二条 再資源化解体業者は、第十一条第二項第五号又は第六号に掲げる事項を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

3 第十条第四項及び第五項の規定は、第一項の許可について準用する。

(承継)

第十三条 再資源化解体業者が第十一条第一項の許可を受けた特定船舶再資源化解体施設に係る再資源化解体の業務の譲渡を行ふ場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめ当該譲渡及び譲受けについて主務省令で定めるところにより消滅することとなる場合において、あらかじめ当該合併について主務大臣の認可を受けたときは、譲受人は、再資源化解体業者の当該業務に係るこの法律の規定による地位を承継する。

2 再資源化解体業者である法人が合併により消滅することとなる場合において、あらかじめ当該合併について主務省令で定めるところにより設立された法人は、再資

源化解体業者のこの法律の規定による地位を承継する。

3 再資源化解体業者である法人が分割により第

十条第一項の許可を受けた特定船舶再資源化解体施設に係る再資源化解体の業務を承継させる法人は、再資源化解体業者の当該業務に係るこの法律の規定による地位を承継する。

4 第十条第四項の規定は、前三項の認可につい

て準用する。この場合において、同条第四項第一号中「特定船舶再資源化解体施設、特定船舶の再資源化解体を行う体制及び申請者」とあり、及び同項第二号中「申請者」とあるのは、「再資源化解体業者の第一項の許可を受けた特定船舶再資源化解体施設に係る再資源化解体の業務に係るこの法律の規定による地位を承継することとなる者」と読み替えるものとする。

5 再資源化解体業者が第十一条第一項の許可を受けた特定船舶再資源化解体施設に係る再資源化解体の業務の譲渡を行い、又は再資源化解体業者である法人が合併により消滅することとなり、若しくは分割により当該業務を承継せしり、若しくは譲渡する場合は、当該業務に係る同条第一項の許可は、その効力を失う。

(死亡による許可の失效)

第十四条 前条第五項の規定によるほか、再資源化解体業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、第十一条第一項の許可は、その効力を失う。この場合において、当該各号に定める者は、当該各号に該当することとなつた日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

場合 その破産管財人

三 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合 その清算人

四 特定船舶の再資源化解体の業務を廃止した場合 再資源化解体業者であった個人又は再資源化解体業者であつた法人を代表する役員(許可の取消し等)

五 特定船舶の再資源化解体の業務を承継した場合 再資源化解体業者であった個人又は再資源化解体業者であつた法人の承継者

六 特定船舶の再資源化解体の業務を承継した場合 再資源化解体業者であつた法人の承継者

第十七条 特定日本船舶の船舶所有者は、当該特定期間(以下この条において「譲渡期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、その効力を失う。この場合において、当該各号に定める者は、当該各号に該当することとなつた日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

二 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その相続人

(有害物質等情報の提供)

(再資源化解体計画の承認)

第十八条 再資源化解体業者は、特定船舶について、再資源化解体のための譲受け若しくは引受けに係る再資源化解体のための譲受け若しくは引受け又は再資源化解体の受託(以下「譲受け等」という。)をしようとするときは、あらかじめ、前条の規定により提供を受けた有害物質等情報を(当該特定船舶が特定外国船舶である場合にあっては、当該特定船舶の船舶所有者から提供を受けた有害物質等情報を)第三項において同じ。)に基づき、当該特定船舶の再資源化解体に関する計画(以下「再資源化解体計画」という。)を作成し、主務大臣の承認を受けなければならない。

第十九条 再資源化解体計画には、主務省令で定める基準に適合しなかつたときは、(当該特定船舶が特定外国船舶である場合にあっては、当該特定船舶の船舶所有者から提供を受けた有害物質等情報を)第三項において同じ。)に基づき、当該特定船舶の再資源化解体に関する計画(以下「再資源化解体計画」という。)を作成し、主務大臣の承認を受けなければならない。

二 再資源化解体計画には、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

2 再資源化解体計画には、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

二 再資源化解体を行おうとする特定船舶の名称及び船種

三 再資源化解体を行おうとする特定船舶の船所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

四 再資源化解体を行おうとする特定船舶再資源化解体施設の場所

五 再資源化解体の実施の方法

六 再資源化解体に伴つて生ずる廃棄物の管理

の方法

七 その他主務省令で定める事項

3 再資源化解体計画には、主務省令で定めるところにより、前条の規定により提供を受けた有害物質等情報を記載した書類その他の主務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、その申請に係る再資源化解体計画が再資源化解体の実施の方法、再資源化解体に伴つて生ずる廃棄物の管理の方法その他の事項に關し再資源化解体の適正な実施のために必要なものとして主務省令で定める基準に適合すると認めるときは、その承認をするものとする。

5 主務大臣は、第一項の承認をしたときは、遅滞なく、その旨を当該再資源化解体業者及び当該再資源化解体計画に係る船舶所有者に通知しなければならない。

(再資源化解体計画の提出の要求)

第十九条 第十七条の規定により有害物質等情報を提供した船舶所有者は、前条第五項の規定により通知を受けたとき(当該有害物質等情報の提供の相手方が締約国再資源化解体業者である場合にあつては、当該締約国の政府から当該通知に相当する通知を受けたとき)は、当該相手方に對し、同条第一項の承認を受けた再資源化解体計画(当該相手方が締約国再資源化解体業者である場合にあつては、当該締約国の政府から当該承認に相当する承認を受けた当該再資源化解体計画に相当する図書。次条において同じ。)の提出を求めなければならない。

(特定日本船舶の譲渡し等の承認)

第二十条 第十七条の規定により有害物質等情報を提供した船舶所有者は、前条の規定により再資源化解体計画に係る特定日本船舶の譲渡し等について国土交通大臣の承認を受けなければならぬ。

2 前項の承認を受けようとする船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げ

る事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

二 当該譲渡し等をしようとする特定日本船舶の名称及び船種

三 当該譲渡し等をしようとする者に関する事項

四 その他国土交通省令で定める事項

3 前項の申請書には、国土交通省令で定めるとこりにより、譲渡し等をしようとする特定日本船舶に係る有害物質等情報を記載した書類その他の

船舶に係る再資源化解体計画、当該特定日本船舶に係る有害物質等情報を記載した書類を添付しなければならぬ。

4 国土交通大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、その申請に係る譲渡し等が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その承認をするものとする。

一 当該譲渡し等の相手方となるうとする者が再資源化解体業者又は締約国再資源化解体業者であること。

二 当該有害物質等情報が当該特定日本船舶の状態と一致すること。

三 当該再資源化解体計画が次に掲げる基準に適合すること。

イ 当該譲渡し等の相手方となるうとする者が再資源化解体業者である場合にあつては、第十八条第一項の承認を受けたものであること。

ロ 当該譲渡し等の相手方となるうとする者が再資源化解体業者である場合にあつては、当該有害物質等情報に照らしてあること。

(再資源化解体準備証書)

第十二条 国土交通大臣は、前条第一項の承認をしたときは、当該特定日本船舶の船舶所有者

に対し、その譲渡し等に係る再資源化解体準備証書(以下第二十四条までにおいて単に「再資源化解体準備証書」という。)を交付しなければならない。

化解体準備証書」という。)を交付しなければならない。

2 再資源化解体準備証書の有効期間は、三月とする。ただし、その有効期間が満了するまでの間において国土交通省令で定める事由により譲渡し等ができないかった特定日本船舶については、国土交通大臣は、当該事由に応じて国土交通省令で定める日までの間、その有効期間を延長することができる。

3 前項の規定にかかわらず、第三十一条第二項に規定する船級協会から同項第一号に掲げる承認を受けた特定日本船舶がその船級の登録抹消されたときは、第一項の規定により当該特定日本船舶に交付された再資源化解体準備証書は、その効力を失う。

4 再資源化解体準備証書の様式並びに交付、再交付及び書換えその他再資源化解体準備証書に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(再資源化解体準備証書の備置き)

第二十二条 再資源化解体準備証書の交付を受けた特定日本船舶の船舶所有者は、当該特定日本船舶内に、当該再資源化解体準備証書を備え置かなければならない。

(特定船舶の譲渡し等及び譲受け等の制限)

第二十三条 特定日本船舶は、有効な再資源化解体準備証書の交付を受けているものでなければ、譲渡し等又は譲受け等をしてはならない。

2 特定外国船舶は、有効な再資源化解体準備証書(特定船舶の再資源化解体に係る次に掲げる事項が条約に定める基準に適合することを証するものをいう。以下同じ。)の交付を受けているものでなければ、譲受け等をしてはならない。

(譲渡し等をしないで行う再資源化解体の承認等)

第二十五条 特定船舶の船舶所有者は、自ら再資源化解体業者として譲渡し等をしてはならないで日本国内において当該特定船舶の再資源化解体を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定船舶にて船舶所有者又は船長に対し交付する書面であつて、当該船舶の再資源化解体に係る次に掲げる事項が条約に定める基準に適合することを証するもの(以下同じ。)の交付を受けているものでなければ、譲受け等をしてはならない。

2 当該特定船舶が日本船舶である場合にあつては、当該有害物質等情報に基づき再資源化解体計画を作成し、主務大臣の承認を受けるとともに、当該特定船舶が日本船舶である場合にあつては、当該有害物質等情報が当該特定船舶の状態と一致することについて、国土交通大臣の確認を受けなければならない。

2 第十八条第一項及び第二項第三号を除く。)及び第二十一條から第二十三条までの規定は、譲渡し等をしないで日本国内において行われる特定船舶の再資源化解体について準用する。こ

三 当該船舶に係る再資源化解体計画又は再資源化解体計画に相当する図書に関する事項

(特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の適用除外)

第二十四条 有効な再資源化解体準備証書の交付を受けている特定日本船舶の船舶所有者が当該特定日本船舶の譲渡し等をしてようとする場合において、当該譲渡し等が締約国のうち経済産業省令・国土交通省令・環境省令で定める地域を仕向地(経由地を含む。)とする輸出に該当するときは、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成四年法律第百八号)第四条の規定は、適用しない。

2 第十八条第一項の承認を受けた再資源化解体業者が当該承認に係る特定外国船舶(有効な再資源化解体準備証書の交付を受けているものに限る。)の譲受け等をしてようとする場合において、当該譲受け等が締約国のうち経済産業省令・国土交通省令・環境省令で定める地域を原産地又は船積地(経由地を含む。)とする輸入に該当するときは、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第八条の規定は、適用しない。

3 第十八条第一項の承認を受けた再資源化解体業者が当該承認に係る特定外國船舶(有効な再資源化解体準備証書の交付を受けているものに限る。)の譲受け等をしてようとする場合において、当該譲受け等が締約国のうち経済産業省令・国土交通省令・環境省令で定める地域を原産地又は船積地(経由地を含む。)とする輸入に該当するときは、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第八条の規定は、適用しない。

(譲渡し等をしないで行う再資源化解体の承認等)

第二十五条 特定船舶の船舶所有者は、自ら再資源化解体業者として譲渡し等をしてはならないで日本国内において当該特定船舶の再資源化解体を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定船舶に係る有害物質等情報に基づき再資源化解体計画を作成し、主務大臣の承認を受けるとともに、当該特定船舶が日本船舶である場合にあつては、当該有害物質等情報が当該特定船舶の状態と一致することについて、国土交通大臣の確認を受けなければならない。

2 第十八条第一項及び第二項第三号を除く。)及び第二十一條から第二十三条までの規定は、譲渡し等をしないで日本国内において行われる特定船舶の再資源化解体について準用する。こ

の場合において、第十八条第三項中「前条の規定により提供を受けた」とあるのは「当該特定船舶に係る」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第二十五条第一項」と、「その申請」とあるのは「申請者が再資源化解体業者であり、かつ、その申請」と、同条第五項中「第一項」とあるのは「特定外國船舶の」と、第二十一条第一項中「前条第一項の承認」とあるのは「特定外國船舶について第二十五条第一項」と、「再資源化解体業者及び当該再資源化解体計画に係る」とあるのは「特定外國船舶の」と、第二十二条第一項中「前条第一項の承認」とあるのは「特定外國船舶について第二十五条第一項」と、「再資源化解体業者及び当該再資源化解体計画に係る」とあるのは「特定外國船舶の」と、第二十三条第一項中「譲渡し等」とあるのは「譲渡し等をしないで日本国内において行う再資源化解体」と、同条第二項ただし書中「譲渡し等」とあるのは「譲渡し等をしないで日本国内において行う再資源化解体」と、同項第一項の承認をし、かつ、国土交通大臣が同項の確認と、「譲渡し等」とあるのは「譲渡し等をしないで日本国内において行う再資源化解体」と、同条第一号に掲げる承認」とあるのは「同項第一号に掲げる確認」と、第二十三条第一項中「譲渡し等又は譲受け等をして」とあり、及び同条第二項中「譲受け等をして」とあるのは「譲渡し等をしないで日本国内において再資源化解体を開始して」と読み替えるものとする。

4 特定日本船舶の船舶所有者は、自ら締約国再資源化解体業者として譲渡し等をしないで外国において当該特定日本船舶の再資源化解体を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定日本船舶の譲渡し等をしないで行う再資源化解体について、国土交通大臣の承認を受けなければならぬ。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

二 再資源化解体を行おうとする特定日本船舶の名称及び船種

三 再資源化解体を行おうとする特定船舶再資

源化解体施設の場所

(締約国)の政府が発行する再資源化解体準備条

三 譲渡し等を 相当する確認

四四

四 源化解体施設の場所

5 前項の申請書には、国土交通省令で定めるところにより、再資源化解体を行おうとする特定日本船舶に係る再資源化解体計画に相当する図書、当該特定日本船舶に係る有害物質等情報を記載した書類その他国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

6 国土交通大臣は、第三項の承認の申請があつた場合において、その申請に係る再資源化解体が次に掲げる基準に適合すると認めるとときは、その承認をするものとする。

一 申請者が締約国(当該特定日本船舶の再資源化解体の用に供する施設の所在国に限る。第三号イにおいて同じ。)の政府から第十条第一項の許可に相当する許可を受けた者であること。

二 当該有害物質等情報が当該特定日本船舶の状態と一致すること。

三 当該再資源化解体計画に相当する図書が次に掲げる基準に適合すること。

イ 締約国の政府から第一項の承認に相当する承認を受けたものであること。

ロ 当該有害物質等情報に照らして適切なものであること。

7 第二十二条から第二十三条(第二項を除く。)までの規定は、譲渡し等をしないで外国において行われる特定日本船舶の再資源化解体について準用する。この場合において、第二十二条第一項中「前条第一項」とあるのは「第二十五条第三項」と、「譲渡し等」とあるのは「譲渡し等をしないで外国において行う再資源化解体」と、同一条第二項ただし書中「譲渡し等」とあるのは「譲渡し等をしないで外国において再資源化解体を開始すること」と、同条第三項中「同項第一号」とあるのは「同項第三号」と、第二十三条第一項中「譲渡し等又は譲受け等をして」とあるのは「譲渡し等をしないで外国において再資源化解体を開始して」と読み替えるものとする。

(締約国の政府が発行する再資源化解体準備証書)
第二十六条 特定日本船舶(第二条第三項第二号に掲げる船舶を除く。)の船舶所有者又は船長は、締約国の政府から再資源化解体準備証書の交付を受けようとする場合には、日本の領事官を通じて申請しなければならない。
2 前項の規定により交付を受けた再資源化解体準備証書は、第二十一条第一項(前条第三項の場合にあっては、同条第七項において準用する第二十一条第一項)の規定により国土交通大臣が交付した再資源化解体準備証書とみなす。この場合において、当該特定日本船舶の船舶所有者は、当該特定日本船舶の譲渡し等に係る第二十条第一項の承認(前条第三項の場合にあっては、当該特定日本船舶の譲渡し等をして外国において行う再資源化解体に係る同項の承認)を受けたものとみなす。
(締約国の船舶に対する証書の交付)
第二十七条 国土交通大臣は、締約国の政府から当該締約国の次の各号に掲げる船舶について(再資源化解体準備証書(第二十一条第一項(第二十五条第二項及び第七項において準用する場合を含む。)に規定する再資源化解体準備証書をいう。第三十二条第一項第二号から第四号までを除き、以下同じ。)に相当する証書を交付することとの要請があつた場合において、当該船舶の区分に応じそれぞれ当該各号に定める承認又は確認をしたときは、当該船舶の船舶所有者又は船長に対し、再資源化解体準備証書に相当する証書を交付するものとする。
一 次号及び第三号に掲げる船舶以外の船舶
当該船舶の譲渡し等に係る第二十条第一項の承認に相当する承認
二 譲渡し等をしないで日本国内において再資源化解体が行われる船舶(第二十五条第二項において準用する第十八条第五項の規定による通知に係るものに限る。)当該船舶の有害物質等情報に係る第二十五条第一項の確認に

三 譲渡等をしないで外国において再資源化解体が行われる船舶 当該船舶の譲渡等をしないで行う再資源化解体に係る第二十五条 第二項の承認に相当する承認

2 前項の規定により交付を受けた再資源化解体準備証書に相当する証書は、第二十三条第二項（第二十五条第二項において準用する場合を含む。）及び第二十四条第二項の規定の適用については、再資源化解体準備条約証書とみなす。

（再資源化解体の実施に係る義務）

第二十八条 再資源化解体業者は、特定船舶の再資源化解体を行うに当たっては、当該特定船舶の再資源化解体に従事する者の安全及び健康の確保並びに生活環境の保全に十分配慮し、当該特定船舶に係る第十八条第一項又は第二十五条第一項の承認を受けた再資源化解体計画に基づいて、適正に行わなければならぬ。

（再資源化解体の開始及び完了の報告）

第二十九条 再資源化解体業者は、特定船舶の再資源化解体を開始しようとするとき、及び当該再資源化解体を完了したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

第五章 船級協会

（船級協会による有害物質一覧表に係る確認）

第三十条 國土交通大臣は、船級の登録に関する業務を行ふ者の申請により、その者を有害物質一覧表に係る確認をする者として登録する。

2 前項の規定による登録を受けた者（次項において「船級協会」という。）が有害物質一覧表に係る確認をし、かつ、船級の登録をした日本船舶については、当該船級を有する間は、國土交通大臣が当該有害物質一覧表に係る第三条第一項の確認をしたものとみなす。

3 船舶安全法第三章第一節（同法第二十五条の四十六、第二十五条の四十九第一項、第三項及び第四項、第二十五条の五十二、第二十五条の五十四、第二十五条の五十八第一項第一号、第

二十五条の六十一第三号並びに第二十五条の六十三から第二十五条の六十六までを除く。)の規定は、第一項の規定による登録、船級協会及び船級協会がする前項の確認について準用する。この場合において、同法第二十五条の四十七第一項第一号中「別表第一に掲げる機械器具」とあるいは「スペクトル分析器、放射線測定器」と、同項第三号イ、第二十五条の五十六、第二十五条の五十八第二項第三号、第二十五条の五十九及び第二十五条の六十一第四号中「検定業務」とあるのは「確認業務」と、同法第二十五条の四十号又は「確認業務」と、同法第二十五条の四十号又は「確認業務」とあるのは「若しくは船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律(平成三十年法律第二号)又はこれららの法律」と、同条第三項中「登録検定機関登録簿」と、同法第三十条第一項及び前条と、同法第二十五条の四十八第二項中「前二条」とあるのは「船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第三十条第一項及び前条」と、同法第二十五条の五十一(見出しを含む)及び第二十五条の五十八第一項第四号中「検定業務規程」とあるのは「確認業務規程」と、同法第二十五条の五十九及び第二十五条の五十八第一項中「検定業務」とあるのは「確認業務」と、同法第二十五条の五十九第三項中「外国登録検定機関」とあるのは「外国登録検定機関」と、同法第二十五条の五十九第二項と、同法第二十五条の六十及び第二十五条の六十一第一項中「外国登録検定機関」とあるのは「外国船級協会(以下「外国船級協会」という。)」と、同法第二十五条の五十九第二項中「前二条」とあるのは「確認業務」と、同法第二十五条の五十九第二項中「前二条」とあるのは「確認業務」とあるのは「承認等業務」と、同法第二十五条の五十九第二項と、同法第二十五条の五十七及び第二十五条の五十九第二項第二号中「第二十五条の三十第四項、第二十五条の五十一第三項」とあるのは「第二十五条の五十、第二十五条の五十二」とあるのは「第二十五条の五十」と、同条第一項第三号中「第二十五条の五十、第二十五条の五十一第三項」と、同条第一項第三号中「第二十五条の五十、第二十五条の五十二」とあるのは「第二十五条の五十」と、同条第一項第三号中「第二十五条の五十、第二十五条の五十一第三項」と読み替えるものとする。

(船級協会による特定日本船舶の譲渡し等の承認等)

第三十一条 国土交通大臣は、船級の登録に関する申請により、その者を次に掲げる承認又は確認(以下「承認等」という。)をする者として登録する。

- 一 特定日本船舶の譲渡し等の承認
- 二 譲渡し等をしないで日本国内において行われる特定日本船舶の再資源化解体に係る有害物質等情報に係る確認
- 三 譲渡し等をしないで外国において行われる特定日本船舶の再資源化解体の承認

2 前項の規定による登録を受けた者(次項において「船級協会」という。)が承認等をし、かつ、船級の登録をした特定日本船舶については、当該船舶を有する者は、国土交通大臣が次の各号に掲げる承認等の区分に応じそれぞれ当該各号に定める承認又は確認をしたものとみなす。

- 一 前項第一号に掲げる承認 当該譲渡し等に係る第二十条第一項の承認
- 二 前項第二号に掲げる承認 当該有害物質等情報に係る第二十五条第一項の確認

3 前項第三号に掲げる承認 当該再資源化解体に係る第二十五条第三項の承認

3 前条第三項の規定は、第一項の規定による登録、船級協会及び船級協会がする前項の承認等について準用する。この場合において、同条第三項後段中「確認業務」とあるのは「承認等業務」と、「確認業務」とあるのは「承認等業務」と、「第三十条第一項」とあるのは「第三十条第一項」と、「確認業務規程」とあるのは「承認等業務規程」と、「確認業務」とあるのは「承認等業務」と、「確認業務」とあるのは「承認等業務」と読み替えるものとする。

第六章 監督

第三十二条 国土交通大臣は、次の各号に掲げるときは、当該日本船舶の船舶所有者に対し、有害物質一覧表確認証書又は再資源化解体準備証書

の返納、有害物質一覧表の変更その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 一 有害物質一覧表確認証書の交付を受けた日本船舶 当該日本船舶に備え置かれた有害物質一覧表が第三条第二項の規定に適合しなくなつたと認めるとき。
- 二 第二十一条第一項に規定する再資源化解体準備証書の交付を受けた特定日本船舶 当該特定日本船舶の譲渡し等が第二十条第四項各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき。
- 三 第二十五条第二項において準用する第二十条第一項に規定する再資源化解体準備証書の交付を受けた特定日本船舶 当該特定日本船舶に係る有害物質等情報が当該特定日本船舶の状態と一致しなくなつたと認めるとき。
- 四 第二十五条第七項において準用する第二十条第一項に規定する再資源化解体準備証書の交付を受けた特定日本船舶 当該特定日本船舶の再資源化解体が第二十五条第六項各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき。

2 国土交通大臣は、前項の規定による命令を發したにもかかわらず、当該日本船舶の船舶所有者がその命令に従わない場合において、当該日本船舶の再資源化解体の適正な実施の確保のために同項の措置を確実にとらせることが必要と認めるときは、当該日本船舶の船舶所有者又は船長に對し、当該日本船舶の航行の停止を命じ、又はその航行を差し止めることができる。

3 国土交通大臣がその所属の職員のうちからあらかじめ指定する者は、前項に規定する場合において、当該日本船舶の再資源化解体の適正な実施の確保のために第一項の措置を確実にとらせることができると認めるときは、前項に規定する国土交通大臣の権限を即時に行うこととする。

第三十四条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、日本船舶又は監督対象外国船舶の船舶所有者又は船長に對し、これらの船舶に係る有害物質等情報又はこれらの船舶の状態若しくは譲渡し等に關し報告をさせることができ。

- 2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、主務省令で定めるところにより、再資源化解体業者に対し、特定船舶の再資源化解体

令に従つて必要な措置が的確に講じられたと認めるとときは、直ちに、その処分を取り消さなければならぬ。

(特定外国船舶の監督)

第三十三条 国土交通大臣は、本邦の港又は沿岸の係留施設にある特定外国船舶(以下「監督対象外国船舶」という。)が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該監督対象外国船舶の船長に対し、有害物質一覧表に相当する図書で第三条第二項の規定に適合するものの備置き、当該監督対象外国船舶の状態の是正その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

の実施に關し報告をさせることができる。

3 國土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、日本船舶若しくは監督対象外国船舶又はこれらの船舶の船舶所有者の事務所に立ち入り、これらの船舶、有害物質一覧表、有害物質一覧表確認証書、再資源化解体準備証書その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、再資源化解体業者の事務所、事業場、船舶その他の場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

5 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

6 第三項及び第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指導等)

第三十五条 國土交通大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、船舶所有者、船長、造船事業者、船舶に設置される設備の製造事業者その他の船舶の再資源化解体と密接な関連を有する者(再資源化解体業者を除く。)に対し、有害物質一覧表の作成、有害物質等情報の収集、整理及び提供その他の船舶の再資源化解体の適正な実施に資する措置に関する必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

2 主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、再資源化解体業者に対し、船舶の再資源化解体の適正な実施にし、必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

(研究及び調査の推進等)

第三十六条 國は、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する研究及び調査を推進し、その成果

の普及に努めるものとする。

(国際協力の推進)

第三十七条 國は、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する国際的な連携の確保及び技術協力の推進その他の船舶の再資源化解体の適正な実施に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(手数料の納付)

第三十八条 次に掲げる者(國及び独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいいう。次項及び附則第五条第六項において同じ。))の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。同項において同じ。)を除く。)

は、実費を勘案して國土交通省令で定める額の手数料を國に納付しなければならない。

一 第三条第一項の確認(第八条の当該確認に相当する確認を含む。)を受けようとする者

二 有害物質一覧表確認証書の交付を受けようとする者(第三十条第二項に規定する船級協会がする同項の確認に係る有害物質一覧表確認証書の交付を受けようとする者に限る。)

三 第二十一条第一項若しくは第二十五条第三項の承認(第二十七条第一項のこれらの承認に相当する承認を含む。)又は第二十五条第一項の確認(第二十七条第一項の当該確認に相当する確認を含む。)又は第二十五条第一項

の許可を受けようとする者)

四 再資源化解体準備証書の交付を受けようとする者(第三十二条第一項に規定する船級協会がする同項の承認等に係る再資源化解体準備証書の交付を受けようとする者に限る。)

五 有害物質一覧表確認証書又は再資源化解体準備証書の再交付又は書換えを受けようとする者

らない。

(主務大臣等)

第三十九条 この法律における主務大臣は、國土交通大臣、厚生労働大臣及び環境大臣とする。この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(権限の委任)

第四十条 この法律に規定する國土交通大臣及び主務大臣の権限は、國土交通大臣の権限にあっては國土交通省令で定めるところにより、主務大臣の権限にあっては主務省令で定めるところにより、それぞれその一部をその所属の職員に委任することができる。

(経過措置)

第四十一条 この法律の規定に基づき、命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(国土交通省令等への委任)

第四十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、國土交通省令又は主務省令で定める。

(第八章 罰則)

第四十三条 日本の船級協会(第三十条第二項又は第三十一条第二項に規定する船級協会をいう。第四十六条及び第四十九条において同じ。)の役員又は職員が、第三十条第二項の確認又は第三十一条第二項の承認等に関して、賄賂を受け、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂を受けようとする者に限る。)

五 有害物質一覧表確認証書又は再資源化解体準備証書の再交付又は書換えを受けようとする者

2 懲役又は百万円以下の罰金に処する。

前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 偽りその他不正の手段により有害物質一覧表確認証書又は再資源化解体準備証書の交付を受けた者

二 第五条第一項の規定に違反して、特別特定日本船舶を日本国領海等以外の水域において航行の用に供した者

三 第十条第一項の規定に違反して、特定船舶の再資源化解体を開始した者

四 偽りその他不正の手段により第十条第一項の許可又は第十一条第一項の更新を受けた者

五 第十二条第一項の規定に違反して、第十条第一項第五号又は第六号に掲げる事項を変更した者

六 偽りその他不正の手段により第十二条第一項の許可を受けた者

七 偽りその他不正の手段により第十三条第一項から第三項までの認可を受けた者

八 偽りその他不正の手段により第十八条第一項又は第二十五条第一項の認可を受けた者

九 第二十三条第一項の規定に違反して特定日本船舶の譲渡し等若しくは譲受け等をした者

十 第二十五条第二項若しくは第七項において準用する第二十三条第二項の規定に違反して特定日本船舶の再資源化解体を開始した者又は第二十五条第二項において準用する第二十

三条第二項の規定に違反して特定外國船舶において準用する場合を含む。以下この章において同じ。)において準用する船舶の安全法第二十

五条の五十八第一項の規定による業務の停止の申込み若しくは約束をした者は、三年以下の

第五十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十五条、第四十七条又は五百万円以下の罰金に処する。
第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。
一 第三十二条第一項又は第三十三条第一項の規定による命令に違反した者
二 第三十二条第二項(第三十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による処分に違反した者
三 第三十二条第二項及び第七項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、特別特定日本船舶を日本領海等以外の水域において航行の用に供した者
四 第十二条第二項又は第十四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
五 第二十九条の規定による開始の報告をせず、若しくは虚偽の開始の報告をして、特定船舶の再資源化解体を開始した者又は同条の規定による完了の報告をせず、若しくは虚偽の完了の報告をした者
六 第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十第一第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
七 第三十四条第一項又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁をせず若しくは虚偽の答弁をした者
第八十九条 第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その違反行為をした船級協会の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十一条 第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは財務諸表等に虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第三十条第三項において準用する同法第二十五条の五十三第二項各号の請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。
附 則
施行期日
第一条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
二 附則第五条から第九条まで、第十一条及び第十三条の規定 この法律の施行の日(以下「経過措置」という。)前の政令で定める日

第一条 特定日本船舶(次条第一項の有害物質一覧表確認証書の交付を受けたものを除く。)をこの法律の施行の日から起算して五年を経過した日以後とする。
第三条 特定船舶である現存船であつて、施行日前に譲受け等がされ、又は再資源化解体が開始されたものについての第二十八条の規定の適用については、同条中「当該特定船舶に係る第十八条第一項又は第二十五条第一項の承認を受けた再資源化解体計画に基づいて、適正に」とあるのは、「適正」とする。
第四条 特定外国船舶である現存船については、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、第三十三条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。
第五条 國土交通大臣は、施行日前においても、日本船舶の船舶所有者の申請により、有害物質一覧表が第三条第二項の規定に適合することについて同条第一項の確認に相当する確認(以下「相当確認」という。)をすることができる。
第六条 國土交通大臣は、船級の登録に関する業務を行う者の申請により、施行日前においても、その者を相当確認をする者として登録することができる。

第六条 國土交通大臣は、船級の登録に関する業務を行う者の申請により、施行日前においても、その者を相当確認をする者として登録することができる。
2 前項の規定による登録を受けた者(以下「相当確認船級協会」という。)が相当確認をし、かつ、船級を有する間は、國土交通大臣が当該有害物質一覧表に係る相当確認をしたものとみなす。
3 第三十条第三項の規定は、第一項の規定による登録、相当確認船級協会及び相当確認船級協会がする前項の相当確認について準用する。
4 第一条の申請は、施行日までの間に当該日本船舶について有害物質の種類又は量を変更させる改造又は修理を行ったことその他の國土交通省令で定める事由が生じたときを除き、施行日以後は、それぞれ國土交通大臣がした第三条第一項の確認及び交付した有害物質一覧表確認証書とみなす。この場合において、当該相当証書の有効期間の起算日は、前項の規定によりその交付をした日とする。
5 相當確認の申請書の様式その他相當確認に関し必要な事項並びに相当証書の様式並びに交付、再交付及び書換えその他相当証書に関し必要な事項は、國土交通省令で定める。

- 第七条 日本の相當確認船級協会の役員又は職員が、前条第二項の相當確認に關して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に處する。これによつて不正の行為をし又は相當の行為をしなかつたときは、一年以上十年以下の懲役に處する。
- 2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。
- 3 第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 4 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。
- 5 偽りその他不正の手段により相當証書の交付を受けた者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 6 前条第三項において準用する第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十八第一項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした相當確認船級協会の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 7 前条第三項において準用する第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その違反行為をした相當確認船級協会の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。
- 8 前条第三項において準用する第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。
- 9 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第五項又は前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して、各本項の罰金刑を科する。
- 10 前条第三項において準用する第三十条第三項

- において準用する船舶安全法第二十五条の五十九条の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは財務諸表等に虛偽の記載をし、又は正当な理由がないのに前条第三項において準用する第三十条第三項において準用する同法第二十五条の五十九条第一項各号の請求を拒んだ者は、施行日前においても、同条第二項及び第三項の規定の例により、その申請を行ふことができる。
- 第八条 第十条第一項の許可を受けようとする者は、施行日前においても、同条第二項及び第三項の規定による登録を受けようとする者は、施行日前においても、その申請を行ふことができる。
- 第九条 第三十条第一項又は第三十一条第一項の規定による登録を受けようとする者は、施行日前においても、その申請を行ふことができる。
- 第三十条第三項(第三十一条第三項において準用する場合を含む)において準用する船舶安全法第二十五条の五十一第一項の規定による認可の申請についても、同様とする。
(政令への委任)
- 第十条 附則第一条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に關し必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。
(海事代理士法の一部改正)
- 第十二条 海事代理士法(昭和二十六年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。
- 別表第二中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。
- 十五 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律(平成三十年法律第三十二号)(有

<p>百三十二の二 有害物質一覧表の相当確認に係る相当確認船級協会の登録</p> <p>百三十二の一 特定船舶の再資源化解体の許可又は有害物質一覧表の確認等に係る船級協会の登録</p> <p>(一) 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律(平成三十年法律第三十二号)第十条第一項(再資源化解体の許可)の特定船舶の再資源化解体の許可(更新の許可を除く)。</p> <p>(二) 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第三十条第一項(船級協会の登録)の船級協会の登録(更新の登録を除く)。</p> <p>(三) 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第三十一条第一項(船級協会の登録)の船級協会の登録(更新の登録を除く)。</p> <p>(国土交通省設置法の一部改正)</p> <p>第十五条 国土交通省設置法(平成十一年法律第一百号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条第一項第九十九号中「並びに」を「、船舶の再資源化解体の適正な実施の確保並びに」に改める。</p> <p>この法律案を提出する理由である。</p> <p>理由</p> <p>二千九年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約の締結に伴い、船舶の再資源化解体の適正な実施を図るため、船舶所有者に有害物質一覧表の作成等を義務付けるとともに、再資源化解体に係る許可の制度並びに当該許可を受けた解体業者による再資源化解体計画の作成及びその主務大臣による承認の制度の創設等の措置を講ずる必要がある。これが、</p>	<p>二項に規定する相当確認船級協会を「並びに同法第三十条第二項及び第三十一条第二項に規定する船級協会」に改める。 (登録免許税法の一部改正)</p> <p>第十三条 登録免許税法(昭和四十一年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。 別表第一第百三十二号の次に次のように加える。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">登録件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一件につき九万円</td> </tr> </tbody> </table>	登録件数	一件につき九万円
登録件数			
一件につき九万円			